

平成20年第3回竜王町議会定例会（第3号）

平成20年9月24日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（3日目）

日程第 1 一般質問

一 般 質 問

- 1 竜王町の指定管理者制度について…………… 山 添 勝 之議員
- 2 各委員会の審議内容の開示について…………… 山 添 勝 之議員
- 3 交通マナーの最徹底を…………… 山 添 勝 之議員
- 4 国道477号（名神入口付近）の渋滞解消対策について…………… 小 森 重 剛議員
- 5 竜王町における小中学生の不登校状況について…………… 大 橋 弘議員
- 6 町税等の滞納整理状況について…………… 大 橋 弘議員
- 7 国道477号の整備について…………… 貴 多 正 幸議員
- 8 西小学校に夜間照明を…………… 岡 山 富 男議員
- 9-1 将来を見た合併の考えは…………… 岡 山 富 男議員
- 9-2 市町合併にかかる町長の基本姿勢について…………… 菱 田 三 男議員
- 10 原油や生活物資の高騰から町民生活を守る緊急経済対策を ……若 井 敏 子議員
- 11 「この人をどうするのか」の視点で介護の充実を……………若 井 敏 子議員
- 12 赤ちゃんに絵本を、ブックスタートの取り組みを求めて……………若 井 敏 子議員
- 13 ペットボトルのキャップ回収を始めませんか…………… 若 井 敏 子議員
- 14 竜王町社会福祉協議会の健全化について…………… 蔵 口 嘉 寿 男議員
- 15 日々健康に生活している老人に敬意を…………… 山 添 勝 之議員
- 16 地球温暖化に伴う局地的集中豪雨に対する対策について…………… 小 森 重 剛議員
- 17 町道西川ため池線の歩道設置について…………… 大 橋 弘議員
- 18 西川池の鳥獣被害について…………… 貴 多 正 幸議員
- 19 今後の防災対策について…………… 岡 山 富 男議員
- 20 入札制度の改善について…………… 菱 田 三 男議員
- 21 町長の所信を伺います…………… 若 井 敏 子議員
- 22 介護予防拠点施設等について…………… 山 田 義 明議員

2 会議に出席した議員（12名）

1番	岡山富男	2番	大橋弘
3番	村田通男	4番	山田義明
5番	山添勝之	6番	圖司重夫
7番	貴多正幸	8番	蔵口嘉寿男
9番	菱田三男	10番	小森重剛
11番	若井敏子	12番	寺島健一

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	副町長	青木進
教育長	岩井實成	会計管理者	布施九藏
総務政策主監	小西久次	住民福祉主監	北川治郎
産業建設主監兼農業委員会事務局長	川部治夫	総務課長	赤佐九彦
生活安全課長	福山忠雄	住民税務課長	山添登代一
福祉課長	松瀬徳之助	建設水道課長	田中秀樹
教育次長	松浦つや子	学務課長	木村公信
生涯学習課長	竹内健		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	村井耕一	書記	古株三容子
--------	------	----	-------

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成20年第3回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第 1 一般質問

○議長（寺島健一） 日程第1 一般質問を行います。

質問および答弁は、簡単明瞭に、要旨のみお願いいたします。発言通告書が先に提出されておりますので、それに従い質問をお願いします。

それでは、5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） 5番、山添勝之です。よろしくをお願いいたします。まず初めに、町長が就任されて早3ヶ月でございます。初めての定例会一般質問でございます。お互いに我々、住民さんから選ばれた者同士でございます。つまり二元代表制、車の両輪であるという役割をよく自覚し、竜王町のますますの発展に全力を尽くして邁進したいものでございます。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問、竜王町の指定管理者制度について。平成15年、地方自治法が改正され、平成18年9月には公の施設の管理運営方法が決定されたと思っております。そこで現在、竜王町の公的施設の各々の管理運営はどのようにされているのか、お尋ねします。そして、それは公募なのか、非公募なのでしょうか。

このたび、アグリパーク竜王と道の駅の経営統合がなされたと聞いております。株式会社と言えども町の出資率が700株の61.4%ということであり、社員の中には民間出身の方もおいでになりますが、しかし、これは公募による指定管理者ではないのです。町長は、選挙時より「民間の力」について熱く語っておられました。竜王町の公の施設について指定管理者を公募し、「民間の力」を活用されて活性化を促し、ますますの発展を進めることが目指すまちづくりの1つの方法であると考えますが、町長はいかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） それでは、山添勝之議員さんの「竜王町の指定管理者制度について」のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理者制度に関しては、ご承知いただいておりますように、平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、多くの公の施設が指定管理者に委ねられるところとなりました。竜王町においても、法施行後に建設されました施設はその時点から、その他の施設につきましても、法施行にかかる猶予期間を経て平成18年9月から指定管理者制度へと移行したところでございます。

まず、お尋ねの、竜王町の公の施設のそれぞれの管理運営はどのようにしているのかというご質問についてですが、法律の定めにより、町において直接管理とするか、あるいは指定管理とするかを各施設ごとに判断し決定していく必要がありますことから、指定管理者に委ねる施設にあつては、平成18年3月に設置条例の一部改正を行い、法律に沿った対応をしてきたところでございます。

具体的には、図書館や公民館等の教育施設ならびに役場敷地内にあります勤労福祉会館、農村女性の家、老人憩いの家等については、管理の費用対効果等を勘案して直営とし、その他の総合運動公園をはじめとする多くの公の施設を指定管理者による管理という方針を定め、これらの施設の管理を行っているところでございます。

竜王町における現状の指定管理者は、総合運動公園運動施設や雪野山史跡広場妹背の里等を「財団法人竜王町地域振興事業団」が、シルバーワークプラザを「社団法人竜王町シルバー人材センター」が、農林公園関係施設を「株式会社アグリパーク竜王」が、道の駅竜王かがみの里を「株式会社竜王かがみの里」が、介護予防拠点施設を「社会福祉法人竜王町社会福祉協議会」が、それぞれ指定管理者となり管理運営しておりますが、いずれの施設も非公募による指定管理者として選定いたしておるところでございます。

次に、町の出資法人であること、公募によらない指定管理者であることについて言及いただいておりますが、施設はいずれも本町の住民の福祉の増進や地域産業の振興に寄与する目的を持って、地域住民の皆様の利用に供するため設置しているものであり、その管理や運営については、直営あるいは管理委託制度での対応でありましたものを、法改正とともに指定管理者制度へと移行したものでございます。

なお、指定管理者の指定手続きに関しましては、竜王町の公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条ならびに同施行規則により、指定管理者選定委員会を設け、指定管理にかかる候補者を選定し、地方自治法第244

条の2第6項の規定により議会の議決をいただき、その指定にかかる手続きを了してきたところであります。

しかしながら、指定管理者制度へと移行いたしましたその背景には、国の行政改革大綱や総務省自治行政局長通知があり、公の施設の管理につきましても、「民間にできることは民間に」という観点から、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、公の施設の適正な管理に努められたいと指導がなされているところでございます。

また、議員の後段の質問において、町長が常日頃申しております「民間の力」の活用についても述べていただきましたが、その趣旨といたしましては、「スピード観ある実行力」とともに「ムダを省くこと、効率化」という視点で、経営基盤の強い体制づくりをしていくことが重要であると考えております。ついては、議員仰せのとおり、それぞれの公の施設とともに町の各外郭団体が地域の活性化を促し、住民福祉の向上に向けて競争力を高める団体となりますよう、次期の指定管理者の選定については一部の施設において公募ということも視野に入れ、その候補者を選定していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。以上でございます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 山添議員さんより、町長として「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」に向けて、民間活力の活用という視点から指定管理者の公募についてお尋ねいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

指定管理の状況や今後の対応につきましては、担当課長よりお答えをさせていただいたとおりであります。民間ではお客様に良好なサービスを提供していくため、様々な知恵やノウハウを蓄積し対応がなされておりますので、行政サービスにもその姿に学び、生かしていきたいと考えているものであります。

指定管理ということに特化して、施設におけるサービス提供を具体的に考えますならば、民間では「モニタリング」という手法も確立されております。それぞれの公の施設において、お客様への満足度調査「モニタリング」の手法を導入し、各指定管理者が地域住民の施設利用満足度をより高めているかどうかを調査し、様々な提案等をいただく中で、その施設経営に生かしていただくことも重要であると思うものであります。

また、健全な組織育成という観点では、町の出資法人や公共的団体が指定管理

者となった場合には、利益が見込まれる施設においては、目標の利益率等も定めながら、その中の一定利益を公共的費用に積極的に充当していただけるよう指導していきたいと考えるものであります。

さらに私自身の「モニタリング」ということにありましては、多くの地域住民の皆さまとお出会いし、いろいろな声を数多く聞かせていただくことが重要であると考えております。そのため、9月定例議会が閉会いたします10月から12月にかけては、私自身がすべての地域に出向かせていただく「地域創造まちづくり懇談会」として計画させていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） 親切的な説明をいただきまして、ありがとうございます。

ちょっと2～3、この前にもらっている資料、アグリパークとみらいパーク竜王という、今度発足しました団体についてでございますけれども、代表取締役が町長であるということは、やはり今の町長のご答弁から見ても、いささかおかしいのではないかと。やはり本当に指定管理の問題も含めて「民間に」というならば、町長がそれを管理するのではなくて、本当に民間人の方をお願いするところとところが妥当なところではないかと、私はそのように考えるわけでございます。

それと、要はいかに無駄な出費を抑えるかということが指定管理の問題であろうかと思っておりますので、こんなことは言わなくてもわかっているということになるかもわかりませんが、やはり指定管理にすれば今出している、私が計算しているところによると1億5,000万円ほどのお金が指定管理者に支払われているわけでございますけれども、半分とはいかないけれども、民間に委託したら本当に「えっ、これでいいの」というぐらいに減るかと思っております。

その辺を鑑みて、やはり今後の調整にあたっていつていただきたいなと思っております。ついでながら、新しい会社の取締役さんが、あまりにも多すぎる。今読んでいますと11名、監査役さん7名ということでございますが、ここまで大きな会社ではないと、かように考えておりますので、やはり取締役さんはこの半分ぐらいで、そして監査役さんは1人でなく2人というのが妥当であるかと思っておりますので、ひとつその辺のことをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 赤佐総務課長。

○総務課長（赤佐九彦） ただいま重ねて山添議員さんからご質問をいただきました

ので、指定管理に関連してそのことについてお答えをしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、先ほど答弁でも一部触れさせていただきましたけれども、指定管理者制度が導入されました背景には、公の施設管理運営にかかります経費の節減ならびに民間事業者の参入等による住民サービスの向上というものが主なものとしてあげられるところでございます。

先ほど数字も出てまいりましたが、まず、指定管理者制度に移行いたしました中での経費の節減効果という部分についてでございますけれども、多くの施設が一斉に指定管理者制度となりました18年度と19年度を竜王町全体で比較いたしますと、約3,500万円程度縮減というような形になっておりますし、今後もそうしたことについては十分配慮しながら進めをしていきたいというところでございます。

それから、また同時に、それぞれの指定管理者においても独自に組織改革を含めた、住民サービスに向けた取り組みをいただいておりますのでございます。先ほど触れさせていただきました道の駅と農林公園施設については、第三セクターの株式会社竜王かがみの里と株式会社アグリパーク竜王と会社統合いたしまして、株式会社みらいパーク竜王として社名変更を行いまして、体制の強化を図りながら、公の施設の設置効果等を高め、施設の利用収入を主たる財源としておりませんので、農産物等の販売収益から施設管理経費の一部を生み出していくというような仕組みづくり、つまり公設民営の姿に近づけていくための努力がなされているところでございます。

先ほどそうした組織内の役員のあり方という部分についてもいろいろと触れさせていただきましたので、現段階、まず第1段階、2つのものが1つになったということでございますが、今後、次期の株主総会等々も視野に入れながら、ご指導いただきましたその点についてはひとつずつそうした形に近づけてまいりたいと、このように考えるところでございます。

それから、また同じく指定管理ということで補足をさせていただきますならば、竜王町地域振興事業団においては施設管理に特化するということなく、総合運動公園においてでございますけれども、スポーツ振興ならびに健康づくりということに主眼を置いたソフト事業の展開により利用者の拡大に努めまして、利用収入の増加を図られてきておりまして、より施設サービスの向上に努めていただいているという状況がございます。

具体的には指定管理に移行いたしましたしてから、体育振興協会の事務局あるいはドラゴンスポーツクラブの事務局、町民運動会の実行委員会の事務局等を施設内に置きまして、地域住民の皆さんと協働したスポーツ振興を進めていただいております。

さらに最近ではスポーツセンターにおいて、人気のヨガ教室の開催とか介護予防にかかる事業についても、福祉サイドと連携した取り組みが展開をされているところでございます。

こうしたことから、総括的に竜王町におきましての指定管理者制度の導入について振り返ってみますと、教育施設以外の公の施設については、積極的に制度の導入を図ってきたところでございますし、この狙いであります競争原理の観点とか事業運営の見直しという点では、その導入効果があったと考えておりますが、全国的にはその制度設計自体に課題や疑問が多く出されているところでございます。

申し上げますと、安易なコスト削減や人員削減というようなことから、重大な事故が起きているというようなことも報じられております。そのため、竜王町においては公の施設の管理運営を、町が設立いたしました公益法人や社会福祉法人、出資法人にゆだねながら、それぞれの経営体質の組織改革も再考しながら、公の施設における住民サービスに努めてきたというところでございます。

しかしながら、民間の事業者が指定管理者になっても、制度期間が3年とか5年ということでございますと、安定的な人材を供給するということが非常に困難な部分もあり、どうしても臨時・パートが主体の雇用形態を生み、サービスの低下あるいは安全の質が心配になるということも踏まえながら、あわせて近隣の市町の動向も眺めてみますと、公募が可能な施設については段階的にその成果を見ながら非公募から公募へと移行されてきている施設も多くありますことから、本町にありましても、次期の指定管理者の選定については一部公募による募集も行う予定でございますので、あわせてご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

○5番（山添勝之） それでは、第2問ということでよろしく願いいたします。

各委員会の審議内容の開示について。過日の定例会一般質問で国道477号の交通渋滞対策において、民間人を含めた対策委員会を設置してはどうかと質問いたしました。その時の答弁は、現在、専門家による委員会があるので、民間人を

含めた委員会は必要ないとのことであります。

現実に向けて動いている「アウトレットモール」の開店、また、諸々の開発について、周辺各首長（湖南省・野洲市・近江八幡市）などからも指摘を受けているように、交通問題が日常茶飯事のごとく話題とされています。ところが、今日においていまだかつて、その専門家による委員会の審議検討内容の報告を受けたことがないと思うのです。

私は、町内外を問わず、この問題に対する質問を受けるのですけれども、その委員会の討議内容を説明することができません。ですから、自分の考えのみを伝えるしか方法がないのです。執行部はそのような委員会また審議会の討議内容を報告すべきだと思うのですが、お考えをお伺いします。

なお、これは交通問題だけではございません。他の委員会も然りです。情報開示は当然だと思うのです。これらあわせてよろしくお願いたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 山添勝之議員さんの「各委員会の審議内容の開示について」のご質問にお答えいたします。

先の第2回定例会の一般質問でお答えをさせていただきました、国道477号の交通体系について協議している滋賀県道路課主管の「(仮称) 竜王商業施設開発に伴う交通部会」での検討内容について報告すべきではとのご質問です。再度、県担当部局に交通部会の会議内容について確認いたしますと、この交通部会は、事業者から「滋賀県土地利用に関する指導要綱第5条第1項による届出」を受けてから、計画の商業施設に接続する国道477号の交通体系について、道路管理や安全対策等の立場から関係者である滋賀県道路課を主管として任意に設置された部会で、滋賀県公安委員会・滋賀県警交通規制課・近江八幡警察署・ネクスコ西日本・竜王町が委員となって検討しているものです。

会議内容につきましては、届出による開発計画に基づいての国道477号の交通体系について、特に各交差点の処理能力等について検討を重ねているものではありますが、町民の皆様方がご心配いただいております交通渋滞の課題につきましては、竜王町がその構成員でありますことから、その課題について交通部会に提起しているところであります。

また、この部会での審議内容の開示ではありますが、審議内容が店舗の利用車両や道路構造等について、既成の法条例等を部会で検討し、満足したものとなっているかどうかを主として審議しているところから、事業主と竜王町との開発協定

締結後までは、基本的には関係者のみでの扱いとなっておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

この部会の設置目的は、県と町の関係部局において、地域の要望等も検討に加えた中で、事業者にも一定理解いただけるものとして、許可要件の処理をしていく段階において、県と町の関係部局が協議を行う場として設けられておりますことをご理解いただきたく存じます。

なお、竜王町との開発協定締結には現在至っておりませんことから、一般公開を前提とするものではございませんが、個別必要事項については、関係機関と協議しながら情報発信に努めさせていただきたいと考えています。また、現在、一般的には、開発許可の本申請書が提出され、その後大規模小売店舗立地法に基づき住民皆さんへ公表し、ご意見を伺うこととなっておりますが、この時点では、住民の皆さんへの周知が遅いのではとの意見もあり、現在、県において事前協議制度について検討されていると聞き及んでおります。以上、簡単ですが、建設水道課からの回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 小西総務政策主監。

○総務政策主監（小西久次） 引き続きまして、山添勝之議員さんの「情報開示」についてお答えをさせていただきます。

「住民さんとの情報の共有」につきましては、まちづくりの重要な視点であり、竹山町長の「住民本位・住民対話」の基本姿勢からも、大変重要なことと認識をしております。

情報提供という点について、制度的には、町の情報の公開を義務付けて、より健全な行政の運営を図ることを目的に、平成14年に竜王町情報公開条例が制定されております。この中では、町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任の理解と信頼を深め、町民と町との協働による、公正で透明性のある開かれた行政を一層推進することは重要なことであり、町の保有する情報は、一部例外はあるものの公開が原則とされております。

さて、議員ご指摘の委員会・審議会につきましては、行政執行に関して、各種の委員会・審査会で熱心なご議論をいただき、その方向性・妥当性についてご意見をいただいているところであります。その審議過程・内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、公開が原則と考えております。

しかしながら、原則公開の立場に立つ情報公開制度におきましても、個人に関する情報は、個人の尊厳に関わるものとしてプライバシーを侵害することのない

よう最大限の保護をいたしております。また、法令などの規定によりまして公開することができない委員会・審議会もございます。さらに、行政内部における審議・企画・検討・調査・研究等、いわゆる内部情報については、公正かつ適正な意思形成を確保する観点から、公開することにより行政内部の意思形成に著しい支障が生ずる恐れのある情報は、内容ならびに、その段階によっては非公開とする場合がございます。

いずれにいたしましても、町の情報開示や住民みなさんの意見を反映していくことは、住民皆さんとともに作りあげていくまちづくりとして大切なことと感じております。今日まで、広報などを活用して情報発信や会議内容を公開してきたところでありますが、今後の情報開示につきましては、情報公開請求に関わらず、ホームページや広報を活用しつつ、住民皆さんへ広くお知らせをするとともに、議会におきます各委員会等でご報告申し上げ、少しでも町民皆様方へ開かれた行政へと改善していきたいと考えております。以上、情報開示等にかかりますご質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 次の質問に移ってください。5番、山添勝之議員。

**○5番（山添勝之）** それでは、次の質問をさせていただきます。

交通マナーの再徹底を。竜王町では、近年あまり大きな事故は発生していないように思います。しかし、予期せぬ時に起こるのが交通事故なのです。最近、町内でよく見かけることですが、車を運転中の携帯電話の使用です。これは竜王町の方かどうか解らないわけでありませぬけれども。

また、今一点、バイクのヘルメット不着用です。例えば、近くの田んぼに行く方にもそのような方がおられます。バイクに乗る時は、たとえ近くであってもヘルメットの着用が義務付けられておりますし、もし事故でも起こったら大変心配するところでございます。

ちょうど今、奇しくも交通安全運動中でございます。そこで、担当部局におかれましては、町民の皆様へ交通マナーを今一度しっかりと守っていただくよう、再アピールをしていただきたいと思います。お伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 山添勝之議員さんの「交通マナーの再徹底を」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご高承のとおり、近年では竜王町の住民皆様に関連する大きな交通事故は起こっておりませんが、本年6月7日に国道477号の岡屋仁殿池付近で交通整

理中のガードマンが通行車両にはねられ、残念ながら亡くられるという死亡事故が発生しております。

ご指摘のとおり、交通事故というものは予期せぬ時に起こるものでございます。おりしも、現在「秋の全国交通安全運動」が展開されておりますが、本町におきましても「地域安全推進協議会」を中心として関係機関のご協力をいただき、早朝の啓発パトロールや町内主要交差点での街頭啓発をはじめ、高齢者の方を対象とした交通安全フェアの開催や中学生の通学自転車安全点検等の啓発活動を展開中であります。

山添議員さんのご質問にもありますように、運転中の携帯電話使用やバイクのヘルメット不着用等の交通違反をしている車両も見受けられるところでありますが、これらは交通マナーの範囲ではなく、明らかな道路交通法違反であり、取締りの対象となる事項であります。警察当局に交通違反として取り締まっていたくことも必要と考えております。

交通法規としてのルールと、運転中の心配りであるマナーについては、どちらも重要なものでありますので、これからも引き続き近江八幡警察署や近隣市町、交通指導員さんとも連携し、街頭啓発や指導をさらに努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。以上、山添議員さんの「交通マナーの再徹底を」のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ありがとうございます。今の交通マナーについて、本当に大事なことかと思えます。本当に小さなことでございますけれども、ぜひひとつこれからはご指導等々、よろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 平成20年第3回定例会一般質問。10番、小森重剛。

国道477号（名神入口付近）の渋滞解消対策についてお伺いします。名神高速道路の取り付け道路として位置付けされている国道477号における交通渋滞は、日増しに厳しいものとなっております。

特に朝夕の通勤時間帯における渋滞は、竜王インター交差点を中心として、北は国道8号方面からインター方面へ向かう車輛が、薬師交差点の信号をはるかに超え、須恵西交差点の信号に影響を及ぼすまでになっております。また、南においては竜王インター南交差点の信号を通過するまでに、信号待ちを早くて3回、長ければ4から5回は当たり前となっているのが現状です。

一方、夕方においては、湖南省菩提寺方面から希望が丘入り口前を通り竜王町から国道8号へ向かう車両が、竜王インター南交差点の信号での右折車両およびその先の名神乗り入れ車両の右折により、大きな渋滞状況となっております。

名神高速道路竜王インターチェンジを利用される車は日に日に増加傾向にあり、特に各季節の行楽シーズンになると、神戸方面から上り竜王インターで降りる車が、料金所から上り本線に影響を及ぼすところまで渋滞をなしております。竜王インター上り出口は、本線が下り坂で右カーブの中間にあり、渋滞中は追突事故等の重大原因にもなりかねないかと心配されるところです。

平成22年夏頃には、大型商業施設が竜王インター前に供用開始される計画があります。国道477号は、今現在においても渋滞が発生しており、今後は交通麻痺状態の発生が懸念されます。竜王町にスマートインターの設置が望めない現状において、交通渋滞を緩和させる対策としての具体的な考え方をお伺いします。よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 小森重剛議員さんの「国道477号（名神入口付近）の渋滞解消対策について」のご質問にお答えします。

竜王インター付近の交通量は、議員ご指摘のとおり、朝夕の通勤時間帯における交通量が多く渋滞が発生する起因となっております。この現状を踏まえ、竜王インターチェンジを利用される車両の通過台数を改めて検証しますと、過去一年間の通過台数は、一日平均1万6,300台であり、昨年9月期の一日平均1万7,400台に対しまして、今年8月期では一日平均1万5,400台となっております。この一年間で一日平均2,000台の減少になっている現状であります。過去には、一日2万台近くになった時期もございましたが、近年では、原油高等も影響してか、年々減少傾向を示しております。

また、平成17年に調査実施されている交通センサスデータからも名神高速道路の利用台数は減少傾向にあり、在来道の国道477号および主要地方道竜王石部線の交通量も横ばい状況となっていることが見受けられます。

しかし、ご指摘のとおり、各交差点の混雑に対する現状は、朝は午前7時30分前後をピークに渋滞が著しい状況であります。午前8時頃には渋滞も少し解消し、竜王インターからの高速道路本線に渋滞を及ぼすことは極めて少なくなっている状況であります。したがって、インター前交差点から周辺信号機までの渋滞状況は、多くて2回から3回の信号待ちであり、渋滞する日がないとは言

えませんが、今のところ緊急に対策を講じなければならない混雑状況とは考えられません。

また、国道8号から竜王インターへ向かう須恵西交差点までの渋滞状況についてでございますが、この間の2kmについては、毎朝常に渋滞している区間ではないと認識しております。

このような現状を踏まえますと、この地点まで渋滞が発生することの原因と致しましては、高速道路の通行制限等が発生した時に著しい渋滞が生じるのではないかと考えます。

一方、夕方の交通量につきましては、午後5時30分頃から午後6時頃にかけてピークとなりますが、通勤者の帰宅時間の集中発生も少ないことから、緊急改善を要する状態までには至っておりません。

あわせて、湖南市エリアでは、国道1号バイパスの整備事業として、平成22年供用開始を目途として（仮称）栗東東インターの整備が進められるなど、竜王インター周辺の広域交通網の取り組みも進んでおります。これらの整備が完了することにより、湖南工業団地から竜王インターへの交通量も減少することが予測されますし、本年2月23日に供用開始されました新名神高速道路への乗換えなど、名神高速道路の利用は全体的に減少傾向にあると言われております。

さらには、八日市インターと竜王インターのほぼ中間地点である旧蒲生町木村地先で計画が進められております（仮称）蒲生スマートインターの新設計画が、平成22年の供用開始に向け進められており、周辺地域の交通の分散が図られますと、竜王インターの利用度の減少が顕著に現れてくるものと考えております。

しかしながら、通行者の利便性や町内での通過交通による日常生活への悪影響を低減させるためには、関係者と情報を共有しながら、適宜に最良の交通施策を講じながら問題の解決にあたってまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 10番、小森議員。

**○10番（小森重剛）** 誠に親切なご回答をいただきまして、ありがとうございます。

今、田中課長からご回答がありましたように、私もいろいろとそこらをしらべて回って、ちょっと古新聞ではあるのですけれども、平成17年度の交通量調査、竜王町の縦筋の主要道路も調べさせていただきましたら、やはり国道477号というのが、岡屋地先の477号で岡屋の信号から少し入ったところなんですけれども、そこで調査されたら、平日で1万317台、休日になりますと5,618

台、また、薬師地先の信号のところですが、あそこでの調査の結果は、平日で1万1,839台、休日では8,633台というような交通量になってございます。

参考的に一番次に多いのが県道の綾戸東川線ですが、これにつきましては平日で8,630台、これは橋本地先でございますけれども、そして、次に多いのが近江八幡竜王線、平日で4,963台、春日竜王線におきましては1,982台というような実績になっております。

とにかく、名神の取り付け道という位置づけにありまして、477号は国道ですので通行量は非常に多い。2倍に達するような数字になっておるといふ中身でございますので、前回の議会の中でも前任の山口町長さんがおっしゃいました。はじめは竜王町へスマートインターを誘致したいという竜王町民の総意であったと。しかし、いろいろと動いたけれども、結果、今のところ断念せざるを得ないと。それで回答にありましたように、旧蒲生町の木村地先に建設を予定・計画をされておるといふような内容を聞いております。

けれども、今、回答の中にもありましたように、スマートインターが仮に木村地先にできましても、直接すぐアクセスルートというものが無いということでございますので、これ即それが、名神の南側から名神へ竜王インターを利用して乗り降りしようという解決策には即につながらないのではないかなという1つの懸念がございます。

それともう1つ、ダイハツ関係さん、それから湖南工業団地、栗東東インターという回答も今ありましたけれども、たちまち即一番近いのが、やはりダイハツさんが利用されるにしたって、湖南工業団地の中が利用されるにしたって、やはり竜王が一番近いということですので、それを考えると名神の南側から名神高速道路を上りなり下りなり利用すると、また降りられるといふところにつきましては、今の竜王のインター南の交差点の南側にある名神の隧道をくぐらずして、直接名神の本線に乗り降りできるインターチェンジの改修、これによって大きく477号は渋滞の解消なりスムーズな車の流れになるのではないかな。また、そしてやはり直接すぐ乗り入れられると。あの狭いマンボを通過して通行しなくても、わざわざ北側へ回って乗り入れなくてもするよといふのは、利用される方にとっても当然利便性があると思っておりますので、ひとつその辺の行動を、竜王町が一生懸命頑張っても竜王町ができるものではございませんので、果たしてその辺を含めた中で今後そういうアクションを起こしていったら、スマートインターが望めない

のであれば、インターの改修というような形にひとつ方向転換をしていって、抜本的な交通解消施策を望めたらなと希望するところでございますので、その辺、もしそれが動きがとれるのか。もう完全にそんなものは無理な話ですよというのか、その辺についてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま再度の質問ということで、特に竜王インターの南側から乗り入れできないかというご質問と理解しています。

特にこれにつきましては、下り線のみ南側でしたら出て、入るというような状況になるとは考えております。そうしますと、湖南市方面からの乗り入れが流れがよくなるのではないかなというように理解をしておりますが、これにつきましては、特に名神道路の構造上、また技術的な面、それと用地の確保、特に大きな財源の関係がございます。そして、今現在平成22年ということで商業施設の供用開始というのがありますので、その供用開始後の車の流れなどを見極めながら、多くの課題もあると思われませんが、南側に出入り口が設置可能かどうか、そういう感じで関係機関と協議をしてみたいと思っています。

ただ、今現在考えておりますのは、特に技術面でかなり厳しいところがあるのではないかなというように考えますが、関係機関と協議をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。以上です。

○議長（寺島健一） 10番、小森議員。

○10番（小森重剛） 関係機関と調整をしていただくということで回答いただきましたけれども、初めから上下線とも全部乗り降りが可能という大きな構想ではなくて、できる範ちゅうで、西武さんからいただいた南側の土地がありますし、あれで下りへ乗り入れることは、線を考えることは可能であろうかと思っておりますので、即、上下線とも全部、南から乗り降りができますよというのではなくて、やはりひとつ考えられるところは乗り入れは下りですよと、降りるほうは東京・名古屋方面からの降りる方向ですよと、こういうような一方通行的な考え方もできるわけですので、それにはやはり知恵を出していただいて、やはりこういうやり方があるのではないかなということを提言をしていただいて、やはり各関係機関に働きかけていただいて、より使いやすい、より走りやすい道路にさせていただくように希望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 2番、大橋弘議員。

**○2番（大橋 弘）** 2番、大橋です。私は2問の質問をしたいと思いますが、まず最初に、竜王町における小中学生の不登校状況についてお尋ねいたします。

去る8月8日の新聞で、2007年度に病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した「不登校」の小中学生は、12万9,254人で2年連続での増加であったと、文部科学省の学校基本調査速報が報じられました。中学生は前年度より2,200人多い10万5,197人で、全生徒数の2.9%で34人に1人が不登校、小学生は100人多い2万3,926人で、全児童数に対する割合は0.3%となっています。

不登校のきっかけは「本人に係わる問題」が38.8%と最も多く、「友人関係」「親子関係」「学業不振」「いじめ」の順で、人間関係が築けない子どもが増えていきます。また、無理に学校に行かせる必要がないと考える保護者の家庭教育力の低下も指摘されていました。

滋賀県内小中学生の不登校状況は、前年度比46人増えて1,798人で全児童・生徒数に占める割合は1.43%で、全国都道府県ワースト7位ということで非常に高く、残念でなりません。

そこで、竜王町における小中学生の不登校の状況はどうか、また、不登校のきっかけは何か、不登校に対する独自の手法は考えておられるのかについて、お伺いをいたしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 木村学務課長。

**○学務課長（木村公信）** 大橋弘議員さんの「竜王町における不登校の状況等について」のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、新聞で報道されました不登校の問題は、滋賀県の教育における課題の中でも大変大きな問題となっております。まず、8月の新聞報道での不登校児童・生徒の数字は、昨年度において年間30日以上欠席があった子どもたちの人数に関するものであります。

そこで、竜王町における昨年度の不登校児童・生徒の状況であります。昨年度末、滋賀県教育委員会の生徒指導班に報告いたしました数字は、両小学校の合計が3名、中学校が2名となっております。これらの数字を割合に直しますと、小・中学校とも在籍児童生徒の約0.4%となり、いずれにいたしましても、数字の上では滋賀県全体の不登校に関する数字に見られる危機的な状況は見られません。また、これら該当児童・生徒の学校を欠席した具体的なきっかけ等は、個人が特定されるため、この場で説明することは差し控えさせていただきます。

しかし、不登校に陥る原因には、やはり報道であった原因等が考えられ、その不登校、あるいは不登校の傾向が継続している理由やきっかけについては大きく2つに分かれており、その1つ目の分類が学校生活上の影響によるものであります。この中には、いじめによるもの、いじめを除く生徒間の友人関係によるもの、教職員との関係によるもの、学業不振によるもの、そして、その他学校生活上の影響によるものとなっております。

そして、2つ目の分類といたしましては、学校生活以外に関わる課題であり、これには、あそび・非行によるもの、無気力によるもの、不安など情緒的混乱によるもの、意図的な拒否によるもの、複合理由によるもの、その他の理由となっております。

このように、理由、きっかけ等を分類され調査はまとめられておりますが、実際の状況を見てみますと、高学年に進むにつれ、様々な理由が複合した形になってきていることが見受けられます。また、近年、不登校に関する研究が進む中で、こだわりが強く人と交わる能力が弱い、学習に対する困難さを抱え学習へのつまずきがあるなどの発達障がいにかかるケースや、子どもへの虐待等の家庭環境に起因するケースが直接的な原因となっていることも多いことがわかってまいりました。

そこで、竜王町での不登校に対する取り組みではありますが、まず学校現場では、個々の子どもや保護者に対するカウンセリング的な指導や教育相談の実施、そして、最も学校復帰に効果があるとされております家庭訪問につきましては、各学校に配置されている不登校コーディネーターとともに、学級担任が中心となり繰り返し行っております。

また、町費で配置をいただいております心のオアシス相談員を両小学校に派遣し、日頃から子どもたちの悩みに寄り添い、保護者からの教育相談を積極的に受け、不登校の予防にも努めております。そして、学校には登校できていても教室に入れなかったり、他の子どもたちとうまく関わりが持てない子どもたちに対しては、「別室登校」や「保護者同伴登校」という方法をとっている場合もあります。

また一方では、保健センターや幼稚園での幼少期から展開されている教育相談や育児相談の充実も、不登校防止の大きな力となっていると認識しております。特に保健センター等での取り組みは、本来、不登校の現象に対して行われるのではなく、様々な課題を抱える子どもたちや家庭に対して実施されるものでありま

すが、早期からの子どもたちや家庭への支援が、結果的に不登校の減少にも大きく関与しているものと認識し、竜王町「ことばの教室」や療育教室において継続的な支援ができるよう連携を図っております。

今年度、発達支援室が設置され、竜王町といたしましては滋賀県教育委員会の専門性を有する教職員を学務課に2名、健康推進課に1名を町支弁で配置し、積極的な連携を進めることにより、子どもたち一人ひとりの支援を長いスパンに渡り継続的に実施できるようになったことは、不登校と同様に大きな社会問題となっている「ひきこもり」やニート対策にも、今後、大きな成果が期待できるものと考えております。

今後も、教育委員会といたしましては、個に応じたきめ細かな学習指導と、各発達段階に応じたカウンセリングマインドを備えた教育相談活動の充実に向け指導を進めていくとともに、関係機関との連携を更に強める中、子どもたちが安心して様々な活動を進めることのできる学習環境の整備に努めてまいりたいと存じます。以上、ご理解をお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋弘議員。

○2番（大橋 弘） 竜王町における小学校・中学校の不登校生については、ただいまも小学校が3名、中学校が2名の5名ということでございますが、いじめや不登校はだれにでも、ちょっとしたきっかけで発生する可能性が多分にあると思います。

不登校やいじめ問題の根絶に向けた町独自の考えというようなことで、ただいま子どもや保護者に対するカウンセリングや家庭訪問等による教育相談を繰り返して行っていると、こういうようなことでございますが、いじめや不登校は、ただいまも申し上げましたように、ちょっとしたきっかけで起こる重要な課題であると思います。今後も継続して保護者と学校との連携を重視しつつも、地域ぐるみで子どもを取り巻く環境改善に引き続き努めていただきますようお願いいたします、この質問について終わります。

○議長（寺島健一） 次の質問をお願いします。2番、大橋弘議員。

○2番（大橋 弘） 次に、町税等の滞納整理状況についてお尋ねをいたします。

竜王町における収入未済額は年々増加傾向にあり、特に個人町民税および国民健康保険税が大幅に増加しており、決算審査において監査委員さんが滞納整理のあり方について、今一度原点に立ち確実な施策を実施するよう強く指摘されておられます。

こうした状況は県下各市町に共通する課題であり、地方分権を確かなものにするためには、主要な自主財源である地方税の確保が何より不可欠であることから、平成15年度から県と県内すべての市町が「滋賀県地方税務協議会」を発足させ、また、平成17年度には県税の滞納整理に特別体制で取り組む「滞納整理特別対策室」が設置され、市町の職員さんと地方税の共同徴収を進めてこられました。

平成20年度から3年間、地方税の滞納整理の取り組みを一層推進するため「滋賀地方税滞納整理機構」を発足させ、県と市町の協働による徴収業務が本年4月よりスタートし、竜王町では県から2名、近江八幡市から1名、竜王町から1名の4人体制で、前期6ヵ月間を竜王町で、後期6ヵ月間は近江八幡市を中心に、主に法的な処分での徴収業務を行うと聞いております。そこで、4月から今日までの竜王町における徴収業務の成果と今後の推進策について伺います。

○議長（寺島健一） 山添住民税務課長。

○住民税務課長（山添登代一） ただいま大橋議員さんから「町税等の滞納整理状況について」のご質問をいただきましたので、お答えいたします。

税源移譲によります個人町民税の税率アップや国民健康保険税の税率改正なども影響し、議員仰せのとおり、町税等の収入未済額は増加傾向にあります。このことにつきましては、平成19年度には、臨時徴収職員の雇用や地方税法第48条によります町県民税の徴収委託、また平成20年度からは、管理徴収係の設置、徴収嘱託職員の雇用等をいたしながら滞納整理に努めてきたところでありますが、今回、滋賀県地方税滞納整理機構が発足されましたことにより、現在4名体制の共同徴収チームが6ヵ月間町役場に駐在し町県民税を中心とした滞納整理をお願いすることができました。

ご質問の、4月から今日までの竜王町における徴収業務の成果と今後の推進策でございますが、竜王町といたしましては、4名が6ヵ月間で滞納整理の処理を行える件数としては、200件までとのことでしたので、171人・滞納額3,517万9,603円を共同徴収チームをお願いいたしました。

4月は滞納者の再度、住所照会を実施していただき、5月は差押予告書の発送、6月は滞納者との納税相談を実施すると同時に、財産調査も平行して行っていただきました。7月以降は、差し押さえ予告に応じなかった滞納者につきまして、財産調査で判明いたしました預金について差し押さえを執行いたしております。現在では、引き続き財産調査に鋭意努力をいたしているところでございます。

共同徴収チームの徴収実績につきましては、8月末現在で収納済額46人でご

ございますが、1,139万2,926円、納付制約が取れましたのが57人・1,051万4,248円でございます。未処理ということで68人、1,327万2,429円でございます。徴収調整率といたしましては62%でございます。この徴収調整率とは、何らかの滞納処理ができた率でございます。共同徴収チームとしては、80%を目標に取り組みをいただいております。

なお、差し押さえ件数ですが、預金口座が49件、給与関係が5件、自動車担保差し押さえが1件、出資金が1件、合計56件を執行させていただいております。共同徴収チームといたしまして徴収実績をあげていただいております。

下半期は、近江八幡市へ移動されますが、納付制約を提出した57人分の徴収管理を重点的に行い、不履行等出てまいりましたら、これの滞納処分等整理に努めてまいりたいと思っております。また、平成21年度には派遣の職員が着任いたしますので、派遣期間の滞納技術の経験を生かして滞納整理に努めてまいりたいと考えております。以上、大橋議員さんからの質問への回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 2番、大橋弘議員。

**○2番（大橋 弘）** 平成19年度の町税収納率が、現年分が99%、滞納繰越分が20.8%で、全体では97.2%となっており、年々増加傾向にある収入未済額の処理対策として、ただいま答弁がありましたように、本年4月から地方税務滞納整理機構を発足させ、現在4人体制で主に預金口座の差し押さえを中心に徴収実績をあげていると、このことに対しましては敬意を表するところでございます。

しかし、今回の滞納整理において、対象者が171人中で8月末で、ただいまお答えいただいた中では未処理分が68名、また納付制約済分が57人と、かなりの未整理分があります。また、町税だけでなく国民健康保険税や固定資産税等においても多額の収入未済額があるものと思います。

今回の派遣1年ということでございますが、この1年間しっかり勉強していただきまして、滞納整理の技術とノウハウを活かし、今後、職員挙げて滞納整理に引き続いて取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 平成20年第3回定例会一般質問として、私は2問の質問をさせていただきます。まず、国道477号の整備について、お伺いしたいと思います。

薬師地先の大型商業施設が、平成22年夏頃にオープンの見込みとなり、また、岡屋地区県有地の工業団地開発については、平成25年度から分譲開始の予定となっております。さらに、国道477号を交差するふるさと農道も近々開通する見込みと聞いております。

こうしたことから、国道477号が竜王町にとって今まで以上に重要な路線になることは言うまでもありません。しかしながら、国道8号との交差点西側には右折溜まりもなく、現在でも朝夕はたいへん渋滞しております。また、国道477号の近江八幡市と竜王町の境界付近については、車道が急激に狭くなっております。今後、一層通行量が増加すると考えられる国道477号の整備についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） それでは、貴多正幸議員さんの「国道477号の整備について」のご質問にお答えいたします。

本町におけます国道477号の整備の取り組みにつきましては、昨年10月に策定いたしました「竜王町都市計画マスタープラン」における交通体系整備計画において、竜王インターチェンジと国道8号や国道1号方面とを結ぶ幹線道路として、円滑な交通環境を確保するため、沿道土地利用の状況を踏まえつつ、国や県と連携を図りながら計画的な拡幅整備を進めようとしています。

具体例といたしましては、竜王西小学校周辺においては、子どもたちが安全・安心して通学できるよう、ゆとりある緑豊かな歩道整備を進め、アグリパーク竜王周辺においては、町民や観光客が安全・安心して利用でき、アクセス利便性を高める、ゆとりのある歩道整備を進めることとしています。

国道477号は、竜王インター周辺のまちづくりにあわせて、道路拡幅等の必要性は日増しに高まってきており、町といたしましては、全線にわたり道路拡幅、歩道整備、交差点改良等の早期実現に向けての要望活動を続けています。現時点では、県の財政は状況が極めて厳しく、滋賀県が平成20年度から今後10年間の道路整備計画を定めた「道路整備アクションプログラム」によりますと、竜王

町においては、山之上地先における交通安全を主とした交差点改良、また、善光寺川沿いの歩道整備の2ヵ所が今後10年間の整備箇所として予定されています。

議員ご指摘の、西横関地先の国道8号と国道477号の交差点改良についてでございますが、この交差点につきましては、今日までもいろいろな場面で国・県に対して要望を重ねてきておりますが、この交差点は一次改良が終わっていることから、再度の改良については現時点では大変厳しいと言われております。

また、近江八幡市境の道路狭小部においては、今日までも関係地権者の方々とも協議を重ねながら、県においては改良工事の設計図書も作成されたと聞いております。しかしながら、用地買収にあたり関係者の同意が得られず、今日まで経過している状況であります。

一方、議員ご高承のとおり、JR篠原駅の駅舎改築計画ならびに駅周辺地区整備計画が動き出してきております。本町においては、駅舎周辺道路整備構想において、国道477号の歩道整備・防犯灯整備、交通安全対策等の整備について、今後の議論の場にあげ、県の整備計画が一日でも早く進むよう強く申し入れをしていく考えであります。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** 大変細かにご説明いただきまして、ありがとうございます。

国道477号については、今お答えがあったように、本当に竜王町にとって重要な路線になるというふうに思っていたということ、いろいろところで改修はされていくわけでございますけれども、ただいまお答えにありました中に、国道8号との交差点については、一次改良が終わっているのでなかなか難しいということだったのですけれども、やはり私が危惧するところは、近江八幡市と竜王町の境界付近について非常に路線が急に狭くなっている。そのことについては以前にも質問をさせてもらったわけなんですけれども、その時にも同じような回答でした。また、その時は公図が非常に混乱していて、なかなか難しいということだったのですけれども、公図が混乱している、また用地買収がうまくいかないというのも非常にわかるのですが、公図を整理するというようなことにも力を入れていただいているとは思いますが、いったいいつぐらいになれば整理をすることができるのか。また、本当に一生懸命やっておられても、できないのか。そういったことについてもう一度伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 貴多議員さんからの再度の質問で、近江八幡市と竜王町の境の狭い箇所についての改良が本当にできるのかという話でございます。

特に今日までの資料からいたしますと、平成6年当時から道路拡幅についての用地交渉が進められたと聞いております。当時、その時に設計もあったということでありまして、ただ、周辺の付近の境界確定があつて、地権者の方もこちらへ見えましたが、境界の確定がうまくいかず、あわせて用地の公図混乱と言うことがあつて、今までうまくいっていなかったということでございます。

しかしながら、先ほども申しましたが、篠原駅周辺整備構想によって、再度道路整備のきっかけというのが生れてきますので、再度この場を用いまして、前向きに進むように、その周辺の整備構想にあわせまして協議を進めていきますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 7番、貴多議員。

○7番（貴多正幸） 大変ありがたく思っております。篠原駅を利用する皆さんの思いもあると思いますので、そういったところに意見をどんどん出していっていただきまして、一日も早く道路の拡幅ができることを祈っております。

それで1つなんですけれども、平成20年第2回臨時会の町長の所信表明というあいさつの中で竹山町長は、「民間経験を行政経営という観点で加味し、さらに磨きをかけ、その実現に向かってまちづくりに全力を注いでまいる覚悟でございます」というふうに力強く言っていただきました。ただいまの国道477号の問題についても、町長自身、民間の考えという立場からどのようにお考えを持っておられるのか。また、以前やはり民間という立場から何かをする時には、非常に親密な調査をして、そして徐々に物事を進めていくというふうにもおっしゃっていただきましたので、そういった観点からやはり大型商業施設、また岡屋の県有地の工業団地の開発、そして今おっしゃってました篠原駅の駅舎の改築、そういったことも踏まえて、その動線を握る国道477号の整備について、町長自身どのように考えておられるのかをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 貴多議員さんのご質問でございますけれども、477号は非常に重要な道路であると認識をいたしております。特に竜王町は大きな企業を抱えておりまして、大手企業さんからの税収や住民皆さまの協力を得ながら、477

号の拡幅、またインターへ通じる道筋、それから、先ほどお話が出ました、今度スマートインターの話が出てくるわけでありますけれども、そういった方への連絡道路、あわせてこれからの竜王町の大きな課題ではないかなという具合に考えております。

認識をしっかりと持ちまして、そこに民間感覚とおっしゃいましたけれども、それがどういった面で活かせるのか、私はやはり通行量、そして経済性、それから利便性、そういったことを総合的に見まして、検討を加えてまいりたいという具合に考えております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

○1番（岡山富男） 平成20年第3回定例会一般質問。私は3問の質問をさせていただきます。

まず1問目の質問としまして、西小学校に夜間照明をとということで質問させていただきます。現在、農村運動広場には夜間照明が付けられていますが、平日・休日にかかわらず多くの方が利用されており、使用するのに困難な状態と聞いております。また、町内北部の方では西小学校に夜間照明をと希望されている方が多くおられます。照明を設置することにより、子どもから高齢者までスポーツ等を通して健康でいきいきと暮らしていただけたらと思います。また、避難所となっておりますので、災害の時にも必要かと思っております。お考えをお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 竹内生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹内 健） 岡山議員の「西小学校に夜間照明を」のご質問にお答えします。

スポーツ振興及び災害時の避難所としての役割から、小学校に夜間照明を設置するべきでないかとのご質問をいただいておりますが、まず最初に、現在の各運動広場等の利用状況を説明させていただきますと、農村運動広場につきましては、昼夜合わせて、平成17年度は年間1,007件、平成18年度は年間944件、平成19年度は865件の年間使用件数であります。主に、平日は、18時から20時までスポーツ少年団等が、20時以降は一般の方が、土曜日・日曜日は8時から夕方までスポーツ少年団が利用をされており、利用に当たっては利用者間で協議し、話し合いで譲り合って使用をされています。今年度、農村運動広場において夜間に練習される屋外スポーツの利用ニーズに対応するため、広場の照明器具の全面的な改修等を行います。

次に、総合運動公園（ドラゴンハット）につきましては、雨天時にも対応でき

る利用しやすい施設として、昼夜スポーツ以外に展示会やイベント等幅広く使用されており。また、総合運動公園のグラウンドにつきましても、多目的な広場であり、自由広場として供用をしており、ドラゴンハットの附帯設備としての機能を持っております。利用実態といたしましては、昼間、野球・サッカー・グラウンドゴルフ・イベントにも活用をいただいているところであります。

次に、小・中学校の学校施設につきましては、体育館は学校開放事業によって夜間および休日等の利用につきまして管理人をお願いする中で、事故のないよう安全面に気をつけながら管理業務をしていただいております。夜間の体育館は限られた場所の中で管理をしていただいているということで、利用者の安全確保には十分な眼が行き届いていると思います。しかし、大きなグラウンドの中での管理業務体制については、現行の体制では安全面について十分な管理が難しい状況にあると考えます。

このようなことから、現在の農村運動広場の使用件数にまだ余裕も見られること、また、総合運動公園の施設も利用いただけることから、小学校グラウンドに夜間照明設備を設置し夜間開放することは考えておりません。

また、議員お尋ねの竜王西小学校に夜間照明を設置するとなると、既設の受電施設からの電力供給では容量不足となりますことから、新たに受電設備を整備する必要があります。照明灯の設置と合わせて、そのため多額の経費も必要となりますことから、新たに西小学校に夜間照明の設置は考えておりません。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご質問の答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 続きまして、災害時の避難所として西小学校グラウンドに夜間照明の設置についてですが、避難所としての機能を考えた時に、必ずしも多くの照明は必要ではないと考えております。

昨今の例で言いますと、新潟県での中越沖地震の際に車で避難されてきた方が学校のグラウンドに車を停めて数日間寝泊りをされていた事例がございますが、その場合も暗くして寝やすい状況をつくっておられたようですし、必要最小限の照明ということであれば、移動式の投光機を使用することで避難所の機能は果たせると考えております。以上、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

○1番（岡山富男） ご回答ありがとうございます。

ドラゴンハットは余裕があるとか、農村グラウンドの広場でまだまだ余裕がある

ということを言われますけれども、事実上、数値ではそういうように思われると思うのですが、同じ時間帯に使われるということがあるのです。やはりその時間帯、ちょうど課長が言われた時間帯に皆使いたいというのが同じように望まれているわけです。その時に使えないと。だから、それ以外の時間帯に合わせてくださいねと言っても、それではちょっと難しい。土曜日・日曜日の夜とか、そういう時にも使われている可能性が一番大きいということもありますし、そういう使いたい時に使えない。ましてドラゴンハットなんかはもう毎日のように入っていますね。そういうことを考えると、もう1カ所照明を付けた場所が必要ではないかな。受電設備が必要だということで、それがどれぐらいかかるのか、いくらぐらいかかるのか、また教えてほしいなと思います。

特にまた避難所として、寝る時にあまりにも明るすぎると寝られないというのはよくわかるのですが、やはり夕方とかそういう時に、そのところというのは小さい子供さんとかお年寄りの方とか、たくさんおられるわけです。そういうところでやはり、協力し合いながらというのはありますが、電気が点くということに関しては、やはり人間の気持ちでホッとするという気持ちがありますので、そういうところで電気が点くということは本当にありがたいことだと思うのです。特に都会なんかへ行きますと、そういうところで学校施設にたいがいはつくということになっております。

そういう中からひとつ、「検討する」という言葉を言っていただけないでしょうか。先ほどのドラゴンハットと農村グラウンドだけという、距離的なこともあるのです。北部の方から考えると。そういうところを考えたら、西小学校につけるということは必要だと思うのですが、先ほどの受電設備のところ、どれぐらいの価格がかかるのか、教えていただきたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 竹内生涯学習課長。

**○生涯学習課長（竹内 健）** 再度の岡山議員さんのご質問にお答えいたします。

経費の部分でございますが、新たに受電機を設置しますと、だいたいそれに1,000万円ぐらい、それから、竜王西小学校のグラウンドですとだいたい4器から5器の照明灯が必要となってきます。その照明灯の1器の値段が約400～500万円ということで、全体で3,500万円ぐらいの経費が必要となってきます。

それから、今後の部分についての照明灯等の設置についての検討という部分でございますが、もう少し住民ニーズとかそういった部分を考える中で、今後検討もしていきたいなと思います。以上、ご質問の答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。1番、岡山富男議員。

○1番（岡山富男） この質問は、もう今までたくさんの議員さんが質問されておりますが、改めて私も質問したいと思います。「将来を見た合併の考えは」ということで質問いたします。

6月24日に町長に就任されて以来3ヶ月が過ぎようとしています。今、湖北で合併が進められていますが、そこが合併をされましたら、県内では7町になります。

そこで、町長は、将来を見据えた中で、竜王町はこのまま単独でいこうと考えておられるのか、また、近隣市町との合併を考えておられるのかをお伺いいたします。

また、当面はこのままでいこうと考えておられますと、国・県から権限移譲が行われても持ちこたえられる体力はあると考えているのかをお伺いします。

さらに、財政面から、町税等の収入を見込んだ場合、合併をどう考えておられるのかについてもお伺いいたします。

町長に就任されてから、近隣の市町からアプローチがあったのかも、あわせてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 続いて、9番、菱田三男議員。

○9番（菱田三男） 「市町合併にかかる町長の基本姿勢について」ということで質問させていただきます。今、岡山議員が「いろいろ議員が」と言われましたけれども、竹山町長に関しては私が2人目でございます。前町長にはこの合併問題についてたくさんの意見がありました。それをはじめに付け加えさせていただきます。

先ほど来、岡山議員が言われたのと同じなんですけれども、町長に就任されて3か月弱が経とうとしていますが、この間、滋賀県や近隣市町の動向、また合併新法の期限が迫ってきていることを踏まえて、市町合併について町長は今後どのような基本姿勢で進められようとしておられるか、お伺いいたします。どうぞひとつよろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） それでは、岡山富男議員さんならびに菱田三男議員さんの市町合併に関するご質問について、関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まず第1点目に、市町合併に対する現時点での「私の思い」「基本姿勢」につ

いて、述べさせていただきます。これらからの地方自治体の姿（基礎自治体）として、基本的には、広域合併の方向が合併本来の姿ではないかと考えており、広域という点については、今日まで私が訴え続けて来たことですが、中核都市を目指すのがよいのではないかと考えております。この点については、本年3月に、当時の竜王町市町合併推進検討会議から山口前町長に提言された広域合併案が中核都市へ向かうものではないかと考えております。

しかしながら、6月の私の町長選挙においては、ご承知のとおり、「合併はしません」と明言された候補者との選挙戦で僅少結果であったことから、住民皆様の意向が、合併そのものに反対されてのものなのか、枠組み等に対する反対なのか、判断が難しい状況でございます。ついては、私は、合併に対する提言内容や選挙結果をしっかりと受け止めさせていただき、合併に対する私の思いやこれからのまちづくりについて、住民の意見をもう一度積み上げるべく、この10月より住民皆さんとのまちづくりの懇談会を行う計画であり、現在、自治会長様や町内各界各層に対しまして、その準備をさせていただいているところであります。このことから、現時点では、合併新法の期限（平成22年3月31日）までに間に合うように答えを出すことは非常に難しく、期限についてはこだわらないというところであります。

一方、私たち竜王町は、8月末現在1万3,512人、町職員134人の小さなまちであります。自治体としてしっかりと知識や体力をつけて、その能力向上に取り組む方針でありますが、小規模自治体の域には限度もあると感じており、適切な合併の時期を見定めていかなければとも考えております。

あわせて、日頃より周辺市町とも本町の状況・情報交換に努めながら、行政の効率的運営や広域的行政サービスの水準維持の手法も含め、専門的分野における広域連合や共同設置など自治体間の協議連携を進めていかなければならないと考えております。

市町合併は、まちの将来に渡る大変大きな課題でありますことから、繰り返しになりますが、まずは、住民皆様との対話を積み重ねながら見定めたいと考えています。以上が、市町合併についての基本的な私の考えであります。

次に、「権限移譲が進む中で、自治体としての体力について」のご質問にお答えします。国・県からの事務権限の移譲は、既に平成12年度から平成16年度の「前期権限移譲」においては24事業を、平成19年度から22年度までの「さらなる権限移譲」においては14事業を予定しております。この間、段階的にも

権限移譲を受けているところですが、このことによりまして、独自のまちづくりや住民サービスの向上に大きく期待している面もありますが、それに対応する現在の職員定数は、行政改革集中改革プランの定員管理計画において133名を目標とする上限管理が定められていますことから、大変厳しい状況になっていくことは必至であると考えています。

今後、地方分権がさらに進展する中であって、自治体は、自己決定・自己責任のもと、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的にサービスの供給ができる力強い組織体となっていかなければなりません。より高度な行政判断や専門知識を備えた人材が必要となりますことから、専門職員の確保や職員の政策形成能力の強化ならびに執行体制の整備は必須条件であり、先ほども述べさせていただきましたように、市町合併や広域連合などを視野に、今以上の自治体の規模を確保し、行政経営基盤の充実に向けた体制強化が必要と考えております。

次に、「財政の面から合併をどう考えるか」のご質問にお答えさせていただきます。ご承知のとおり、竜王町は4年連続して財政力指数が1を超え、普通交付税は4年連続して不交付となっており、法人町民税や固定資産税の償却資産にかかる税収の増収がその大きな要因となっております。平成19年度決算においては、町税の収入額が40億2,000万円となっており、そのうち個人町民税が6億6,000万円、法人町民税が9億2,000万円、固定資産税が20億3,000万円となっておりまして、この決算額は過去10年を比較しても、個人町民税・法人町民税・固定資産税の額は、いずれも最高の額となっております。これは、平成19年度からの税源移譲による個人町民税の増収によるものと、法人町民税・固定資産税の増額は、町内の一部企業の業績好調と、設備投資が進んだことによるものでございます。

しかしながらも、竜王町の財政構造は、ご承知のとおり、町内特定企業の業績に左右されるのが現状であり、また、サブプライム住宅ローン問題に起因する経済不安や米証券大手リーマンブラザーズの破綻や原油価格の高騰などから、今後、町内企業の業績にも影響を及ぼしていくのではないかと懸念するところでもございます。

このことから、安定した税収を得るためにも、現在も積極的に企業誘致を進めているところでございますし、町の財政といたしましては、計画的かつ慎重な財政運営に努めるとともに、さらに安定的な税収を得る方策を具現化する必要が

あると考えております。

議員ご質問の、町の財政、特に町税収入の動向と合併問題は、現在・現時点で把握できる竜王町の財政事情等から勘案いたしますと、合併を大きく急ぐ大きな要因にはなり得ないとは思っておりますが、昨今の社会経済状況を見ますと、健全な財政運営にはさらに厳しくしっかりと取り組んでいかねばならないと感じております。

最後に、近隣の市町からの合併に対するアプローチという点であります。現在のところ、合併協議等についての正式な要請はございませんが、この件に関連して就任以降の状況は次のとおりであります。8月13日には、安土町長ならびに副町長が来庁をされ、安土町の合併検討会議の報告や地域での説明会の状況の説明をいただいております。ご承知のとおりでございますが、この間、「安土町の良さを守り、次世代に受け継いでいくための体制づくりに、法定期限内での合併を目指したい」という方針を住民説明され、その理解が得られたと感じているとのことでありました。私の方からは、現在の竜王町での状況や先ほど述べました、現在の私の合併に対する考えをお話しさせていただいております。

8月22日には、滋賀県庁において、総務省の担当者を囲む中で、「合併キャラバン東近江地域意見交換会」が開催されましたので、参加をいたしております。参加者は、総務省・滋賀県自治振興課・東近江地域振興局ならびに近江八幡市長・安土町長と私でございます。総務省から市町合併の情報が説明され、各市町長からは、それぞれ合併に対する考えを申し述べ、私からは、現時点での基本姿勢を発言させていただいております。

9月1日には、安土町議会議員の3名の方の来庁を受け、同様に、私の合併に対する基本姿勢を述べさせていただいております。

9月3日には、安土町の副町長が青木副町長と面談いたしており、安土町の近隣市町への訪問状況や、今後に向けての安土町の考えについて話がなされたと報告を受けております。

直近といたしまして、既に、ご承知いただいておりますように、9月17日には、安土町長が来庁され、職員によるまちづくり研究会への参加要請があったところでありますが、私からは、合併に対する考え方は従来と変わらず、安土町長から示された研究会の案では、1市2町の期限内の市町合併を視野においたと判断される内容であったことから、今の時点では研究会への参加を見合わせたいと述べたところでございます。

以上、岡山議員、菱田議員の合併に関してのご質問の回答とさせていただきます。この件に関しましては、住民皆様との対話を深め見極めていくことが一番大切なことと感じております。議員皆様方のご指導とご協力を賜りながら進めてまいりますので、ぜひともよろしくお願ひ申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

○1番（岡山富男） 今までの経過等、合併に対していろいろ町長が就任されてからのことを細かく回答していただきました。

その中で特に、9月9日に市民新聞ということでこれが出されたということで、このことに関して今、まちづくり研究会は安土の町長さんから来られたということで、私の考えは先ほど言われたことともう変わりはないということはあるのですが、そのあとに9月14日、今度は安土町の方でということで、これも新聞の方からなのですが、「1市1町か」ということで言われていると。このことを町長も新聞を見られてどのように感じられたのかということと、それと伴って合併キャラバン東近江地域意見交換会に参加された時に、町長の考え方はわかったのですけれども、そしてまた安土町長の考え方はわかったのですけれども、近江八幡市長も同席されたということで、その市長自体がどのように言われたのか。その時に竜王町をどのように言われたのか。これがもしわかればお答えしていただきたいなと思います。

9月12日の金曜日の時に、読売新聞・京都新聞等での安土町からの職員によるまちづくり研究会で近江八幡市は要望を飲むという感じもあるのですけれども、そういうところから考えて、どういうように考えておられるのか。その辺をひとつお答えしていただきたいなと思います。

それと、10月からまちづくりでタウンミーティングに入るということで、一般の町民さんというのは、この市民新聞『報知新聞』等で書かれていることが本当に一番よく見られて、このことで町長がもう合併を飲んだのかということがものすごく言われているのと、私も1回町民さんから聞いたことがあるのです。だからそのことに対してタウンミーティングの時にしっかりと意見を言っていたきたいなと、そのこともあわせてもう一度聞かせていただきたいなと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山議員さんからの再質問にお答えさせていただきます。順不同になるかも知れませんが、お許しをいただきたいなと思います。

県庁におけるキャラバンでの近江八幡市長さんのご発言についてということでありませけれども、近江八幡市長さんは、当時、積極的には発言されなかったと記憶いたしております。合併の機運が盛り上がってきて、情勢と言いますか、そういった環境が整えば合併に向かって動き出すと、こういうような発言をされたと記憶いたしております。

それから、1市1町の内容についてでございますけれども、私の方から申し上げたことでもありませんし、むしろ竜王は、私、中核都市に向かっての基本姿勢であるということの中から、こういった話の内容は存じ上げないことでございます。安土町長さんが近江八幡市へどういった話をされているのか、あるいは近江八幡市長さんが安土町さんの方へどういった話をされているのか、私は掌握もしておりませんし、内容も存じ上げておりません。

それともう1点でございますけれども、タウンミーティングということでございます。タウンミーティングは当初、いつからとは申し上げてなかったのですが、今後の総合的なまちづくりにおいて、やはり町民の皆さんとお話し合いをさせていただきたいということは選挙以前からも申し上げておったことでございます。

安土町長さんがお見えになった時に、「タウンミーティング」という言葉を使いまして、その中では私、合併に話を絞ってのという表現をしなかったのですが、もちろんタウンミーティングをさせていただいたならば、その中で合併の話も出てくると思います。出てきましたらその場で私の考えなり、これからどうするか、皆さんとお話をしたいと思っていますということを答えたわけでありませけれども、今のご指摘のとおり、タウンミーティングイコール合併の話がなされるのではないかなというように思いをされている町の皆さんがいらっしゃるといふご指摘でございます。したがって、10月から回ります時には、そういったこともあわせて、しっかりと私の思いなり考えというものを説明申し上げたいという具合に思っております。

以後につきましては、先ほど私が回答いたしましたように、「タウンミーティング」という名前を使わずに「懇談会」という名前で終えさせていただこうという具合に考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

○1番（岡山富男） ありがとうございます。もう1点だけ質問したいと思います。

私はどうも腑に落ちないのが、8月13日に安土町長さんが来られて、ここで

正式に、副町長さんも来られて一緒に同席されていると、同席で来られているということですので、トップと次の方と2人が来られているのに対して、そこで町長さんは完全にきちんと言われているんですね。それに対してそのあとに、9月3日とか9月17日にまた来られている。ということは、これはしいて言えば向こうには理解されていないのかなど。町長が思っておられることが向こうには理解されていなくて、また来られている。ということは、また来られるのと違うかなという思いはあるのです。

やはりはっきりと言われた方がいいと思うし、そういうところで、今の段階では、「平成22年3月31日の法定期限内には、私は考えていません」、「まちづくり研究会には入りません」というようなことをきっちりと言われて、「今の段階では考えていない、私は中核都市を目指しています」ということをしっかりと行って、その3点を言って、もう終わりというぐらいの方がいいのと違うかなと思います。そうじゃないとまた来られるのと違うかなど。またこれで寄って、また寄るということは、町民さんが不安を感じるということになると思いますので、その辺はきっちりと言ってもらうということは明確じゃないかなと思うのですが、このことに関して、13日にしっかり言われているのに対して、また来られているというのが疑問に思うのですけれども、その辺をもう一度お聞きします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山議員さんのただいまの質問に関しまして、お答えさせていただきます。

先ほども回答申し上げました中で、9月17日に安土町長さんがお見えになった時に、今のところ安土町さんが考えておられるまちづくり研究会への参加はいたしませんということをはっきりお伝えいたしました。その時に、「そうですか、もう余地はないのですか」というような念を押されたのですけれども、はっきりとお伝えをいたしました。

それ以後は、安土町長さんの方からは連絡もお問い合わせもございません。以上でございます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

○9番（菱田三男） 岡山議員がずっと先ほど来から合併問題について質問がありますので、私もあまり言いませんけれども、1つだけ竹山町長にお伺いしたいと思えます。

竹山町長は、基本的に中核都市を目指して広域合併の方向であると、こういう

ことをこの前の委員会でも述べられましたし、私も考えましたけれども、中核都市を目指す、広域というのはわかっているのですけれども、中核都市とはどれだけの大きさかなど、いろいろありますね。この前の、去年の合併推進の提案書を尊重すると、これは言われています。その提案書には、東近江市と近江八幡市、安土町を含む合併、そのあと加えて湖南市・野洲市を視野に入れたということが提言されていますね。

私が問うのは、中核都市というのはどこまでの範囲なのか。こちらならこちら、こちらを向くならこちらを向くとか、先ほど来言われる、これから10月からずっと各集落32あるのですけれども、回られるということで、区民さんは皆いろいろな考えをお持ちだと思うのですけれども、いろいろと意見は出ると思うのですけれども、町長がどういう基本姿勢をするのだと。そうでなければ一般の人いろいろな聞いても、「私は賛成だ」、「私は合併反対だ、あの町（市）とは」ということばかりだと思うのですよ。今までからそうだったのですね、こういう意見を聞くたびに。

ただ、竹山町長、とりあえず、難しい話ですけれども、基本姿勢はどうだと。先ほど来言われましたけれども、相手候補は「合併しない」と言われました。町長は今4つほど言いましたが、尊重すると言われましたし、その辺をひとつ、もう1回すみませんけれども、その1点ですけれども、ひとつよろしく願います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 菱田議員さんのご質問にお答えいたします。

合併推進検討会議が2市3町という答申を出されました。その答申の中に、「湖南市・野洲市を視野に入れて」という条項が含まれています。私は、中核都市へ向かうのが合併本来の姿ではないかということをお伝えしたのは、今の合併推進検討会議が答申を出される、もうずっと以前からでございます。私が皆さまへピラで合併について自分なりの考えをお示した時に、もう既に合併はその時点で中核都市へ向かうのがやはり本来の姿ではなかろうかとお伝えし続けてまいりました、そのことでございます。

答申書の中に2市3町という1つの枠組みはなされているわけでありまして、2市3町の規模でございますと23万人ということでございます。私は、中核都市というのは人口30万人が1つの目安でございますが、それに野洲・湖南の両市を入れまして4市3町になりますと、33万人で中核の30万人を超え

る。いずれにいたしましても、中核都市的な方向への合併を基本姿勢とはいたしますけれども、これからその枠組みなり、あるいはその中身についてもっと意見をお聞きして、議論を進めていかなければならないという具合に考えております。

10月から始めさせていただきます住民懇談会でどれだけのご意見が頂けるか、私は1回ではなかなか集約できない要素があるのではなかろうかと。これを何回も繰り返すことが私の基本姿勢でございますし、この前も申し上げたかも知れませんが、やはり1つひとつ積み上げて答えを出していく。その姿勢には変わりはないので、ご理解をいただきたいという具合に考えております。回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田議員。

○9番（菱田三男） 全協の資料によるのですけれども、東近江市の中村市長さんが、広域行政圏を越えた合併を含め2回の合併を行っているのですが、まだ行政組織内が落ち着いてないと、こういうことも言われているのですが、合併というのは相手があることですから難しいと思うのですけれども、とりあえずこういうことがあるというとはご存じだと思うのですけれども、ただ、32の集落を回られてから、回っていただいて、とりあえず住民さんのいろいろな意見があると思うのですけれども、町長また町の執行部が「こうだ。こうしよう」ということをあげていただいて、私たち議員もそれに賛同するならば、反対なら反対と、こういう意志を示さないことには、いくら協議してもだめですので、そこをひとつ町長、よろしく願って、質問を終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時44分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 「原油や生活物資の高騰から町民生活を守る緊急経済対策を」ということで質問をします。

今年8月8日に、原油の高騰ですとか生活関連物資の価格高騰に関わる緊急の申し入れを町当局にさせていただきました。ガソリン代ですとか電気やガスの料金、食料品など何でもかんでも値上がりはしておりますし、農業・中小企業・小売業・サービス業など、あらゆる分野で影響が出ています。「これ以上持ちこたえられない」と悲鳴をあげているのは、町内の酪農家や養鶏農家だけではなくて、

すべての町民の暮らしと営業を破壊しかねないものとなっています。

この一連の高騰は需給の関係にあるのではなく、投機マネーによって増幅されていることに重大な問題があります。だからこそ政治の責任が問われています。不当に押しつけられた経営危機は、政治の責任で解決するしかないのです。今まさに、政治は何のために、誰のためにあるのかが問われていると思います。

町長は民間の会社で経営の手腕を発揮されたと伺っていますが、今の経済、特に投機マネーについてのご認識をお伺いします。その上で、政治の役割についてお伺いしたいと思います。町民皆さんの要望については既にお届けしているものですが、その後の対応について、国・県への要請ですとか町内関係者の調査結果、調査をお願いしているわけですが、その結果、すぐにできることで対応いただいたこと、今取り組んでいただいていること、今後取り組みしようとしておられることについて、ご答弁をください。特別交付税措置の活用をどのようにされるのかについても、お伺いします。以上、よろしくお願ひします。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 若井敏子議員さんの「原油や生活物資の高騰から町民生活を守る緊急経済対策を」のご質問にお答えします。

昨年末から続いております原油価格の高騰は、食料・飼料・原材料等の価格の高騰と相まって、国民生活や企業活動の多方面にわたって深刻な影響を及ぼしています。

国では、6月26日に原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議により原油等価格高騰対策の詳細が示され、政府一体となって中小企業対策・農林業対策・建設業対策、国民生活への支援等々、緊急対策の実施に取り組むこととされました。

さて、ご質問の1点目である今の経済、特に投機マネーに対する私の認識についてであります。私個人といたしましては、この問題は非常に複雑な要素が絡まって起こっているものと理解いたしております。議員ご指摘の、投機マネーが問題を一層増幅しているという側面もあるのだろうとは考えますが、新興国を中心に全世界的に需要が増加していることと、将来を見据えた産油国の思惑なども影響していると仄聞いたしております。

そうであるとすれば、行き場をなくし原油取引に流れ込む投機マネーの規制だけを議論するのではなく、長期的には石油代替エネルギーなどの技術開発、短期的には我々の石油に依存しない社会の構築や燃料コストを適正に反映できる商取引のあり方なども、併せて議論していく必要があると考えております。

こうしたことを踏まえて、政治の果たす役割は何かとのご質問ではありますが、町行政を預かります立場といたしましては、竜王町内の状況をしっかりと認識し、国・県が実施されます様々な緊急対策を有効に活用し、地元住民皆さんが必要としている施策をしっかりと県や国に要望していくことが必要であると考えます。併せて、町独自でできることは何か、対応できることについて智恵を絞り、できるだけ迅速に行動に移すことが重要と考えるところでございます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 青木副町長。

**○副町長（青木 進）** 若井議員さんの第2点目の質問にお答えいたします

原油価格高騰、生活関連物資の価格高騰に関わる要望は、8月22日にいただいております。その際に、「国・県の動向も見ながら国民的な課題であると認識しており、町だけでは対応が難しく、国・県の動向も見ながら考えていきたい。その点で、現時点での調査等は難しい」とお答えをさせていただいたところでございます。

ご質問の「その後の対応」につきましても、役場の各担当部局でできる限りの取り組みを行っているところでございます。まず第1に、国における国民生活への支援であります。生活困窮者に対する灯油等の購入費の助成、社会福祉法人等に対する福祉ガソリン支援、学校給食に係る保護者負担の軽減、福祉施設・公衆浴場に対する助成の4項目について、地方自治体がきめ細かく実施する対策に対して、交付税措置による財政支援を行うこととなっております。

本町の福祉施設におきましても、送迎用車両のガソリン代やボイラー用灯油代について、経費負担が増加してきているとのことでございます。このことを含め、福祉有償運送事業の支援を図るべく、事業への助成について今回の補正予算に計上をさせていただいております。今後、冬場の暖房用燃料の消費時期を控え、生活困窮者や社会福祉施設に対する支援について、ガソリン等の価格動向、近隣市町の動向も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に農業支援であります。緊急実態調査いたしてはおりませんが、去る9月18日に農業委員会として、町内の農業関係各経営形態の代表者と農業委員全員およびJA・町行政担当を交えての懇談会を開催していただき、燃料・肥料・飼料高騰による農業への影響・課題・問題についての意見聴取ならびに把握実態の掌握に努めてきました。今後、この懇談会で出されましたご意見・要望を、農業委員会として国・県等関係機関への建議（要望）を行っていただくことといたして

おります。

また、支援対策につきましては、現在国が当面20年度中の対策事業として打ち出されています支援対策について、支援が受けられます関係者へお伝えをいたしております。町独自として農業関係者等への支援は、現在のところ考えておりません。

次に、中小零細企業関係者につきましては、町商工会を通じて状況をお聞きしておりますが、現在、物資の高騰に対応すべく、原材料の早期仕入れ等での対策を各事業主がされておりますが、去る9月16日に小口簡易資金貸付審査会を開催いたしました。これに係る資金調達のための小口簡易資金等の借入申込みはなされておられません。

また、支援対策につきましては、滋賀県が県独自として、経営が悪化している中小企業者が円滑に資金調達できるように、既存のセーフティネット資金に準じて融資対象者を拡大する緊急対策資金の創設が、現在開会中の滋賀県議会9月定例会に提案がされており、今後、国およびこうした県の支援策を関係者へお伝えをしまいたいと考えます。なお、町独自としての支援策は、現在のところ考えておりません。

次に学校給食関係であります。「学校給食にかかる保護者負担の軽減など地方自治体の自主的取組への支援（特別交付税措置）」が明記されました。学校給食関係といたしましては、急激な食材価格の高騰により、使用する食材につきましては、限られた予算の範囲内で所要の栄養基準を確保しつつ、献立の変更等で最善の工夫を行っているところであります。今後につきましては、主要食材価格の推移調査ならびに他市町の動向調査を行う予定であり、その結果につきましては学校給食運営委員会に報告し、今後の適正な給食費を見据えた議論をいただき、検討を重ねたいと考えております。

最後に特別交付税措置の関係ですが、前段で回答申し上げましたとおり、それぞれの自治体のきめ細かな対策については、交付税措置が行われる予定ですが、算入率等は国からは示されておりません。今後、国・県の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上、若井議員さんの御質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） お答えをいただいておりますけれども、要は、8月8日に緊急の申し入れということでこちらからさせていただいて、またその後、22日です

たか、直接関係者面談もさせてもらったわけですが、そういう形でいろいろ要請したことについては、何ひとつお答えをいただけていないというご答弁に、まとめればなるのかなというふうに思うのです。

これはもつてのほかで、現状の調査をしてほしいということも申し入れました。農業者もおいでになりましたし、現状調査、竜王町内の状況を調べてほしいということもその時にお願いしたわけですが、農業の調査はしていない。商工業者に対しては、商工会を通じて聞いたと。けれども、融資の申し入れもなかったと。県が今、議会で議論されているから、その結果が出たらみんなに知らせますよと、これはびっくりする回答ですよ。あの時、町長は「できることからします」とおっしゃいましたが、何ができるのかはわからないけれども、何かはしてくださるものだと思っていたのです。

ところが、今聞きましたら全く何もしていないと。しかも、最後に聞きました特別交付税の問題、これは6月23日でしたか、通達が出ているのです。それなのに「何も決まってないのだ」みたいな言い方をされましたよね。6月23日に出て、現実、全国では例えばクリーニング屋さん、20万円限度ですが、無利子の融資をしているということ、今日はすみませんが資料を持ってきていないのですけれども、東京だったと思うのですけれども実施したとか、いろいろやっているのですよ。先ほど給食費の話も出ましたが、給食費も値上げを抑えるために自治体独自に100万円を投入して、給食費が値上げされないようにしたということもありました。

全国にはいろいろな施策を自分たちで考えながら、それを実現していく上でこの特別交付税を使っていくと、使う方向で国と議論しているのです。竜王の場合は、これを使って何かしようという意図がないから、「どういものなのかよくわからない」みたいな感じですよ。「算入率は示されていない」と言われたのですか。「示されていない」なんて、聞けばわかるわけで、使って何とかしなければならぬということになれば、当然調べるはずだと思うのです。調べてもいないと。本当に先ほどから聞いていたら、メモするのも腹が立つような回答ですね。

私が町長に一番最初に聞いた投機マネーの話でも、産油国の問題だと、違いますよ。これは先物取引で、実際に取引されているのは、現物が要るからという取引よりも、ペーパーで物が動かない取引が8割から9割あるのですよ。だから、こんな人たちは原油が要るから、油が要るから商品を買っているのではな

くて、投機を目当てに買っているのですよ。それが値上げに直接影響しているわけで、その認識さえもないというふうになりますと、民間で得た知識というのはいかなものかなと思わざるを得ないなというふうに思うのですけれども、結局まとめてみれば、副町長、私たちが要求したことについては何ひとつ応えられていないということになるのですか。これからは県や国が何かされるのだったら、それに乗って、「言うぐらいのこと、連絡するぐらいのことは連絡します」と、そういうふうな回答だと理解してよろしいのですか。改めてお伺いします。

○議長（寺島健一） 青木副町長。

○副町長（青木 進） 若井敏子議員さんの再質問にお答えいたします。

回答の中で、国・県の動向を見極めながらということとか、あるいはいろいろな調査をするのは大変難しい課題もあるということをお答えしたところでございます。

しかしながら、調査はそれなりに各関係部局が進めているところでございます。その1つに、商工会への調査も回答申し上げましたとおりでございますし、その結果、事業者の方も努力をしていただいております。町といたしましては、小口簡易資金で貸付制度がございますが、その制度に対する申し出はございませんでしたという、これも調査等の結果だと思えます。しかし、県の独自の取り組みもその1つの報告でございます。

さらに、ご質問の中で特別交付税の関係がございました。議員ご指摘のクリーニング業者への支援は、緊急経済閣僚会議で決められた1つでございます。それにつきましては国の支援施策でございます。そういった国・県の施策はできるだけ詳しく住民の皆さんにお伝えするというのも回答で申し上げたとおりでございます。

その中で、国の経済閣僚会議の中での国民生活の支援が、特別交付税にかかわる部分でございます。それが回答でも申し上げましたように4点でございます。生活困窮者の関係、あるいは社会福祉法人の関係、あるいは学校給食の関係、あるいは福祉施設公衆浴場関係、それが特別交付税の枠となっております。

そこでお答え申し上げましたのは算入率、どのような経費がどのような形で算入されるかということが今不明確であるということをお答え申し上げました。しかしながら、学校給食のこういった願いも含めまして、特別交付税で算入していただける、影響いたします経費については今後取り組んでいきたいと、検討してまいりたいというようにお答えをさせていただいたところでございます。それな

りに、農業委員会の委員の皆さん方、あるいは農業者の関係の皆さん方との懇談も含めまして、状況把握は進んでおりますので、その点ご理解をよろしく願い申し上げます。以上、お答えといたします。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） どちらにしても、この通告が出ているのは6月ですから、遅いのは遅いのですよ。商工会がするとか、たとえば農業委員会がするから、だから調査しているのだなんて、そんなのは詭弁ですよ。

第一、町長は町民の皆さんのお膝元へお膝元へとおっしゃったわけですからね。お膝元にも行かないで商工会に頼んだ、農業委員会に頼んだと、そんな問題ではないでしょう。行くのだと言っておられるわけですから、私たちはあの話があるからぜひ調査してほしい、調べてほしいということを行っているわけですから、やはりこういう問題が現地から出てきて、あの時は、私は主監から返事がないのはおかしいなと思っているのですが、飼料稲の話も出ましたよね、そんなものをしてほしいという話が。結局何ら回答がないではないですか。

あれはいずれ回答をくださいというふうに最後に言いましたから、要望についてはきっちりした文書での回答をくださいということを書いてありますから、当然もらえるものと思いますが、今答えられたことが回答とするなら、「あれもしていません」「これもしていません」「あれは交付税の算入の分かどうかわからないのです」と言われますと、本当に緊急の対策にはならないのです。

私はやはり、本当に一人ひとりの実情を、酪農の人とも言われたけれども、「もうやってられない」と、「もう明日は廃業なんです」というところまで言うておられるわけですから、明日廃業だと言っておられる人に、3か月経っても「何もできないのです」と言うわけにはいかないわけですから、早急な対応を示すべきですし、ただ単に国の支援をお知らせするというのは、どういう形でお知らせされているのかは知らないですけれども、やはり町全体に熟知してもらい、知らせる必要は当然あると思いますので、改めてこの問題で、今後どうするのかをお聞きしたいと思います。

○議長（寺島健一） 川部産業建設主監。

○産業建設主監（川部治夫） 若井議員さんから再々質問の中で、特に今回の高騰にかかります中で、農業での取り組みの中で、先ほど副町長が回答申し上げましたとおり、私どもは農業委員会の方で今回関係する農業団体の皆さん方にお集まりいただきまして、先日このような懇談会を持たせていただきました。

そうした中で、回答の中では町独自では何もしないというようなことを書いておりますけれども、先の懇談会を受け、さらには先日、農業委員会の緊急委員会、明日も総会があるわけですが、そうした中で特に畜産農家が抱えておられる問題がやはり大きな課題になっておりますし、特にまた肥料の高騰で特定農業団体さん、認定農業者の中では肥料高騰を何とか抑えられないかという、こういうご意見をお伺いしている中で、特に畜産農家の方については藁を何とか入れたい、竜王町で集められないかというお話がございまして、そうした取り組み、さらには農家の方についてはできるだけ肥料を下げるということで、乾燥鶏糞なり、さらには畜糞等を、有機農業の改革も含めてそういうものを入れていけないかという、こういうご意見等をいただいているわけがございますし、そういうことは今後、専属会議の中でも私ども関係機関とも協議をしながら、できるだけそういう方策を取りながらしていきたいなということを思っております。

それと、先の懇談会の中であらゆる角度からいただきましたものにつきまして、明日、農業委員会の総会で建議という形で議決をいただき、先ほど副町長が申しあげました関係機関へ要望、農業委員会では「建議」という言葉を使いますけれども、要望等をあげていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上、私の方からの若井議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 先ほど若井議員さんから、投機に対する私の認識についてのご質問がございました。

先物に動くお金のその大きさ、これは本当に私も認識をいたしております。そのことが庶民の生活に及ぼしている、特に原油もそうでございますし、穀物でもそういう状況が出ておるといことは認識をいたしております。

これに対してどういう考えか、どういう具合に働きかけていくのかというご質問でございましたけれども、9月19日付の新聞に、経済産業省が新たに原油市場などの投機資金を監視するということで、「市場分析監視室」を設けるということを決めたようでございます。この監視室につきましてどういうことをやっていただけるのか、私もこれから調査いたしたいと思っておりますが、政府も一歩前向きに進んでこの問題と向かい合うという姿勢が示されたことは、私も力強く感じております。

いずれにいたしましても、売買ゲームと言うのでしょうか、マネーゲームと言

うのでしょうか、そういったことで市場が混乱する、これは決していいことではないという認識は持っております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 人ごとなんですよ、要は。国がやっている、農業委員会がやった。人ごとなんですよ。本当に町民の大変さがわかってない。本当にひどい。次に、介護です。この問題でも人の気持ちがわかるという立場での答弁をお願いしたいと思います。

「この人をどうするのか」という、その視点で介護の充実をという質問です。介護保険の見直し作業が始まっています。今回の見直しについては、国はどのような指示をしているのか。前回のように非常に、法改正があって利用者に大変な負担がかかったわけですけれども、そういうふうなものが今回もあるのか。あるいは、竜王町としてはどこを見直すべきかと考えているのかについて、お伺いしたいと思います。

具体的な現状について、いくつかお伺いしたいと思います。1つ目に、介護サービスを受けようとする人が、役場に連絡をして、聞き取りを受けて、介護認定をしてもらって、実際にサービスを受けるまでに何日ぐらいかかっているのかをお伺いします。

2つ目には、決算の説明で、介護保険料を支払っていない人が16人とおっしゃったと思っているのですが、16人程度の方が納めていないまま亡くなっているというふうな説明がありました。この16人の方々の実態について調査を求めます。一人暮らしでなかったか。介護認定を受けていた人か。介護を必要とする人で、認定などできていなかったために、サービスが受けられなかったという実態はないか。この人たち以外に介護の必要な人に介護が行き届いているかどうかをお伺いします。また、それをどのようにチェックしているかをお伺いします。

介護というのは、高齢者の人権を保障して、人間らしい、その人らしい生活や人間的な発達を支援し補償することだと考えているところですが、町長の認識をお伺いしたいと思います。

そういう視点で見た時、一人ひとりの高齢者に対して「この人をどうするのか」という具体的できめ細かい対応がされるべきと思いますけれども、そのような対応がされているのかどうかをお伺いしたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 若井敏子議員さんの「この人をどうするのか」の視点で介護の充実を」のご質問にお答えいたします。

平成12年4月に介護保険制度が創設されて以来、介護保険サービスの提供基盤は急速に整備され、介護サービスの利用者も着実に増加してきております。平成27年（2015年）には第1次ベビーブームの世代が65歳以上となり、高齢化が一層伸展するのを受け、保険給付がさらに増大することが予想されます。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直すことが介護保険法に定められており、平成21年度から平成23年度までを期間とする第4期介護保険事業計画を策定するにあたり、現在、策定委員会におきましてご協議いただいているところでございます。なお、この介護保険事業計画は老人福祉計画と一体的に策定されるものでございます。

この第4期介護保険事業計画は、国が示す基本的な考え方では、第3期介護保険事業計画において策定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けとなっております。したがって、平成26年度の目標値の設定の考え方についても変更しないものとされております。

竜王町におきましては、現在、第3期事業計画の介護保険データの分析や介護予防の取り組み実績の評価・分析を進めている段階でございます。第3期計画における課題を明らかにし、今後の事業展開の判断を行い、現在のサービスの質を維持向上させながら、新たな課題に対応できる介護保険の体制を整えていきたいと考えております。

さて、1つ目のご質問、介護サービスの申請からサービスを受けるまでに要する日数でございますが、介護保険による介護サービスを利用するには、市町村の認定を受ける必要があります。

「要介護者」または「要支援者」と認定された被保険者に対しまして、介護の必要の程度に応じたサービスが保険給付される仕組みとなっております。介護サービスの利用申請に福祉課窓口まで来庁いただきますと、最初に福祉ステーション内の地域包括支援センターにおいて介護を必要とされる方の状況等を把握し、初期相談に応じさせていただいております。

申請を受け付けますと訪問日の調整を行い、調査員が家庭などに訪問して、本人の心身の状況などを調査するとともに、この認定調査に基づく一次判定結果と、主治医意見書等を基に医師等からなります介護認定審査会において総合的に審査・判定されます。これに基づき竜王町が認定することとなります。

この介護認定申請から認定の通知までは原則30日以内にしなければならないとされており、認定が遅れる場合は、30日以内に遅延通知をすることとなっています。認定が遅延しましても認定の効力は申請日にさかのぼりますので、申請日から認定日までの間でも介護保険のサービスを現物給付で受けていただくことができるものでございます。

続いて、2つ目の質問、保険料未納者で死亡されている方の実態でございますが、16名の未納者のうち、一人暮らしの方が2名、介護認定を受けておられる方が2名でございます。いずれも同じ方で、施設入所者でございます。他の方は認定を受けておられないわけですが、家族と同居ということで、介護が必要な方であればご家族が介護されていたものと推察いたします。

その他に、「介護の必要な人に介護が行き届いているか」でございますが、介護認定を受けていただいた方には、担当ケアマネジャーがご本人やご家族の希望を聞き、その方にふさわしいプランを作成し、ご利用をいただいております。しかし、介護認定を受けたがサービス未利用や、住宅改修、福祉用具の購入など一時的な利用しかされなかった方で、担当ケアマネジャーがなく、その後においてサービスが必要となった方や、認定を受けておられない方でサービスが必要と思われる方について、本人からの申請がない場合の実態把握をどのようにするかが問題となります。

介護認定を受けられた方でサービス未利用の方につきましては、地域包括支援センターの社会福祉士が順次家庭訪問を行い、日常の総合相談活動を通して実態把握を行い、必要に応じてサービス利用につなげております。また、認定を受けておられない方の実態把握につきましては、ご近所の方や民生委員さんからのネットワークによる情報提供や、特定高齢者施策としての基本チェックリストや生活機能評価の結果、おたっしや教室等の事業参加者の状態像から、地域包括センターがアセスメントを実施しサービスの必要性を判断しております。

続いて、3つ目の質問、高齢者の尊厳を守ったきめ細かい介護サービスの保障についてでございますが、地域包括支援センターでは、高齢者が元気に安心して過ごしていただけるような仕組みづくりに取り組んでおります。高齢者の権利が守られるよう、関係機関や一般住民向けの権利擁護研修会を実施し、啓発を行っております。また、認知症であっても安心して過ごせるよう、認知症啓発の講師役のキャラバンメイトを養成し、その方々を中心に町内にも1,164名の認知症サポーターが誕生しております。

また、平成20年度から介護者の負担軽減を図る支援を考え、高齢者の権利を擁護することを目的に、高齢者虐待ケース検討会を開催しております。個々の虐待事例からどのように地域・サービス事業所・行政がご本人・ご家族を支援していけばよいか検討を行っております。

さらに、介護認定者においてはそれぞれ担当ケアマネジャーが窓口になり、介護サービスの調整をしておりますが、介護認定更新時にケアマネジャーが開催する担当者会議に地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが出席をして助言をしたり、ケアマネジャーの立てたケアプランへの指導を行い、要介護状態であってもご本人らしく過ごしていただけるよう支援しております。

このように、介護保険のサービスだけではなく近隣の支え合いや地域の活動など、高齢者の状態に合わせた支援が行えるような包括的・継続的なネットワークの構築を進めてまいりたいと考えております。以上で、若井議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** 本当に大変な仕事をしてもらっているというのは、今のお話で理解するところです。

ところが、私は当初にどれだけ申請から認定を受けてサービスを受けるまでかりますかという話をしましたのは、実は自分のところの家が非常に遅かったからなのです。それはそちらで掌握されているかなと思いますので、認定が、本人に出会って判定の結果、お医者さんの資料も揃って審査で判定されて、認定の連絡が来るというのが、30日以内だったら「遅れる」という通知をしないとイケないというのは、電話がかかってきました。これがいわゆる通知なのかなと思うのですけれども、文書ではなくて電話でした。電話は2回ほどかかってきました。「まだです。お医者さんがまだ書かれないのです」みたいな話で、それは判定ではなくて、それ以前ですね、医師のペーパーがまだ来ないからという話でした。

それにしてもやはりすごくかかった。これだけかかったら、本当に認定を受けたい人が受けられるのだろうかという心配があったのです。だからこれを聞いたのです。

仮に認定の決定が出てなくても利用することはできるのだという話がありましたけれども、結局、判定の結果何もならなかったら自分で負担しなければならぬわけですから、結果が出るまでやはり使えません。

能登半島の地震が起こった時に教訓として出されているのは、住民の命と暮ら

しを守ることが基礎的自治体の最低の要件で、特に独居高齢者とか要介護者がどういう状態なのかということ、これは能登の門前地区というところだったと思うのですけれども、そこはもうきっちり把握されていたので、誰ひとり被害を受けることはなかったのだという話があったのです。

先ほどから説明を聞いていますと、いろいろな取り組みをしてもらっていて、ケアマネージャーも話を聞いていると本当に大変そうですけれども、でも実際のところは実態の把握が不十分だという話も出てきたのかなと思うのです。一人ひとりの状態がどういう状態なのかということが把握できていない。地域包括支援センターというものはあるけれども、もちろん人の問題もあるでしょうし、体制の問題もあるでしょうし、できていないのだということになると、やはり強化していかないといけないところだなと思うのです。

特に認知症についてはキャラバンメイト1,164人と、これはすごいですね。支援の体制ができているというのは。これは竜王だけなのかどうか、よくわからないのですけれども、そういう体制もつくりながら、地域や住民の皆さんの協力を得ながら進めているのですという説明がありましたから、それは確かに大変なことだけれども、やはりきちんとした把握をすることが大事だという点は、改めて強調しておきたいなと思うのです。

今日、特に「この人をどうするか」という話でテーマにあげましたので、ひとりの方のお話を紹介したいと思うのですが、本当に介護を受けるべき状況であっても、その状況を必死でよくしていこうと、それ以上悪くならないようにしようと、そういう努力をしておられる方はやはりたくさんおありだと思うのです。その人に対してどういう介護をする必要があるのかということについて、ご本人が関係者と面談をされたりしながら、ずっと取り組みをしていらっしゃるのですけれども、この方の取り組みというのは、思っていて実践しながら、また要望をしという、そういう繰り返しで自分のことについて一生懸命やっっているのですが、こうして言える人はいいのですけれども、言えない人に対してどうケアするのか、どういう体制をつくるのかということがとても大事だと思うので、この方の話を紹介したいと思うのです。

この方は、施設と利用者がお互いに思いを気軽に話し合いたいのだと。そういう体制をつくってほしいという話があるのです。どういうサービスを受けるのかということについても十分話し合って、運営そのものも納得できるものにしてほしいと。この方は、「手を放して眼を離さない介助」という言い方をされていま

したけれども、自分自身が目標を持っておられるわけですから、自分が具体的な目標を持って自分の力でがんばろうとする心、それをサポートするような体制がほしいのだということをおっしゃって、「手を放して眼を離さない」ということをおっしゃっているのですけれども、そういう体制が実際にできているのかというところも問題なのかなと思うのです。

先ほども言いましたけれども、自分で「こうしたい」ということが言えない人に、目標を持って「ここまでやりましょうよ」という、そういう提案が介護をする専門家の方から出せているのかどうかということも問題だと思うのです。具体的にはいろいろな要望もしておられますけれども、一人ひとりの状況に見合った体制をこれからどうつくっていくのかについて、改めてお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長。

**○福祉課長（松瀬徳之助）** それでは、若井議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、若井議員さん個人のお話が例に出ていたわけですが、非常に日がかかったように思うというふうなことでございましたが、その件につきましては、申請があった時からシステム的には同じような対応をさせていただいたように聞いております。ただ、担当ケアマネの決定に至らなかったというふうなことを聞いておまして、その部分から、使っていただくサービス等の協議等も含めまして、中断をしておるというふうな感じで聞いておりますので、サービスのご利用の意向が整いましたら、またお声掛けをいただきたいなと思います。

続きまして、介護にならないように努力をされておられるのですけれども、なかなか思ったように話し掛けができないというような方の対応であったかと思えます。これにつきましては、できるだけ皆さんに表の方に出ていただくというふうな機会も含めまして、おたっしゃ教室というのを各自治会の多くのところで取り組みをいただいております。そういったところへまずは出かけていただけるような雰囲気というものも、それぞれ自治会で工夫をいただいておりますので、そういう中で実態の把握をしていきたいなというふうに、回答に申し上げたとおりでございます。

なかなかお声掛けをいただけない方の把握というのをどのようにするかというところでございます。幸い、災害時要援護者の支援マニュアルというものを策定いたしました。これは手挙げ方式で、災害が起きた時に自分では避難できない方とか、そしてまた災害の情報が把握できない方、こういった方に対して避難等の

支援をお願いしたいということで、これは手挙げ方式で登録をいただくと。それを行政と民生委員さん・自治会が協議をいたしまして、万が一の時にはそれを活用して安否の確認をするというふうな体制のマニュアルができ上がりました。

9月からその登録の受付ということで、町民さん向けには広報、自治会長さん・民生委員さんにもそれぞれ説明をさせていただきました。まだ登録の方は、数件ですが、出できておるといふような状況でございます。

そして、施設、そしてまた利用者の方がお互いにサービス利用について語れる場というようなことでございます。これにつきましては、回答の中でも申し上げましたように、担当者会議というのがございます。担当ケアマネ・ご家族の方・ご本人・理学療法士とか、そういった関係の方が寄りまして、その方にどういったサービスの提供を続けていったらいいかということ協力をさせていただく。ここへはもちろん包括の主任ケアマネも出席をさせていただくということで、この中でご本人にとってよりよいサービス、そしてまたご家族の意向というものも交えながら、プランの作成をするという体制をとっております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 先ほどの緊急施策のところ、法人に対する灯油等の支援というのが特別交付税で出されるという話がありましたけれども、これはこの前の懇談の時にも話をしたのですけれども、介護施設は本当にガソリン・灯油の値上がりで大変な状況があるという話がありましたので、ぜひこの問題だけは、介護施設に対してガソリンの支援をするということで応援をしてほしいなと思うのです。

介護施設について言いますと、今のガソリンの高騰もありましたけれども、まず人が足りないのだと。求人しても来てもらえないのだという話があるんですね。どうしてくれるのですかと。これでぬくもりのある住民施策はできませんよね。町長、お考えをお伺いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問でございますけれども、燃料、原油がずっと値上がりをいたしておりまして、このところガソリンは上げ止まりと言うのですが、ちょっと値段を下げているわけでございますけれども、灯油もかなり高騰いたしております。これに対しましては、それなりの援助を考えてまいることにいたしたいと思っております。

人につきましては、これからいろいろと総合的に見直さなければならないという面もございますので、仕事の中身をしっかりと点検し直して対処してまいりたいと思います。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井敏子議員。

○11番（若井敏子） 「高齢者対策は、ぬくもりのある住民施策を進めてまいります」という選挙ビラで質問をしたところです。十分なお答えではなかったです。

次、「赤ちゃんに絵本を、ブックスタートの取り組みを求めて」ということで質問します。先日、何回か皮膚科に通ったのですが、待合室で順番を待っている小さな子どもさんが、お母さんに絵本を読んでもらっている様子を見ました。なかなかほほえましくて、一冊読み終わると次の本を子どもさんが取りに行き、また読んでもらっていました。

子どもたちにとって、絵本との出会いは未知への出会いなのだと思います。今、全国でブックスタートの取り組みが実施されています。滋賀県の町では甲良町や虎姫町が実施していますが、この取り組みは全国に広がっています。これは、1992年、イギリスで始まった「赤ちゃんに本との出会いを作る運動」で、赤ちゃんとお母さんが、肌のぬくもりを感じながらことばと心を交わす、そのかけがえのないひとときを、「絵本」を介して持つことを応援する運動だとされています。

全国の取り組みを見てみますと、社会福祉協議会や保健センター・図書館などが、自ら、あるいはボランティアの協力で取り組むなどいろいろな工夫をしているようです。竜王町でもぜひこの取り組みを実施していただきたいと考えますが、ご所見を伺います。その際まず大事なことは、小さいお子さんをお持ちのお母さんや、これから出産を控えている若い皆さんの声をよく聞いていただいて、その方たちと一緒に取り組み方などを検討していただきたいと思いますが、お任せではなく、住民参加で取りくみをしていただきたいと思うところですが、ご所見をお伺いします。

○議長（寺島健一） 北川住民福祉主監。

○住民福祉主監（北川治郎） 若井敏子議員さんの「赤ちゃんに絵本を、ブックスタートの取り組みを求めて」についてのご質問にお答えさせていただきます。

若井議員さんのご質問にありますように、この取り組みは1992年に英国で始まり、2000年に日本に紹介され全国各地に広がっています。滋賀県内では近江八幡市・長浜市・東近江市・彦根市・米原市・高島市・高月町・湖北町・甲

良町・虎姫町などで実施されています。

竜王町は子育て支援の一環として、今年度から赤ちゃんに絵本をプレゼントする事業の実施を計画しております。現在、図書館・保健センターを中心に準備を始めています。

赤ちゃんの体の発育にミルクが必要なように、赤ちゃんの心を育むためには、だっこして話しかけてあげることが大事で、肌のぬくもりを通じて、肉声でことばをかけることは、赤ちゃんの発育にとって不可欠な「心の栄養素」だと言われております。この事業が、親と子がゆっくり心ふれあうひとときをもつきっかけつくりとなり、きずなを深めていただければと考えております。

また、事業実施にあたりましては、地域の子育てボランティアの皆さん等のご協力を得て実施してまいります。そのことで、地域に子育てを応援する人がたくさんいることを知っていただき、保護者の方が安心して子育てができるきっかけづくりにもなると考えております。具体的な内容を、生涯学習課長からご説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹内生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹内 健） 引き続き、赤ちゃんに絵本をプレゼントする事業の具体的な内容について、ご説明いたします。

竜王町では、昨年度、地域住民の方を交えた「子どもの読書活動推進計画策定委員会」より答申されました「竜王町子ども読書活動推進計画」におきまして、今後の取り組みとして、ブックスタートの実施が取り上げられており、来年2月から事業実施いたします。

具体的には、保健センターで行う10箇月健診で、保健師・図書館司書・地域の子育てボランティアなどが連携し、読み聞かせの仕方や絵本の役割等を説明し、絵本の引換券をお渡しします。後日、町図書館に來られた時、司書との話し合いの中で「おはなし会」を体験していただいたり、何種類かの絵本の中から1冊を手渡しで引換券と交換でプレゼントすることを考えています。現在、保健センター2階で開かれている「こどもひろば」に図書館司書が出向き、絵本の読み聞かせを行っていますが、このような場で、子育て中の親やスタッフの方々に意見を聞き、より充実した事業にしていきたいと考えております。

「赤ちゃんの成長にとって、絵本を開いて優しく話しかけてもらう時間が大切で、それは赤ちゃんにとって嬉しいだけでなく、親にとっても楽しいひとときである」ことを保護者の方に伝えるとともに、ブックスタートが、子どもたちが本

に親しむきっかけづくりのひとつになることを願っております。以上、ご質問の  
お答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 実はびっくりしてしまっていて、「こんな事業をしたらどうか」  
と言ったら、「2月からするのです」という話で、「なぜ」という気が実はしてい  
ます。

当初に私たちが予算を審議する時ですとか、あるいは途中の補正ですとか、そ  
ういったところでこの話を聞いた記憶もありませんし、だから私も、こんなこと  
をやっておられるところはいっぱいあるのに、うちはしないのかなと思って質問  
しているわけですけれども、「実は2月からします」という話で、予算はどうな  
っているのですか。

○議長（寺島健一） 竹内生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹内 健） ブックスタートの関係の予算でございますが、当初予  
算の備品購入費の中の図書代の中に、金額的には35万円ほどですけれども、認  
めていただいております。

図書としてはもう少し大きい金額になっておりますけれども、35万円という  
部分についても入った金額で予算の審議はされていると思います。以上、お答え  
とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 要は、予算の時にあなたは、何をするか聞かなかったではな  
いかと、そういうことですか。もちろん、先ほどの誰かの質問ではないですけれ  
ども、こちらが予算を十分見られていなかったということになるのかも知れない  
のですけれども、35万円の内訳を教えてください。

○議長（寺島健一） 竹内生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹内 健） 再々質問にお答えさせていただきます。

今、予算の関係の資料を持っておりませんので、後日報告させていただきたい  
と思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（寺島健一） 次の質問に移ってください。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） ペットボトルのキャップ回収のことについて質問をします。

いろいろな団体がペットボトルのキャップを集めているわけですがけれども、ま  
たそれを回収する団体もいろいろあるように聞いています。回収したキャップを  
お金に換えてワクチンを世界の子どもたちに届けようという運動や、エコ製品に

リサイクルしようという活動もあります。

いずれにしても、ペットボトルのキャップは、そのまま燃えるゴミに混ぜて出してしまうとキャップ400個で3,150gのCO<sub>2</sub>が発生すると言われていきます。環境破壊を回避しつつ社会貢献活動になるということで、町内でも、やまびこ作業所や農協女性部でも回収していただいています。このペットボトルのキャップの回収について、町としてゴミリサイクルの観点からお取り組みをいただく予定はないかをお伺いしたいと思います。

ごみの収集は行政の仕事でありますし、特に近年、ペットボトルの回収は増加傾向です。当然キャップも増えているわけで、混ぜればごみ、分ければ資源として活用の道があるわけですから、ぜひとも町として回収計画を立てていただきたく質問するところです。

願わくば、空き缶などと同じように、やまびこ作業所に収集していただくこともご検討いただきたいと思います。以上、よろしくお伺いします。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。本日の会議時間は、議事日程の都合により、会議時間を延長することとし、ここで午後6時まで休憩いたします。

休憩 午後4時52分

再開 午後6時00分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、竹内生涯学習課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。竹内生涯学習課長。

○生涯学習課長（竹内 健） 先ほど、内訳につきましては、図書代のほかに事業用の手提げ袋代、またパンフレット代、それから事業用のブックリストの印刷代が入っております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 若井敏子議員さんの「ペットボトルのキャップ回収を始めませんか」のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご高承のとおり、竜王町では資源循環型社会の取り組みとして個別規制法の1つである、通称「容器包装リサイクル法」に基づき、ペットボトルをはじめ金属・ガラス・紙の容器包装リサイクルを実施しております。

各家庭から出されましたペットボトルは、委託業者により中部清掃センターへ収集運搬されています。そして中部清掃センターで、ペットボトルを一つの大き

な塊として圧縮し、日本容器包装リサイクル協会へ搬出し、再資源商品として再利用されています。再利用としては、作業服・カーペット・カーテン等の繊維商品や、ファイル、食料品用仕切トレー等のシートや、ボールペン・空き缶回収ボックス等プラスチックに商品化されています。

しかし、ご質問いただいておりますペットボトルのキャップについては、素材がボトル本体と同じペット樹脂でないため回収対象としてはおりません。現時点では、各ご家庭から出るペットボトルはキャップをはずしていただき、キャップは指定の「燃えるごみ収集袋」にて搬出していただくようお願いいたしております。

竜王町としては、ゴミ集積所へ搬出されたものは、行政の責務において中部清掃センター等で焼却と処分を行っております。併せて、可燃物は焼却の際の燃料として活用しています。また、各地域のごみ集積所スペースや、今後分別していく必要品目、また経費のバランスを踏まえると、現時点では、ペットボトルのキャップのみを回収する計画はございません。

しかしながら、議員ご高承のとおり、町内ではやまびこ作業所やグリーン近江農業協同組合女性部・竜王中学校生徒会でペットボトルのキャップを回収されています。グリーン近江農協女性部・竜王中学校生徒会では、キャップを回収し、世界の子どもたちにポリオワクチンを届けようという運動に取り組んでおられます。

このようなことから、今後、お取り組みいただいております運動をどのように支援させていただけるか、資源ごみとして分別していく必要品目として、ペットボトルのキャップ回収をどの時点で、どのような方法で実施するか、また、お取り組みいただいている運動と回収を実施した場合の競合関係なども考慮し、関係機関等と調整させていただき、検討すべきであると考えております。以上、若井敏子議員さんの「ペットボトルのキャップ回収を始めませんか」のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 今後検討していくという回答なので、これ以上申し上げることはないのかなと思っておりますが、やまびこ作業所も結局ワクチンになるように、作業所同士で協力して1ヵ所に集めて、そこへ持って行っておられるみたいですね。

ただ、作業所の方は出した分に応じた還元金みたいなものがもらえるのだとい

うふうにおっしゃっていましたので、先ほど竜中とJAグリーン近江の女性部の話はされましたけれども、やまびこもそういう形でされていると聞いておりますので、その辺とも十分協議いただいて、ぜひ早期な取り組みをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口嘉寿男議員。

○8番（蔵口嘉寿男） 私は、本定例会におきまして、竜王町社会福祉協議会の健全化について質問いたします。

社会福祉法人竜王町社会福祉協議会は、老人から幼児に至るまで、障がいやハンディを持っておられる方々に身近で幅広いサービスを提供し、竜王町における社会福祉行政の重要な部分を担って今日まで活動を続けてこられました。

しかしながら、その財政基盤は、会費、善意の寄付金と竜王町の助成金と利用料などによって賄っていますが、近年の財政改革のもとに進められた著しい竜王町の助成金の削減等により、財政的に立ち行かなくなっている状況であると仄聞いたしております。

この社会福祉協議会の活動を支えてきたのが住民皆さんや町内事業所や多くのボランティアの方々であり、現在の状況を大変憂慮されております。社会福祉協議会の早急な健全化の方策を打ち立てるべきであると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

また、過去において竜王町職員と社会福祉協議会の職員の相互派遣によって、社会福祉協議会の実態や行政と社会福祉協議会の役割を十分把握されてたと思いますが、その課題と改善方策について併せてお伺いいたします。よろしく願いたします。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 蔵口嘉寿男議員さんの「竜王町社会福祉協議会の健全化について」のご質問にお答えします。

少子高齢化がますます伸展する今日、誰もが住みなれた地域や環境の中でともに生活ができる社会を築き、自己の持つ能力を十分に発揮でき、人格と個性が尊重され、地域住民が相互に支え合う共生社会の実現が求められています。竜王町では、このような社会の実現を目指して、竜王町高齢者保健福祉計画や竜王町障害者計画等を策定し、きめ細やかな地域福祉行政に取り組んでおります。

しかしながら、高齢化による福祉サービス需要の急増と、多様化ならびに国をはじめ自治体の財政状況の悪化などから、行政の行う福祉サービスの提供にはお

のずと限界があることも事実であり、改めて今日の地域福祉における社会福祉協議会の果たす役割の大きさを感じるところであります。

竜王町社会福祉協議会は、今日までも福祉活動への住民参加を進めながら、地域福祉活動の中心的役割を担ってきていただいております。各地区ごとに福祉委員を設置し福祉委員会を組織化するなど、住民自らが活動する体制づくりに努められ、結果、いきいきサロンや子育てサロン、防災マップ作成などの活動成果として表れています。

また、平成12年の介護保険制度の成立により、当時まだ介護サービス提供基盤の十分でない竜王町にあって、デイサービス事業を除く訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援事業所を立ち上げ、住民に最も身近な介護サービス事業所として利用者の支援に奔走していただきました。

しかし、やがて竜王町をサービス区域とする町外の事業所も増え、また町内にもデイサービスやグループホームの事業所ができ、利用者のサービスの選択の範囲も広がってきました。デイサービスの利用が増え、訪問入浴介護の需要が減り、事業撤退という事態にも陥り、介護保険事業の経営にも影響が出始めました。

町社協では、平成18年度より介護予防拠点の指定管理者となるとともに、鏡ふれあいプラザにおいて介護予防デイサービス事業の立ち上げや登録ヘルパーの確保、さらに平成20年度において福祉輸送の許可を取得するなど介護保険事業等の拡大に努め、目標設定による職員のモチベーションの高まりを図るなど充実・改善に努めております。

また、平成19年度におきましては、行政と町社協との人事交流を実施しますとともに、町からは竜王町の行財政改革の取り組みを含め町社協における経営改善の必要性の理解、社協派遣職員には行政から見た町社協に期待する活動の理解を求めながら、町社協の活動のあり方について検討を始めました。

方向性として、社協本来の目的であります、地域社会の保健・福祉問題で早急に解決しなければならない問題を見だし、解決方法を検討し、地域社会の参加・協力を得て取り組んでいくという、これまでの活動をさらに推進するため、福祉委員会への支援を充実し、社協会員である住民の地域福祉への関心を高め、小地域福祉活動を根付かせることを町社協の活動の柱と考えております。

県社協の指導を得ながら職員の資質向上に努め、住民地域活動のリーダーとして、またコーディネーターとして力が発揮できるよう、組織の充実が必要であると考えております。町としましては、行政の役割・町社協の役割を再認識しなが

ら、法人であります社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、真に地域福祉の担い手となっていただけるよう、これまでどおり指導・支援を続けてまいりたいと考えております。以上、蔵口議員さんの質問に対する回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 蔵口嘉寿男議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいま担当課長から、竜王町社会福祉協議会のこれまでの活動の経過、そしてその成果、現状の問題と改善に向けた取り組みにつきまして説明申し上げたところでございますが、その内容から、地域に密着した形で活動いただいている竜王町社会福祉協議会の存在に対しまして、その役割の重要性を強く認識いたしておるところでございます。

現在、社会福祉協議会におきましては、町行政との情報・意見交換を進めながら、改善計画に取り組みをいただいております。自助・共助・公助という言葉がよく使われますが、行政が行う福祉サービスの提供には限度があると申し上げたところでございます。町といたしましても、地域福祉を支える小地域福祉活動のさらなる充実に努めていただき、共助の力をつけていただきたいと考えております。

また、このところ介護の施設もたくさんできつつあります。万葉の里もその1つですが、入所利用者はいっぱいであり、入所希望者の方が120名以上おられるとお聞きいたしております。言い換えますと、介護を必要とする方がおうちにたくさんいらっしゃるということでもあります。行政や民間サービスの提供では対応しきれないということで、つまり在宅での介護が必要となるわけでもあります。

民間機関ではありながら公共的な事業実施を展開する社協にとって、このような状況は事業展開の道が開けてくるのではないかと考えます。介護保険事業部門の経営改善が言われていますが、まさにチャンス到来であると思います。町・社会福祉協議会において現状の分析、ニーズの把握、社協に何ができるかなど、経営戦略の樹立をされるよう、町担当を通して指導させていただいているところでございます。

竜王町社会福祉協議会が町民皆さまの団体として、皆さまとともに活動が発展するよう、町といたしましては社会福祉協議会の自主性を尊重しながら、真に地域福祉の担い手となる、これまでどおり指導・支援を続けてまいりたいと考えております。以上、蔵口議員さんのご質問への回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 8番、蔵口議員。

○8番（蔵口嘉寿男） ただいまお答えいただいたのですけれども、私が質問といたします趣旨の社会福祉協議会が経営的に大変煮詰まっておられるという質問をしているのに、その点は触れておられないのです。実態を本当に掌握されてご答弁いただいたのか、私自身としては大変疑問に思っております。

なぜ私がそういうふうに質問させてもらいますかと言いますと、平成19年度の決算報告書に、社会福祉協議会の活動事業という事業費が挙げられております。その中には平成16年度3,910万6,000円、平成17年度3,422万9,000円、ここから少なくなるわけですけれども、平成18年度2,510万5,000円、平成19年度2,557万円ということなのです。平成17年度から18年度に極端に、1,400万円も減っております、この削減額は25%にのぼっているわけです。そのあたりを、どういう経過でなったかということの説明していただきたいと思っております。

それから、同じく平成19年度の決算報告書に、社会福祉協議会に対して指導と助言を行い、平成19年11月29日に竜王町社会福祉協議会の経営改善計画が提出されたと思っております。この経営改善計画がされたということは、本当に社会福祉協議会が困っておられる窮状は十分わかっていたと思うわけですが、今の答弁では一言も触れておられないわけです。

それと、この経営改善計画をのぞきまして、職員の給与の引き下げがされているわけですね。この経過について、以上3点をお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 蔵口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

決算からします社会福祉協議会への交付金の決算額の減少というふうなことでございます。これにつきましては、18年度より交付金の決算額が減少いたしております。これまで社会福祉協議会に対しましては人件費補てんという形でさせていただいております。この中で、竜王町にもNPO法人等、民間事業所ができてまいりました。そういった中で社会福祉協議会の人件費補てんという中で、介護の事業部門に関する補てんにつきましては、原則、やはり事業収支というふうな形でございますので、事業の中で経営をしていただくということから、当初予算におきまして交付金の削減をされたところでございますが、最終的には退職等の方がございまして、人件費の収支というのはとれておるといふふうに考えております。

続いて、経営の改善計画でございますけれども、平成19年度にも改善計画がなされました。この分につきましては、行政としてはもう少し具体的な取り組みと言うのがあってもよかったかなというふうに考えておりますが、とにかく社協の事業を住民さんの方にPR・アピールをしていくというふうな感じの改善計画であったということでございます。改めてもう少し具体的な取り組みというのを今年度もお願いしておるところでございます。

それと、職員の給与のことでございますけれども、これにつきましては法人の方で実施をされたということで、申し上げることはございません。以上でございます。回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 8番、蔵口議員。

**○8番（蔵口嘉寿男）** ただいまお答えいただいたのですけれども、職員の給与は昨年の11月29日に社会福祉協議会の経営改善計画の中で、やはり行政の方も指導されたから職員給与を下げざるを得ないということではなかったのでしょうか。

特に、社会福祉協議会は、本当に社会福祉協議会の事務局の中核を担っている方が、個人的事情にしろ次々と辞めていかれるということは、将来の経営についてかなり苦労されていたのではないかなと私は思うわけです。行政はそういう実態を知りながら、あくまでも自助努力であるというふうなお答えに終始されておりますが、このような社会福祉協議会の一計では、町民さんから会費あるいはまた個人さんとか事業所から賛助会費をいただいております。こういう公的な社会福祉協議会ですので、ただ単に収支がとれないから社会福祉協議会の方で自助努力しなさいというのは、あまりにも行政の押し付けではないかなと思うのです。

行政の仕事を社会福祉協議会がかなり担っておりますし、これが逆に社会福祉協議会がされなかったら、竜王町は職員を増やさないといけないし、かなりの経費負担も要ると思うのです。そこらあたりがどうも、不離一体ではなしに、自らがそういうふうに削られたというふうな言い方に終始されると、どうもそこに働いておられる方とかそれを支えておられる方にしたら、何という言い方をされるのだろうということに感じるわけでございます。

改めて、私は最後に町長さんに、このような実態を本当に知っておられるのかということと、再度所見をお伺いして、この質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 蔵口議員さんのご質問にお答えいたします。

就任3か月の間にもっと勉強すればよかったのですがけれども、実際、給料の実態、今お聞きしますと削減された経緯があるというようなお話でございました。そこまで掌握できておりませんでして、申し訳ないと思います。

今後につきましては、先ほども申しましたように、やはり大切な部門でございますので、しっかりと数字内容あるいは実態を経営的にも分析いたしまして、対処いたしてまいりたいという具合に存じます。以上、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 5番、山添勝之議員。

**○5番（山添勝之）** 本日4問目の質問をさせていただきます。「日々健康に生活している老人に敬意を」ということでご質問申し上げます。

国・県を含むすべての自治体の財政の中で、老人の医療費の占める割合が非常に大きいことは周知のとおりでございます。どこの医療機関に行っても、多くの老人が、私もその一人でございますが、待合室にあふれています。少子高齢化がいかに進んでいるかということが、本当によく解ります。

必要であるから、受診に来られているわけでございますけれども、時折、薬局で抱えるほどの多くの薬を受け取って帰っていかれるのを見受けると、重診のことを思い浮かべるわけでございます。重診は医療費の増大につながることでありますことから、このようなことを防ぐための方法はありませんでしょうか。また、それをどのようにお考えでしょうか。

一方、健康診断を除いて、近年一度も医者に掛かったことがない老人も多くいらっしゃると思います。竜王ではいったい何人くらいの方がおいででしょうか、お尋ねします。

私の知人で近江八幡にお住まいの75歳の農業を行っている方でございますけれども、「毎日早朝よりウォーキングをして、自分の健康は自分で守る努力をしている。他人様に迷惑をかけたくない。国民皆保険だから、公的保険料も文句も言わずに支払っているよ」とおっしゃっておられました。私は、このような方々に敬意を表することが非常に大切なことと思います。竜王の対象者の方に表敬制度の検討をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

**○議長（寺島健一）** 山添住民税務課長。

**○住民税務課長（山添登代一）** ただいま山添勝之議員さんから「日々健康に生活している老人に敬意を」とのご質問をいただきましたので、健康と医療を踏まえましてお答えさせていただきます。

21世紀に入りまして、日本の社会は大きく変わろうとしております。昭和36年度にスタートいたしました国民皆保険制度は完全に定着いたしまして、なくてはならない制度となっており、世界一の長寿国の礎を築き、今日に至っております。

しかしながら、世界一といわれるスピードで高齢化社会に突入いたしましたことから、準備期間もそこそこに、医療・年金・福祉制度の維持・運営につきまして各自治体で神経をすり減らしているのが実情であると思います。

このような中で、医療の質の向上、安心できる安全な医療を提供することや、世界有数の医療水準を達成できた国民皆保険を持続可能なものにするため、平成18年度には医療制度改革が行われたところでございます。

年々増加いたします医療費につきまして、議員より重複受診のご質問をいただきましたが、重複受診は、患者にとりましても大きなマイナスとなります。医師は患者の訴えや症状によって検査や治療を行います、病院等を転々としますとそこでの治療は中断し、次の病院等でまた検査からやり直しとなり、肝心の病気をかえって長引かせたり、薬とか注射の重複による弊害も心配されるところでございます。

このような重複受診を防ぐためにも、該当者の把握に努めるのと同時に、町保健師によります訪問指導を行っているところでございます。重複受診につきましては、このような地道な受診の指導を行うことが大切であると考えているところでございます。

次に、近年一度もお医者さんにかかったことのない老人の方は、竜王町で何人いるのか、また、この方たちへの表敬制度につきましてのご質問でございますが、竜王町国民健康保険の被保険者しか把握することができませんが、平成18年度の1年間で医療保険の支払いを行っていない75歳以上の老人の方は、15名であります。

これらの方への表敬制度につきましての考え方ではありますが、医療保険制度は、いつでも、どこでも、だれでも医療保険を受けられる制度でございます。議員仰せの日頃から健康管理を行い医療給付を受けなかった方への表敬制度についての意味合いは理解するところでございますが、この表敬制度を実施することにより医療保険制度を受ける機会を抑制することを懸念し、表敬制度を行わない市町村が増加しているところでございます。このようなことから竜王町では、現在国民健康保険事業での表敬制度を実施していないところでございますので、ご理解

いただきますようよろしくお願いいたします。

健康は、誰もが願うものであります。日頃から自分の健康管理を行うことは、非常に大切なことでもあります。しかしながら、もし体調が悪くなればすぐに診察を受けていただき早期治療を行っていただくことが、適正な医療費につながるものというふうに考えるところでございます。以上 山添議員さんからのご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 5番、山添議員。

○5番（山添勝之） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

私も、病気の方に対する意味合いで言ったわけではございません。健康に暮らしている方の話の中でちょっとしゃべっていると、そういうこともあってもいいのかなというようなことで聞いたものですから、このような質問をさせていただきました。誤解のないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。これからもひとつよろしくお願ひいたします。これで質問を終わります。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 平成20年第3回定例会一般質問。10番、小森重剛。本日2回目の質問をさせていただきます。地球温暖化に伴う局地的集中豪雨に対する対策について、お伺いをいたします。

地球温暖化によるものと懸念される局地的な集中豪雨が全国で発生しており、金沢市の浅野川における大規模水害や、神戸市の戸賀川における突然の出水による水難事故も発生しています。県内におきましても、7月18日の長浜市における1時間降雨量84ミリの局地的な強雨による床上・床下浸水や、7月28日の大津市を流れる大戸川の短時間強雨による冠水が発生しており、地球温暖化に伴う気象変動による局地的強雨は、県内のどの地域においても頻繁に発生する危険性があり、特に中小河川の氾濫が懸念されます。

竜王町を流れる主要な河川は、すべてが天井川の形態をなしていることから、流域の住民は河川の氾濫に対して常に危険性を感じています。これが、掘り込みの河川であれば、氾濫しても徐々に水位が上昇するため避難における時間を稼ぐことができますが、天井川が破堤するとその勢いはすさまじいものがあり、人命や資産を奪うこととなります。

河川改修は下流からという常識は理解できますが、今、竜王町に長浜のような局地的な強雨が降ることを思えば、何らかの対策が必要であると考えます。河川改修をこれから何十年も待たねば解決策がないのか、まずは、ハード的な対策を

立てることができるのかをお伺いします。

また、ハード的対策に合わせ、少なくとも人命を守るためのソフト的な施策があると思われるが、その対策についてもお伺いいたします。以上、よろしくお願  
いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 小森重剛議員さんの「地球温暖化に伴う局地的集中豪雨に対する対策について」のご質問にお答えします。

議員ご高承のとおり、今年は局地的な集中豪雨が県内でも発生し、大雨による浸水被害が多く発生しております。竜王町内には14本の一級河川が通過しており、そのうち幹線的な4本（日野川・祖父川・善光寺川・惣四郎川）の河川はすべて天井河川の形態で、日野川を経て琵琶湖に注いでいます。

このように、本町は天井河川に囲まれた地形となっているため、局地的な豪雨が発生した場合、現状の河川では十分な流下能力がなく、洪水は堤防からあふれ、堤防が決壊し、大規模な浸水により人命や財産が奪われる等、甚大な被害が想定されています。現在、日野川では下流から順次、河川の改修をしていただいておりますが、現在の進捗状況では、竜王町域で事業を実施いただくまでにはまだまだ時間を要するものとなっております。

このような状況の中で、滋賀県では今年度、今後20年間の河川整備に優先順位をつける「中長期整備実施河川」計画が検討され、県内の506河川を緊急性の観点から、整備実施を必要とする河川を整備実施河川としてAランク、Aランクの次に整備実施を必要とする河川を次期整備河川としてBランク、整備済みではないが、近年浸水実績等も少なく、今後も多大な被害の恐れが少ない河川を整備保留河川としてCランク、整備済みや河川の地形的要素等で評価対象外となる河川を評価対象外河川としてDランク、また、天井川のような破堤時のエネルギーが大きく、また背後地に人家等が多く存在する河川について、堤防の質的向上を図る事業が必要な河川を、整備実施河川のTランク河川として選定されます。

町内の河川において、事業実施中の日野川はAランク河川として選定されるものと考えておりますし、当面、これまで改修の見通しすら立たなかった日野川の支川、特に祖父川についてはTランク河川として選定されるものと期待していません。

これらの天井河川の堤防補強については、これまでも堤防の護岸整備や漏水箇所  
の対策を県において対応していただいておりますが、洪水に対して人命が失わ

れないよう、今後もTランク河川として堤防の質的向上を図る事業の要望を行ってまいりたいと考えております。

特に人家が密集している区間の堤防は、その他の区間の堤防よりも強くし、豪雨に伴う出水時の被害を最小にするなどの対策として、モデル的な事業実施も要望していきたいと考えております。

また、第2点目のご質問のソフト面対策におきましては、平成18年6月に洪水に対する避難場所や水位情報等をまとめた「洪水ハザードマップ」を作成し、町内各戸配布をはじめ企業事業所に配布を行い啓発に努めてきております。今後は、さらにソフト面の充実を図るため、各自治会での避難訓練の実施、平地河川の洪水による被害シミュレーション、日野川の水位を示す水位標示板を、各自治会の集会所や柱に表示すること等の活動を検討してまいりたいと考えております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 続きましてソフト的な対策につきまして、ただいま田中課長も答弁させていただきましたけれども、住民皆様方に日頃から局地的な集中豪雨に対する危険性をしっかり認識していただくことが一番の対策ではないかと考えております。天気予報や気象情報に日頃から注意を払っていただき、大雨が降る前兆や、自分が今いる場所よりも上流側の天気の変化にも注意を払うといった知識を、それぞれの住民皆様方が持っていただけるような啓発や研修を継続的に行っていく必要があると認識しております。

また、地域住民皆様方のご理解とご協力をいただきながら、避難訓練や安否確認訓練などの自主防災訓練実施への支援をさせていただきたいと考えております。以上、小森議員さんのご質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 10番、小森重剛議員。

**○10番（小森重剛）** 回答ありがとうございます。今、私がまさに申し上げようとしておったことを回答いただいたわけでございますけれども、9月10日の新聞に発表されましたように、県が中長期整備実施河川の検討に着手ということで、治水対策の優先順位をつけますよということで、まさしく田中課長が回答していただいた4ランク、それと天井川等々条件の悪いところにTランクとしますよという内容を、これも10月を目途にまとめますよというようなことが書かれておりますので、早急に過去の災害、竜王町で発生した河川の災害の発生状況なりをつぶさに検証していただいて、その中でひとつ「ここはこうです」と、県に対し

てのアピールというものが必要であろうと。その中でランク付け、Tランクに入れていただけるというようなアピールをしていって、採択をしていただけるようにもっていただきたいなということでございます。

そのためには、やはりきちんとした過去のデータ、ちなみにこれは10年か20年前のことぐらいでいいと思いますけれども、これは例ですけれども、日野川においては明治29年9月27日に弓削地先で破堤しております。それが、もともと弓削は一つであったものが、下部と上部に分かれるような原因になったやにも聞いておりますので、そういうようなことでひとつ、こういうことがあるということで、私は何が申したいかと言いますと、さっそく、もう10月にまとめられるのに、町としては県に対して、過去にはこういうような災害が発生し、こういうことでどうしても竜王町にある主要河川は全部、大小含めて天井川ですよ。だからいつ破堤してもおかしくない状況ですよ。だからひとつこのTランク中に入れてくださいというふうにあげていただけるデータをお持ちであるのか、ないのかを1点お聞かせ願いたいと、かように思います。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） ただいま小森議員さんから再度のご質問ということで、今後、県に対して要請していく中において、特に竜王町の過去の災害の状況はどうかということで、それを把握しているのかということでございます。

今現在、データ等を整理中ということであります。今わかっている状況につきましては、特に近年におきましては、まず近年の日野川の水位につきましては、日野川の改修によるものと思われませんが、水が速く流れております。しかし、最近の集中的なゲリラ豪雨の場合を除いては、急激な水位状況はないと認識しております。しかしながら、中小河川では日野川への排水箇所の水位が高いと、排水の状況が悪くなり、水路からのオーバーフロー等で農地への冠水等が発生しております。

ここ10年ぐらいの主な災害状況でございますが、平成7年5月に日野川・祖父川がともに警戒水位を超えたことにより、弓削地先におきましては道路とか水田が冠水しております。また、一部、西横関の中小河川において法面が崩壊もしております。

平成9年8月には、同じく日野川・祖父川ともに警戒水位を超えたことによりまして中小河川が氾濫し、道路・水田等の冠水以外にも一部床下浸水があったということで報告も受けているところでございます。

平成13年8月に同じような状況で、水田が冠水しています。

その後、あまり大きな被害はないということですが、昨年7月の台風時には、鵜川地先の祖父川において決壊防止のための水防活動も地域の方にさせていただきました。

特に近年、竜王町においては人また家屋に被害が及ぶような災害は起こっておりません。しかしながら、水田の冠水はすぐに発生している状況で、異常気象と言われる中におきまして、先日の21日の日曜日にかなり雨が降りました。その時に祖父川の鵜川橋の水位が急激に上昇いたしました。そういうことも表れておりますので、特に中小河川の状況については注意深く監視しながら、このようなきめ細かなデータも今後整理しながら、県の方に要望活動していきますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 危険箇所は川等々、危険性も選定していただいて、具体的なハード的事業、川床の浚渫なり取り除き等護岸対策、取水矢板とか外側の堤防の補強等々をひとつ、つぶさに現場を検証していただいて、県への申請をお願いしたいなと思うところでございます。

一方、ソフト面対策ですけれども、竜王町洪水ハザードマップにつきましては、18年6月に作成していただきました。これは県下一番に着手をしていただいたというふうに聞いてございます。また、地震ハザードマップにつきましても20年3月、概要版として作成していただき、いろいろな災害に対するマップは作成していただいているのですけれども、ひとつこの洪水ハザードマップにつきましては、日野川が一番主要幹線ということであったやにも思いますので、日野川における災害を予測してのマップですが、これをもう1つ拡大していただいて、中小河川にも及ぶ1つのマップの作成をお願いしたいなと思います。

それともう1つは、このマップ、平成18年6月につくっていただきまして、各戸全戸配布していただいたのですけれども、ややもするとこのマップは、「そんなものがあつたかな」というような状況になりつつありますので、皆さん、特に今年は県のものも含めて3回の防災訓練を実施された自治区がたくさんあると聞いております。こういう中でやはりひとつ、住民に竜王町洪水避難地図、「こういうマップがありますよ」ということをもう一度アピールしていただいて、せっかくいいものがあるのだから、これはひとつ活用してくださいというふうにお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1つお尋ねしたいのは、警報または速報体制、避難指示・避難勧告のタイミング、それから避難ルート・避難場所、弱者救済方法等々の危機管理マニュアル等々があるのであればお示しいただきたいし、もしあるのであれば、まだまだ充実を図っていかなければならないのなら、充実整備をお願いして、それを住民さんに広く周知をしていただきたいということです。

特にライフラインについては、この9月1日、水道管破損による断水が発生して、近隣の市町村にも応援を頼んでライフラインの確保、水道水の確保ということも発生しておりますので、そういうことを十分踏まえまして、危機管理マニュアルがあるのかないのか、今後整備されていくのかということと、この避難指示、特に避難勧告につきましては自治体の首長である町長が時期を見て発するものでございますので、その辺の整備がきちんとされているか。その辺をお伺いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 小森議員さんの再度の質問で、私からはハザードマップについての回答をいたします。

竜王町におきましては、日野川の洪水に関する浸水想定区域としましてハザードマップを、今お話がありましたように県下いち早く策定して、住民の皆さんに情報の発信をしてきました。平地河川につきましては、議員さんご指摘のとおり、平地河川の氾濫に対するマップの作成は必要であると認識しております。現在、県において滋賀県流域治水検討委員会というのが開催されております。その行政部会の議論の中で、ハザードマップの作成と活用のための啓発に関する検討という中におきまして、集落単位のハザードマップづくりへの支援とか、また今現在のハザードマップに浸水マップの情報を掲載するとか、浸水深や避難所等に洪水に関する情報の看板というのを町の中に表示するという感じの「まるごと、まちごとハザードマップづくり」という具体策が今現在その検討委員会の中で検討されています。

本町といたしましては、天井河川の決壊、中小河川による被害から人命を守るため、県に対して堤防補強を強く要望し、そしてまた地域においては地域の防災意識を高めるための取り組みをしていきたいと思っています。以上、私からハザードマップの取り組みにつきまして回答させていただきました。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 小森議員さんより、竜王町における避難関係のマニユ

アル等につきましてご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

竜王町におきましては、避難勧告・避難指示等につきましては、竜王町地域防災計画の中に明記されております。その手順の内容につきましても、先ほどお示しいただきましたハザードマップにも掲載させていただいております。また、避難場所につきましては、竜王町防災マップに掲載させていただいております。

ただ、避難経路につきましては、そこには明示されておりません。ただいま地域防災計画を平成20年度見直しているということで、今年度のこの見直しの時期に、それぞれ第2次避難所への地震また風水害における避難経路を、各区長さんにご相談させていただきながら決定させていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 10番、小森重剛議員。

○10番（小森重剛） 防災対策を充実していただくことを希望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） この際申し上げます。ここで7時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後7時00分

再開 午後7時15分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、大橋弘議員。

○2番（大橋 弘） 夜の部の質問としまして、私は町道西川ため池線の歩道設置についてお伺いいたします。

町道西川ため池線は、弓削地先から西川・山面地先を経て美松台を結ぶ竜王北部地区の幹線道路で、特に弓削地先県道綾戸東川線から国道477号までの区間は、近江八幡市方面から竜王インターへの国道8号のバイパス的な役目を果たしています。

本年3月と9月の2回にわたりまして、午前7時から9時までの2時間、交通量調査をしてみました。その結果、バス14台・大型車252台・軽自動車を含む小型車2,884台・バイク18台・自転車22台で、時間当たり797台からの交通量があります。

この道路はもともと農道として整備された道路で、幅員も若干狭く、農繁期には農耕車等が止められており、自転車や歩行者は怖くて通れる状況にありません。この道路の歩道設置については自治会からも要望書が出されており、3月議会で

も質問したところでありますが、その時の回答では、今後の竜王インター周辺の開発等、町全体の枠組みの中で検討し対応するとの回答でありましたが、弓削地先から山面地先までの防犯灯の設置も含め、その後の検討結果についてお伺いいたします。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 大橋弘議員さんからの「町道西川ため池線の歩道設置について」のご質問にお答えします。

まず、平成20年3月の第1回定例会後の、その後の検討結果についてでございます。この道路は、弓削地先から山面地先を結ぶ国道8号のバイパス的な役目を果たしてきており、議員自らが再度交通量調査をしていただいたことと同様の状況を認識しております。特に、朝の通勤時の交通量は多く、農繁期などには、農耕車との接触も考えられますほどの交通量となっておりますことから、昨年10月に策定いたしました「竜王町都市計画マスタープラン」において、「交通体系整備計画」として、整備の基本方針を掲げ竜王町の交通体系を整備していくこととしております。

本年度の道路整備の取り組みは、竜王中央地区において、まちづくり交付金を活用して今後5年間の期間で町道西通り線等の歩道整備等の取組みを進めています。

町道西川ため池線は補助幹線道路として位置付けをしており、歩道の設置、防犯灯の設置などを含め、安全な道路環境づくりを進め良好な維持・保全に努めるとしています。同町道の具体的な整備状況と検討結果につきましては、現在の通過交通の安定を図るため、損傷の激しい箇所において昨年度および本年度に舗装補修工事を実施いたしました。

歩道設置につきましては、特に歩行者・自転車・農耕車両の安全確保の面からも、必要性は感じております。本線の整備にあたっては、用地買収、歩道部の橋梁架設、本体工事、防犯灯設置など多額の整備費用が必要であり、現時点の財源確保の方法としてまちづくり交付金の活用等を検討していますが、今後の国の道路整備等の制度の見直しがあった場合は、その都度、検討してまいりたいと考えております。

現時点といたしましては、先ず竜王中央地区の整備を進め、一定の整備完了の目途が立った段階で、その時点での補助制度を検討して、状況を見極めながら歩道整備等の整備計画を立てていきたいと考えています。以上、簡単ですが、回答

とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 2番、大橋弘議員。

○2番（大橋 弘） この町道西川ため池線は、国道8号のバイパス的な役割を果たしております。特に朝夕のラッシュ時には、時間当たり800台近い交通量がございます。今後、インター周辺に大型商業施設等の開発が進むと、さらに交通量が増し、危険度も増してまいります。

この道路に歩道を設置することによりまして、地域住民や農耕車両の安全確保はもちろんのこと、現在、鏡・松陽台・西横関・西川等の中学生は、西川地先から須恵地先までの区間を、防犯灯もない、あのようなぶっそうな祖父川堤防を通っております。歩道ができることによりまして、弓削地先を経て中学校まで、安全で安心して通学ができると思います。

ただいまの答弁で、祖父川・善光寺川の歩道橋の架設や用地買収に多額の経費を要するため、今後、国の補助メニューを検討し財源確保に努め、整備計画を立てていくとのことですが、町内の主要道路で左右に立派な歩道が完成しており、一番交通量の多い真ん中で歩道のないのは、この西川ため池線だけです。

今後、まちづくり交付金等を活用して努力していくということでございます。ぜひ財源確保に努力をしていただきまして、早期に歩道設置ができますよう、国等への働きかけをよろしくお願い申しあげまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） 平成20年第3回定例会一般質問、2つ目の質問といたしまして、西川池の鳥獣被害についてお伺いいたします。

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の1つであり、それを豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。このため、人と野生鳥獣との共生の確保および生物多様性の保全を基本として、鳥獣が健全な状態で生息できるよう鳥獣の保護を図り、これと併せて狩猟の適正化を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法が施行されています。

しかしながら、西川池地先においてはカワウならびにサギが大変多く生息し、それがために農林水産被害、生活環境の悪化、人身への危害、植生の衰退等の自然生態系の攪乱が非常に懸念されていると思われまます。特に、西川池に隣接する歩道を通学路として使用している児童は、鼻をつまみ、また全速力で走るなどし

て、悪臭に耐え忍んで登下校をしています。また、景観も非常に殺伐としたものであり、こうした有害鳥獣被害に対して町としてどのように対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業建設主監。

○産業建設策主監（川部治夫） 貴多正幸議員さんの「西川池の鳥獣被害について」のご質問にお答えさせていただきます。

ご高承いただいておりますように、鳥獣被害につきましては全国的にも深刻な問題であり、本町ではイノシシの被害が年々増大傾向にあります。ご質問をいただいておりますカワウが、滋賀県では年々被害が拡大しつつあり、昭和57年、琵琶湖の北端に位置する竹生島においてカワウの営巣が5個確認されてから、今日では琵琶湖に生息するカワウは3万4,000羽に増加しているということがございます。

このカワウが一年間に捕食する魚の量は2,500トンと推定され、これは琵琶湖の漁業者が年間に捕獲する1,600トンをはるかに上回る量とされています。本町でも、特に西川池地先をはじめ日野川などの河川で、集団（コロニー）による営巣が視られます。

カワウはペリカン目ウ科の大型の魚食性水鳥で、全国の内湾・河川・湖沼などに生息しており、繁殖期は県内では2月から8月頃と推定され、この時期には樹上に集団で営巣をしております。

特に、滋賀県ではカワウによる漁業被害が年々深刻なものとなっており、さらに営巣地では巣づくりによる枝折りやカワウの糞によって樹木の枯死が進行し、森林被害や景観被害が発生しております。

県では漁業被害の軽減を図るため、漁場において花火や防鳥糸・銃器を用いた追い払い等を実施する市町に対して補助がなされておりますが、本町では補助対象となっておりません。また、銃器による駆除につきましては、昨年7月9日にびわ湖フローティングスクールの「うみのこ」が竹生島に寄港し、島内で学習を終えた児童が「うみのこ」に乗船する栈橋に整列していたところへ、銃器駆除されたカワウが1羽落下し、翌朝には「うみのこ」の甲板から散弾銃が2個見つかる事故が発生して以来、銃器によるカワウの駆除が制限されております。

これを受け、県では現在、繁殖の抑制対策として、営巣地内に頻繁に人が通行すればカワウにストレスがかかり繁殖が抑制されると言われていることから、営巣地内の作業道や遊歩道の整備が有効な繁殖抑制方法として取り組みがなされ

ています。

なお、サギに関してはいくつもの種類が渡り鳥として飛来しており、カワウと違ってある一定の時期に川や水田などに生息し、魚や両生類を捕食すると言われ、特にこの稲刈りの時期には剥き出しになった稲田のカエルなどを狙ってコンバインの後ろを付いてくる姿も珍しくありません。

サギの巣は樹木の上に設け、多く群生しています。そのため、近年では特定地域に集中して住み、糞害などが問題となっており、西川池でも同様の状況となっております。こうしたことから、本町では現在のところカワウによる直接の農林水産被害の報告を受けておりませんが、議員仰せのとおり、西川池でのカワウの営巣により、周辺の景観、樹木の枯れ、悪臭がひどいことから、町内の自然環境に卓越した有識者のご意見をお聞きし、西川池の管理者であります地元区へ、ため池と国道の歩道との間の樹木植生帯に一定間隔の伐採を施すことにより、カワウに対して通学の子どもたちによる頻繁に歩行者の姿を視させることによる、ストレスがかかり繁殖の抑制効果を図るための手だてを講じていただく指導をさせていただいており、既に西川区において伐採による対策を順次講じていただいております。以上、貴多議員さんへの回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 7番、貴多正幸議員。

**○7番（貴多正幸）** ありがとうございます。ただいまご回答の中に、西川の自治会の方に頼みをいたしまして、一定間隔で木を伐採していくというご回答だったのですけれども、実際問題、西川の方に聞きますと、先日調査をしに池に入られて、池川の木を伐採するというふうには私は聞いておったのですけれども、木を伐採した後にそのカワウやサギはどこに行くのでしょうか。実際問題、今、西川池の反対側、国道477号を挟んで反対側に鏡新池がございますが、そちらではそんなにカワウやサギがいるというふうには現在は見受けてないのですけれども、もし西川池の木を伐採し、住むところがなくなったというふうになったなら、その鳥たちが逆に鏡新池に行くというふうなことも考えられると思うのです。

実際問題、滋賀県のことは2008年9月10日の読売新聞にも載っております。ここには県内で推定生息数約3万7,000羽というふうには書かれておりますが、実際問題、どんどん増えていっている現状だというふうには県も認識されているようなので、町としてもそれなりに対応しないといけないなというふうに思っています。

また、先ほどの悪臭、ふん害ですが、あれは木を伐採したから臭いがなくなる

というものではないと思うのです。実際問題、私もよく通るのですけれども、もう耐えるに堪えられない臭いがするのです。あの中を、西小学校へ通う生徒が毎日そこを悪臭に耐えながら通っているという現状は、やはりこれは早急に解決していただきたい。また、しなければならぬものだと私は考えるのですけれども、今一度、ふん害と、先に申しました鏡新池への影響はないのか、2つについて伺いいたします。

○議長（寺島健一） 川部産業建設主監。

○産業建設策主監（川部治夫） ただいま貴多議員さんの再質問について、お答え申し上げます。

先ほどご質問の中でもございましたけれども、特に西川区の方でのカワウの対策を今講じていただいておりますけれども、ご案内のとおり、この鳥たちについてはその場所を仮にいなくなれば、必ずどこかに営巣を求めて移動するという習性がございます。そうしたことで、これはもう県内的にもどこも言われていることでございます。

特にサギに関しても、ご案内のとおり県内でも23カ所サギのコロニーの調査があつて、その中に実は西川池が1カ所入っております。サギもカワウも一緒に、仮に西川池でそういう駆除対策を含めてされても、その営巣をまたどこかに変えていくというのは事実でございます。今現在のところ、国道を挟んで西側の鏡新池の方はそういう状況は見られないということで、今は西川の方でございますけれども、今後そうした鏡新池への影響ということについては、今のところ私どもの方では、今後、現状ではまだどういう状況になるかということとはわかりませんが、ただこれは今後推移をしながら見守るしか手立てがない。これは有識者の方にも質問しますと、正直な話、それぞれこれは状況が変わって行っても同じ状況を繰り返すことになるということでございますので、仮に西川池で駆除できても、他にまた営巣を求めるといふことは、自然発生的に起こるといふことでございますので、そういうことは影響はないといふことは言えませんが、今後、仮に西川からいなくなった場合には、そういうことが考えられるということをご承知いただき、我々としてもまた、注意深く観察していきたいと思っております。

それからふん害の関係で、特に臭い、仮にそこがいなくなっても、あと臭いがあり、残るといふことがございます。これにつきましては、やはり今後、景観も含めながら、町としてもこれらの対応をまた関係機関、さらに地元区の皆さんと

ともに協議もさせていただきたいと思っておりますけれども、たちまち今、区の方で努力いただいております部分について、町としても実はこの事業の取り組みにつきましても、今、農村まるごと保全向上対策、農地・水・環境保全向上対策の中で一環で取り組みをお願いしたいということを申し上げておりますので、今後、町としてもできるだけのご支援をさせてもらいながら実施していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。以上、再質問についてのお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 7番、貴多正幸議員。

○7番（貴多正幸） ありがとうございます。やはり、同じ状況を繰り返すということについては、西川池にいなくなった場合、次のところに行ってしまうという、すごい問題が発生するかなというふうに考えます。

西川池地先においては、特定猟具使用禁止区域、銃器によるそういった使用を禁止するという区域の県の指定を受けておられると思うのですがけれども、やはり有害鳥獣被害については、許可権者が県知事なので、鳥獣捕獲等依頼書を町の方に出されて、町がそれを認めた場合、町長より県知事に対して鳥獣捕獲等許可申請をします。県知事により許可された場合は、銃器によるカワウの駆除等もできるというふうに聞き及んでいるのですがけれども、そうしたことについて、町として、最悪と言いますか、駆除するのがいいか、悪いかというのはなかなか難しい問題だとは思っているのですが、そういった方向も踏まえまして、町としてどのような考えを持っておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（寺島健一） 川部産業建設主監。

○産業建設策主監（川部治夫） ただいま貴多議員さんから再度のご質問をいただいたわけでございますけれど、特に今、有害鳥獣にかかわりましては、県の方に、今ご質問がございましたように、有害鳥獣の被害に伴います形での捕獲等の申請、カワウに関しましては町の方では許可ができません。県許可ということになっております。

そうしたことで、今ご質問がございました形で、最悪、ひどくなればそういう申請もあげていくことを考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、先の竹生島での事故を含めて、現在、銃器によるカワウの駆除については制限されているということで、先般も少し新聞報道がございましたように、銃器による形を控えているということによって、またカワウが大量発生しているということが一方報じられておるわけでございますので、引き続き検討・協議もしながら、

今ご質問いただきましたことについては、町としても対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

○1番（岡山富男） 3問目の質問をさせていただきます。今後の防災対策について。

災害はいつ、どこで、どのような形で発生するかわかりません。特に滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯地震や東南海・南海地震の発生により、竜王町も大きな被害を受ける恐れがあると思ひます。

そこで、地域住民さんは防災意識を高め合ひ、協力をしなければならぬと思ひます。先日9月7日に行われました防災訓練でどのような成果があったのか、お伺ひいたします。

また、9月1日弓削地先県道で発生しました水道管本管破裂による、町民約800世帯に断水という災害がありました。特に美松台では2日間にわたり給水車等が近隣の市町から駆けつけていただき、大きな混乱にはなりませんでしたが。その中でも、地域の方が自らボランティアとして率先して手伝っていただきました。行政として、この災害によって今後どのような対策を考えておられるのか、お伺ひいたします。

○議長（寺島健一） 福山生活安全課長。

○生活安全課長（福山忠雄） 岡山富男議員さんの「今後の防災対策について」のご質問にお答えさせていただきます。

9月7日に開催いたしました竜王町総合防災訓練につきましては、関係各位の多大なるご協力をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。今年度は、第一に住民皆さまの命を守ることを目的として、地域防災力の強化と災害対策本部の初動体制の充実を図ることを重点項目として取り組みをさせていただきました。

特に、地域防災力という点では、隣近所や地域での安否確認と災害時要援護者対策に取り組んでいただき、自治会連絡協議会で作成していただきました安否確認カードを使用した避難訓練も実施していただきました。現在、各区長さんに訓練の報告書の提出をお願いしておりますので、その取りまとめをもって全体的な総括を行う予定ですが、昨年までのいわゆる劇場型訓練のような派手さはないものの、まず一番に住民皆さまの命を守るための取り組みの第一歩は踏み出せたかと思ひます。

近隣市町でもこのような訓練を実施しているところはございませんが、今年1年ですべて完了できるものではありません。今後3年から5年の期間で繰り返すことによって、その内容を充実させていきたいと考えておりますので、よろしくご協力お願いいたします。以上、岡山富男議員さんの「今後の防災対策について」のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 続きまして、去る9月1日に発生いたしました弓削地先における水道給水本管の破裂事故の今後の対策についてでございます。

まず、水道事業者といたしまして、突発的な事故とはいえ、復旧に伴い安定した水の供給までに相当の時間を要し、住民の皆さま方には多大なるご迷惑をお掛けしたこと、深くお詫び申し上げますとともに、いち早く応援給水をしていただきました近江八幡市・守山市・栗東市・野洲市・湖南市・東近江市・大津市・彦根市・甲賀市・中部水道事業所・竜王町建設工業会等の関係者の皆様方にご協力をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、この破裂事故は9月1日の午後3時頃、弓削地先の県道綾戸東川線の中央部において水道管の破裂により突然水が流出し、このことにより約800世帯・3,300人余りの住民の皆さんへの水道水の給水が停止し、濁りにより生活への影響を及ぼしました。

事故発生後、断水地域への給水活動を行うため、県に応援給水を依頼し、近隣市町からの給水車等により給水活動を行ったところですが、断水地域には、広報車と緊急ページング放送による広報活動を行ったところですが、地域の隅々まで情報が伝達できていないとの苦情もいただき、美松台自治区においては、自治会のご協力により情報をペーパーにして各戸への配布もしていただきました。また、給水地点まで来ることが困難な方々への飲料水の配布にまでご協力をいただきました。

この事故後、「広報が弱く情報が届いていない」、「配布されたビラでは水が安全かどうかわからない」、「通水後の情報がない」などのご意見を伺いました。このような指摘を受けたことは、日頃の危機管理意識への再認識が必要であり、今後いつ起こり得るかもしれない事態に対して対応できるよう、訓練・学習を深めなければならないと考えています。

さらには、今後このような断水が生じないような対策も検討していかなければなりません。町内の水道施設につきましては、災害に備え、これまでの老朽管の

更新等を行っておりますが、緊急時の水確保として、国の補助を受けて山中配水池の耐震補強、緊急遮断弁の設置を平成22年度に計画しております。また、平成21年度には薬師地先に新規に配水池を設置する予定であり、今後、この配水池からの配水も含め、町内北部地区の給水対策を検討していきたいと考えております。以上、簡単ですが、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山富男議員。

○1番（岡山富男） ありがとうございます。この9月1日のこのことで、行政の方々、担当の方々は24時間体制でずっと対応していただいたということは、本当に感謝することです。

ただ、このことは竜王町始まって以来のことかなと思います。これに対して今後やはり、起こった場合、これが今800世帯のところでしたが、これがもし地震が起こった場合、このことを考えますと、実際に美松台で給水車のところにバケツで並んでというのは、今までは私もテレビしか見たことがなかったのです。

それが実際に目の前で、私の目に映ったということで、このことに関しては本当に大変なことかなと思いましたが、実際に地震の場合でしたらバケツは何もないのです。その時にどうしたらいいのかなということがあります。今の現在あの事態でも、バケツがない、何もない、持ってくるものがない。最終的にはペットボトルもないということまで言われたことがあります。だから、そういうところで、竜王町として給水の袋、これが今どれぐらいあるのか。また、先ほど課長が言われましたペットボトルに対しての、2リットルの水、これがどれぐらいセンターに置いているのか。また食料品、そのほかのことで、災害時に対する対策、竜王町の人口分に対してどれぐらいできているのか。これをまずお伺いしたいなと思います。

また、川等の水です。これを上水に変える機械、これが今できていると思うのです。そういうものを今後、竜王町としては購入を考えておられるのか。そういうものはできるのかどうかもお伺いします。

一人暮らしのお年寄りの方、また高齢者住まいの方、これが竜王町でどれぐらいおられるのか。これの対応はどうするのかということも聞きたいなと思います。

それと、企業と行政の、事前にやはり防災に対する提供、これを結ばれているのかどうか。そういうことはきっちりされているのかどうか。今、湖南市等ではそういうこともされているということも聞いておりますけれども、竜王町はどうしているのですかということもあります。

私は、もう1点は、他の集落等では外へ出て行けるといふところがあるのですが、一番懸念しているのは松が丘団地で、出るところは1カ所しかない。あのところでパニックが起こった場合どうするのですかと。災害が起こった場合どうするのですかと。いやいや、外側に田んぼ道がありますよ、細い道があるから大丈夫ですよと言われますけれども、あそこに何人の方が住んでおられますか。それに対応することができるのですかとということも考えて質問をさせていただきたい。最終的には竜王町全体のライフラインはどうしているのかということもお伺いしたいと思います。

**○議長（寺島健一）** 福山生活安全課長。

**○生活安全課長（福山忠雄）** 岡山議員さんから再度質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、今回の防災訓練につきましては、発災から概ね半日の間の初動対応の訓練をさせていただきました。この訓練につきましては、先ほど申されました命をつなぐ食糧・水等につきましては、今回の訓練におきましても、少なくとも1日～2日分は各自で準備をしていただく。このようなことにつきましては既に被災されている地域からも情報をいただいております。

なお、先ほどご質問がありましたけれども、現在、竜王町での保存水でございますけれども、2リットルのペットボトル360本、それから同じくこれも2リットルの6本入り、これが10箱が90本ということで、全体的には約1,000リットルの水を保存しております。一部は今回の断水におきまして美松台の方にも給水の一助として送るようにさせていただきました。

続きまして乾パンでございます。これにつきましては、だいたい1,008缶でございます。保存年限につきましては5年間ということになっております。

それからスティックパン、これは約300パックということでございます。なお、水袋につきましては、今ここには詳細な数字を持っておりませんので、またご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、2点目の浄水器でございますけれども、これは阪神・淡路大震災の時の県からの補助金等によりまして、現在、浄水器を2台保有しております。これは主に小学校のプールの水を浄水して、飲料用に使用するという形で、今現在、防災センターの方に、また岡屋の防災センター倉庫の方にそれぞれ1台ずつ置いております。

3点目の各企業との災害時での連携・提携でございます。これにつきましては、

関係自治体等との応援協定は実施しておりますけれども、各企業さんとの提携、特にコンビニエンスストア等の中での非常時における提携というのは、今現在、滋賀県でされておられますので、個々の自治体でするのがいいのかということにつきましても、県にご相談させていただきましたけれども、竜王町で起こった場合、恐らく地震の場合ですと近江八幡市も被災されますし、安土町も被災されるということで、もう少し大きなエリアで、県とその業界との協定の中で、私どもが必要とする非常食については県の災害対策本部の方に応援を求めると、このような形を考えておりますので、個々の企業さんとの提携につきましては今現在は考えておりません。

なお、町内にもたくさんの方の企業でお働きの方もおられます。今後、各地区との連携を企業版と申しますか、企業の防災窓口の方との連絡先等をお互いに交換する中で、各企業の従業員に対する安全確保については協議を進めてまいりたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。以上、私から3点の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 私から、松が丘団地の出入り口が1ヵ所しかない、大変危ないと、危険と言うか、そこがつぶれたらどうするかという質問でした。

特にこの松が丘団地の出入り口の件につきましては、今日までもご指摘をいただいております。現時点におきましては、広域連絡道路の中で整備をしていくということになっておりますが、インター周辺整備に合わせまして、再度個別に検討する必要があるのではということで考えております。以上、お答えいたします。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） それでは、一人暮らしの高齢者の人数につきまして、お答えいたしたいと思っております。

災害時要援護者の関係で把握いたしております65歳以上の一人暮らしの高齢者の方ですけれども、93人ということでございます。

そしてまた、高齢者のみの世帯ということで、これも65歳以上が132世帯ということで、平成20年2月現在で把握をいたしております。以上でございます。

○議長（寺島健一） 1番、岡山議員。

○1番（岡山富男） ありがとうございます。特に給水の袋・ペットボトル・食料品、

本当にこれが必要であるということは、これだけで竜王町は本当にいいのかなと思うのです。このことは、本当に実際に考えてやらなければいけないことだし、このことに関しては町長、どのように考えておられるのか。

実際に災害が起こった場合、一番必要なものは何ですか。この一番必要なものを整えなければいけないのですよ。これはやはりトイレなのです。トイレをちゃんとできるか、できないか。これは必要なことなのです。これができるころに対しては、やはり食料品とか何もかも全部ちゃんとできる。そういうようなことを我慢するというのが一番に人間は不安を感じることなのです。そういうことはどうしていくのか。その答えはなかったのです。実際にそういうことももっともっと考えていただきたい。

町長も就任して3か月の間にこんな大きなことが起こったということで、これに対して目の当たりで体験をされたと思います。実際にこの庁舎で指揮官としてここでやられたと思うのですけれども、その8集落の区長さんはものすごく不安を感じられたと思います。いろいろな苦情が区長さんに皆かかっている。その時に一言、集落に行って「区長さん、お願いします」と。「何かあれば役場の方へすべて連絡してください。対応しますので」という言葉があれば、それによって区長さんも安心されると思います。そういうことが実際に起こって、体験して、あったと思います。そういうものが実際に町長としてはどう考えられたのか。体験を通じて、そのことと両方合わせてお答えしていただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 岡山議員さんのご質問にお答えいたします。

水道事故の際に、私はこの庁舎でそれなりの対応をとらせていただきました。今ご指摘のように、各お在所に出向いて現状をしっかりと自分の目で見て、そして「いかなることでも町は対応します」というぐらいの強い姿勢を示してもらった方がよかったのと違うかというご指摘だと思うのですけれども、まさにそのとおりだと反省をいたしております。

それから、備蓄の数量につきましては、例えば弓削の給水管でございすけれども、山中の方の本管だったらどういうことになっていたかということでございます。竜王町が全戸断水というようなことになると、もう復旧にもどれだけの時間がかかるかも知れません。日数も相当なものになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、この前の事故をしっかりと認識をさせていただきまして、その中からまた今後の対応、今以上のものが必要になろうかと思うのです。

けれども、検討してまいりたいという具合に思います。

私は、一番大事なことはやはり初動対応と正確な情報、状況というのでしょうか、これをやはり住民の皆さんにお伝えする。こういう必要性を感じたというのがこの前の現場で学ばせていただいた事柄でございます。以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 9番、菱田三男議員。

**○9番（菱田三男）** 私も、2回目の質問でございます。今回は、入札制度の改善についてということでご質問をさせていただきます。

竜王町の工事請負等の入札制度については、小規模価格の入札を除き、指名競争入札の方法により行われていますが、指名業者の選定にかかる問題および競争原理に基づく入札価格などを考えると、一般競争入札による方法が適正であると私は思います。

県や他の市町において一般競争入札が取り入れられているのに、竜王町においてなぜ一般競争入札方法を取られないのか、ここをひとつ伺いいたします。

**○議長（寺島健一）** 小西総務政策主監。

**○総務政策主監（小西久次）** 菱田議員さんからの「入札制度の改善について」のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

公共工事をはじめとする入札および契約に係る事務につきましては、その公正・透明で適正な処理に努めているところでございますが、その中で、竜王町におきましては、130万円以上の公共工事につきましては、原則指名競争入札方式により発注をいたしております。

この間、竜王町における入札制度の見直しの事項といたしましては、より透明性を確保するとともに、入札参加業者の適正な見積積算能力の向上、さらには施工能力向上の観点から、予定価格の事後公表を平成17年1月から、町内に本社・営業所を有する建設工事業者の格付を平成17年10月から公表いたしております。

また、平成19年度におきましては、公共工事の品質確保の促進に向け、入札額と建設工事業者の技術力や今日までの実績を総合的に評価した上で落札者を決定する簡易型総合評価方式による指名競争入札を、公共下水道工事1件において試行的に実施いたしました。

総合評価方式の入札につきましては、平成20年度におきましても、継続した試行を行い、事後の評価や周辺自治体の動向等を見据えながら、今後、段階的な

拡大を検討してまいりたいと考えております。

ご質問にございます一般競争入札制度でございますが、県内の市町におけます状況では、試行も含め11市3町が導入され、2市が平成20年度中に実施予定、10町が導入時期未定および導入の予定なしでございます。県下の状況としては、市においては制度の導入を図られておりますが、一方、町においては、小規模な工事がほとんどであることから積極的な導入が進んでいないのが現状であります。

竜王町におきましても、近年、公共工事発注件数が減少しておりますことや町内企業の育成を考え合わせると、一般競争入札制度の導入にあたっては、一定の入札参加条件を設けるなど十分な研究・検討が必要であると考えられます。

いずれにいたしましても、公正性・透明性・競争性の高い、品質確保をも含めたよりよい入札制度の確立に向け、引き続き検討を重ね、町民皆さま方のご理解が得られるよう、一層適正な入札執行に取り組んでまいりたいと考えております。以上、菱田議員さんのご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 9番、菱田三男議員。

○9番（菱田三男） ありがとうございます。

今、竜王町では指名競争入札をすると。一般競争入札は、なかなか仕事量とか規模も、業者のいろいろなランクもあるからちょっと難しいということだと私は思っているのですけれども、先ほど来、簡易型一般競争入札と言われましたね、主監。簡易型一般競争入札。

私も県の公共工事入札制度ということ、ある人からいただいたのですけれども、1億円以上は制限付き一般競争入札、また3,000万円以上が簡易型一般競争入札と、平成20年度10月から1,000万円以上がこの競争入札で、4月からはもう1,000万円未満の工事も全部この簡易型一般競争入札になっていると、こういう資料をいただいたのですけれども、簡易型というのはどういうことを言うのかなと、私はちょっとわからないのですけれども、私の質問で言いたいのは、一般競争入札になると、大変な、よそからも、広範囲の業者さんが入札をして、公募した場合、もっと私の言う縦、幅を持っていただいて、横はなかなかちょっと難しいと思うのですけれども、私の勝手な考えで、「何を言っているのか」とお叱りを受けるかもわかりませんが、竜王町の仕事というのはだいぶ少なくなっているように業者さんからも聞いているのですけれども、そういう中で一部の縦の幅の短い、指名だけの入札になると、これだけの方でする

のだと。やはりいろいろと規模なりいろいろとあるのですけれども、もう少し幅を広げて、ちょっと表現がおかしいかもしれないけれども、言葉が下手で申し訳ないのですけれども、表現力がなくて、私が言いたいのは、平成19年度の第3回定例会で、前の議員さんも質問されているわけです。

竜王町の場合、一般競争入札か指名競争入札かとか、予定価格の公表とかいう質問をされています。そういうことを考えまして、あれからもう1年以上経っているのですけれども、ひとつ主監、私の言いたいことはわかってくださったかどうかわかりませんが、どうぞひとつよろしく願いいたしまして、質問を終わります。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで8時20分まで5分間、暫時休憩いたします。

休憩 午後8時15分

再開 午後8時20分

**○議長（寺島健一）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、若井議員。

**○11番（若井敏子）** 町長に所信をお伺いする機会がありませんでしたので、今回の定例会の一般質問で、終わりがけにですけれども、町長の所信をお伺いしたいと思います。

選挙戦を勝ち抜かれて、晴れて町長ご就任となったわけですが、今後の町政についてのお考えにつきましては、今日まで出されたビラ等書かれています。今日は全部持ってまいりましたけれども、それらをもとにいくつかの質問をさせていただきたいと思います。

1つ目には、基本姿勢という部分ですが、このビラの中でいくつか拾ってまいりますと、例えば、「庶民的でわかりやすい町政」ですとか「町民本位の町政にもどす」とか、「密を戒める」とか「世界を翔ける夢で明日を創る」とか、「県、国への陳情は過去のもの」と、このような言葉が書かれています。どれも中身の説明らしきものがこのビラの中にはありませんで、この辺についての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、このビラの早い段階から、竜王町の財政は立て直さなければならぬと、こんなふうに書かれておられます。言葉を拾いますと、「竜王町の財政はまさに危機状態」、「このままでは破綻へ一直線」、こんなふうな言葉が見受けられます。このように書かれています財政の状況ですが、この

ように書かれた根拠をお伺いしたいと思います。

3つ目は、その財政問題ですが、「借金を減らすことや財政の基盤強化には数字に強くなり、調査分析、着目、着手の基本を忘れないようにすれば速やかに達成される」というふうに書かれております。どのような手順をお考えなのか、タイムスケジュールをお伺いしたいと思います。同時に、「外貨を稼げる課税対象」というふうな言葉もあるのですけれども、これはいったい何を示しているのかをお伺いしたいと思います。

4つ目は、国民の医療費が30兆円、これが1割削減されれば竜王には3億円の還元があると。そんなに還元があるのですかと大変うれしい話ですけれども、人口比でこれを算出しておられますが、人口比で算出して竜王町の還元を3億円というふうに算出することにどのような意味があるのかをお伺いしたいと思います。

5つ目は、合併です。合併につきましては既にほかの議員も聞いておりますので、1点だけ確認をしておきたいと思います。

町長は、合併はすべきものと考えておられて、22年3月までの合併は無理だけれども、町長ご自身、今までのビラに書かれておられたように、町長になれる前から30万人の中核都市にしたいと。それを目指して合併を進めていくのだと、このように午後からもおっしゃっていたと私は理解しているわけです。10月から地域創造まちづくり懇談会を集落を回ってするけれども、その中でもそういうお話をしていかれる。皆さんのお膝元に伺って、ご意見を伺う。町長選では合併反対と言われた方に投票された町民皆さんには十分配慮するけれども、合併目指して進んでいくと、このことに変わりがないと。こういうふうに私は午後の答弁を聞いて理解したわけですけれども、これで間違いはないかをお伺いしたいと思います。

6つめですけれども、人件費とか職員の管理の問題ですが、労務構成の再点検、体質強化、総枠抑制、年功型から職能給制、人事の効果と業務の効率化、大変難しい言葉ですが、こういう言葉が並んでいまして、これもまた具体的に説明がありません。具体的に何をしようとしているのかをお伺いしたいと思います。

7点目は経歴です。8年間のビラは合計25枚になるようですけれども、それらは町長になられたからこそ生きているものだと、私はそういうふうに思っているのです。明確なご回答を簡単にお伺いしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井敏子議員の質問にお答え申し上げます。

ご質問の内容は、私の過去における2回の選挙戦に関しまして、私が住民の皆さんにお届けしました25回の機関誌『地方の政治を語る』の中で記述文面からのものと存じます。「合併について」のご質問については、先にご回答申し上げたとおりでございますので、他の6項目のご質問に対しまして順を追ってお答え申し上げます。それが終わりました、先ほどの合併のお答えを申し上げたいという具合に存じます。

第1点目、「私の基本姿勢」の質問にお答えいたします。私は、選挙戦を通じ町の隅々まで目が行き届き、忘れられた存在がないように、そしてお一人おひとりの心をつないでいくのが行政の基本姿勢であると訴えてまいりました。住民本位の町政を実現するために、私は町民皆さんのお膝元へ何度も足を運ばせていただくことを併せてお伝えいたしてまいりました。

その中で、町の実態、あるがままを町民の皆さまに説明し、包み隠しのない、透明度の高い町政にするという意味において、「密」とか「裏」の文字がつくような、例えば「密室会合」、「裏取引」等は常に戒めねばならないと考えたものがあります。現に、後を絶たない大阪市の裏金問題に関する新聞の記事に接しますと、他山の石として戒めねばならないこととございます。

また、自分たちのまちは自分たちで創造し、自分たちの智慧と力でまちづくりに取り組まなければならない。そして、自分たちの創意工夫で県や国に提案し、県や国を動かすぐらいにならないといけないとお伝えいたしたことがあります。当時、竜王町は「自律」のまちづくりをうたっておられました。最近この「自律」の文字が目に入らなくなりましたが、私は自らを律する、「自律」の2文字をもう一度思い起こしていただきたいとも考えております。町の実態をありのままに町民皆さんに公開し、町民皆さんからご意見をいただき、情報を共有し合って、町民皆さんと一緒に「未来に羽ばたく夢とやすらぎのあるまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の財政に関する表現に関しましては、平成11年・12年・13年に多額の建設資金が投じられた経緯があります。国の政策にもよるものであったことや、当時、竜王町としていろいろ協議の上、計画された事業だったと存じますが、町民の声の中にも、「ハコモノができ過ぎる、いい加減にしないと、あかんのと違うか」と言う意見が出始めていたと記憶しています。

平成16年に町長選挙への出馬を決意をしました時、各集落で懇談会・辻説法を行わせていただきましたが、ハコモノに対する町民皆さんの目は厳しかったことを覚えております。このような状況下、私は一早く財政運営に対して警鐘を打ち鳴らしたく、時折しも近江八幡市と県からもらい受けた資料をもとにして記述いたしましたものでございます。

第3点目のご質問に対しましては、私は民間会社の出身でございます。民間の感覚で申し上げますと、売上額に匹敵する借金ができたならば、その会社は経営が行き詰まり倒産に到ること。現に私が勤めておりました竜王レースは、関東の平岡グループと京都のルシアンとが折半出資で設立された会社ですが、関東の平岡グループがこの例で倒産いたしました。

竜王町には一般会計で約70億円強の借金があると知り、今の財政規模から判断して、できる限り早く縮減しなければならないと考えています。しかし、その中には繰上償還ができない政府債も含まれておりますことから、歳入の確保とさらなる歳出抑制に努め、健全な財政への道筋をつけていくことがこれからの私の仕事であり、町民の皆さんにお伝えいたして来た内容に対する私の責務でもございます。

10年間で借金を半分にすると記述いたしましたが、なぜ半分なのか、なぜ10年なのかに関しては、民間の会社の経営にあたってきた数字感からのものであります。

さらに、私は地産地消と土産土法の考え方を基軸とした産業の振興に取り組む考えであります。地産地消は地元にお金が落ちる最も近い道でありますし、土産土法にて竜王町独自の商品を産み出していくことが付加価値を高め、外貨を稼げる要素になるものと思います。端的に申しますならば、竜王町ならではの特産品・ブランド品・こだわり品が、産業の活性化への道とも言えるのではないのでしょうか。

外貨を稼げる1つの道として、町の税として課税対象となるようなものが見つかからないか、また、具体的な一例を申し上げますと、以前、当事の福島町長さんに、「これからは、観光面で特に癒しの施設等が健康面で見直されると思います。竜王町に温泉が出たら税金も入りますし、実現できないものでしょうか。」と話したことがありました。今、山之上に当該する施設が出来ました。竜王町にお金が落ち、直接・間接問わず、町を潤わすプロジェクトが肝要と考えています。

第4点目の医療費に関しましては、国民の医療費が30兆円、竜王町の人口は

日本の総人口の1万分の1ですので、竜王町の人口割合で30億円の医療費がかかっているという計算になります。現在では34兆円を超える数字になっていますが、兆という単位の数字は、あまりにも天文学的過ぎて実感が伴いません。単純に計算するには多少とも無理がありますが、人口1万3,000人で30億円、1人当りで年間23万円の医療費ということですが、この数字認識をお持ちいただきたいがために記述いたしましたものでございます。

さらには、私が会社に在籍いたしておりました際、社会保険庁から「あなたの医療費はこれだけの金額になっています。健康増進を努めて下さい」という通知が来ました。比較的高額医療費になった社員への封書が来たものでございます。

国民が医療費の膨大さを認識し、健康づくりに努め、1割でも病院でお世話になる回数が少なくなれば、何らかの形で国民に還元されることになり、健康づくりの大切さ訴えたかったものでございます。

第5点目、人件費・職員管理に関しましての質問にお答えいたします。人件費をはじめとする人事管理の問題は、全国すべての自治体に課せられてきています。人口減少時代、先行き不透明な国内景気、格差拡大社会にあって、税収の増加が期待できなくなってきたと思います。

健全な財政運営につきましては、収入の増を図ることにより、支出面の見直しを先に行うべきであると記述させていただきました。財政の中でウエイトを占める人件費に関し、大阪府・大阪市は数字的な削減目標が示され協議されているのは皆さん周知の通りですが、人件費外の支出点検が先であることもいうまでもございません。

私が申し上げるまでもなく、既に竜王町行財政改革集中改革プランが示されており、定員管理、給与等の適正化、報酬等の見直しや人件費に関してだけでなく、各種イベント・行事の見直し等も提起されています。大切なことは、どのように実行するか、どれを急務として取り組むのかということでもあります。

一方、小規模自治体であっても専門分野に対応できる力をつけなければなりません。職員の能力向上に関しては、県との人事交流、外部派遣等を積極的に行い、給与等の適正化、行政組織の活性化等を念頭に、勤務評価制度も導入していかなければいけないと記述いたしましたものであります。

最後に第6点目、私の経歴につきましてお答え申し上げます。昭和43年3月、高等学校教員免許を取得。昭和43年3月、大阪大学工業教員養成所機械工学科を卒業。

昭和43年4月、竜王繊維工業株式会社に入社。平成12年11月、竜王レース株式会社を退社。在職中、全織同盟竜王レース労働組合初代組合長・工場長・取締役工場長・常務取締役を歴任いたしました。

上部団体関係では、日本エンブライダリレース工業会運営委員、同幹事同国際問題委員、同労務代表者会委員長を歴任しました。以下レース工業会と称させていただきます。

レース工業会、レース商業会それぞれ4社、計8社で構成されるエンブライダリー・レース・クオリティー・プロモーショングループの委員を務めました。

平成11年9月、調理師免許を取得。竜王レース勤務中から取得いたしました資格等、機関誌に記述いたしましたので、併せてお答えいたします。

竜王レース退職後、平成13年2月、日本カルチャー協会認定 樹医資格取得。平成13年3月、学校法人森谷学園 日本健康教育センター生活習慣病予防士講座を終了。平成13年4月、ウェルネス整体専門学院終了、整体師認定登録を受ける。

平成13年4月、慶応大学通信教育政治学の受講開始・中退。平成13年6月、日本ホリスティック医学協会 生活習慣病予防士資格取得。平成13年8月、グリーンコンサルタントとオステオパシー療術研究所を開業。

平成16年6月、竜王町長選出馬。平成16年7月、有限会社近畿化学工業に嘱託として入社。平成19年7月、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する収集運搬課程を講習修了。平成20年6月、竜王町長選再出馬。以上が職歴等でございます。

記述に際し略表現を使いましたこと、通称を用いましたことは深く反省をいたしております。今後ともさらなるご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。お答えとさせていただきます。

追加いたしまして、先ほどの合併に関する件でございますけれども、中核都市を目指すということは私の基本姿勢でございます。それにつきまして、やはり再編の時期を見極める、これが私の次の課題になってこようかと思っております。そして、その時期を見極めるには、これから皆さんとの対話を重ねる、そしてまた自分自身もいろいろと勉強してまいります。その中から見出していきたいという具合に考えております。以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 再質問ということで、いくつかお伺いしたいと思います。

1つ目ですけれども、書かれた当時の思いを今聞いても、その当時どう思っていたのかという説明ではなくて、今の時点での思いをお話しいただいたのかなと思うのです。今は一定3か月経過する中で、いろいろな数字的なこととか状況とか掌握されたわけですから、そこを基礎にお話になっているのですけれども、ビラに書かれている当時は、そういうこともあまりご存じない状態の表現があったわけで、ですからどういうつもりでその時書いたのですかというふうに聞いているわけですけれども、その時ではなくて今の時点でどう思っているのかみたいな返答だったのかなと思うのです。

それで、その中で特に私は「町民本位の町政にもどす」という表現がありますということを書いたのですけれども、「〇〇町長さんの時代は町民本位だったのに、山口さんになってからそうでなくなったから、これはだめだ」と、「町民本位の町政に戻さないといけないな」と、こういうふうにお考えだったのかなという思いがありまして、町民本位の町政を進めるということ、その言葉自体については私は大いに賛成するところなんですけど、その中身が何なのかというところがもう少し明確ではない。

ビラでは、「行政主導の政治から町民本位の政治」というふうにおっしゃっていますから、それも一番新しいビラですから、「山口さんの政治は行政主導の政治だった」と、「それを私は町民本位の政治にするのですよ」というアピールをされたのかなというふうに思いましたので、その辺の確認と、「町民本位の町政」の本当の中身は何なのか。私が言うなら、町民本位の町政というのは、町民の皆さんの暮らし、町民の皆さんの思いに軸足を置くことだと、そういうふうに思っているのですけれども、たとえば合併のことでも、お話もありましたけれども、合併するか、しないかという議論を始める。したい人がこれはすることで、本当にこの竜王というまちをどういうふうにしていくのかという議論が住民の中に広がらないことには、どういうまちづくりをしていくかということとの関係で、合併が必要なかどうかということが出てくる。しかも、どこをすることがいいのかという話が出てくる。でも、場合によったら、しないでこのままいこうではないかという話も出てくる。軸足を住民に置くということはそういうことだと私は思っているのですけれども、もう既に軸足は「合併する」という、広域合併を目指すと、再編時期を考えるだけで、それは対話を重ねていくのだというふうにおっしゃっているところを見ると、いわば選挙で負けられた方が過半数に近い票を取られたことを真摯に受け止め、謙虚に受け止めるとはおっしゃいますけ

れども、実際はそうではないのかなど、そういう思いを持っておりますので、それについてお伺いしたいと思います。それは2つ目です。

3つ目ですけれども、財政については当時たくさん借金されたから、これは危ないなと警鐘を鳴らすつもりで言ったのだというお話がありましたけれども、財政についてはこんなふう言っておられるのです。「竜王町は財政破綻度指数が県下で悪い方から2番目。16年12月に町長に質問状を出されているのですけれども、ここでは「財政破綻度偏差値」という言葉で、181.04と書かれているのです。これはいったい何なのか。県からもらった資料と近江八幡市からもらった資料で書いたというふうにおっしゃるのですけれども、何を意味するのか。

例えばインターネットで検索しても、そんなものは出てこないのですよ。どこからそういう言葉が出てくるのか、これについての説明をお願いしたいというのが3つ目です。

それから、合併の話は先ほど少し言いましたので、それはいいですけど、人事の問題、これは私、職員の皆さんが一番心配されていたと思うのです。今度町長になられたら、私たちの仕事はどうなるのだろうなというのは、やはりすごく思われたと思うのです。それを民間的発想でやられる。これは、今でも、今日の説明を聞いても職員さんはやっぱりピリピリされているのと違うかなという気がするのです。

今、公務労働に対するパッシングというのはすごく強められていて、民間と違って公務員は優遇されすぎという批判が当然視されています。それが集中改革プランという名の人員削減になって、また非正規の労働者が増えていくと。こういう結果につながっているわけで、私は竜王町の中で住民自治の推進者として重要な役目を持つ職員さんの処遇改善なしに、まちの存在はないと思っているのです。だから本当に職員さんと一緒にまちづくりを進めていくというお考えはないのか。その辺を4つ目にお伺いしたいと思います。

経歴です。最後に、略称を使った、通称・略称で言ってご迷惑をおかけしたという話がありました。ところが、その通称・略称がどれのことを示されるのか、よくわからないのですが、今、役場の職員さんでも、町長は阪大での学士さんだと思っておられるのですよ。それは、一番最初に出されたのが大阪大学〇〇〇というので、大阪大学を出られた人だなというイメージが出るような表現だったのです。それが町長が言われる通称・略称ということなのか。通称・略称でもそんなことは言わないのです。通称は阪大の教員養成所なのですよ。それを通称・略

称で言ったからご迷惑をかけた。それは通称・略称ではなくて、これはごまかしだと思えます。阪大卒だと思わせるような書き方だった。これは、きちんと正確に書いているのに住民皆さんが勝手に阪大出だと思われたのだというのならわからないこともないです。けれども、わけのわからない書き方をして阪大出と思わせたとしたら、そちらは問題だと思うのです。

もう1つは樹医とおっしゃいましたけれども、ビラは樹木医博士号だったのですね。これは町長にしゃべりましたよね。樹木医博士号なんてないですよという話をしたら、「日本カルチャー協会はそういうのです」と、カルチャー協会に私も聞きましたけれども、あそこは樹医です。そういう、いわばいい加減な言うか、正確でない言い方をされるとというのは、これはきっちりここで謝罪してもらわないといけない、言い直してもらわないといけない。

それに、先ほどからの話もありましたけれども、財政破綻度なんてちょっと聞いたことがない言葉については、これはきちんとどういうものなのかを説明してもらわなければいけない。町長になろうともあろう人が、表現上適切でない言い方、正確でない言い方をされるとということについては、この際きっちりとしてもらいたい。以上です。

**○議長（寺島健一）** 竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 今また若井議員さんから再質問がございました内容につきまして、お答えさせていただきます。

まず、私がビラで皆さんのおうちへお届けした、その内容と現在の立場での見方、それはちょっと差があるのと違うかというご指摘でございます。当時、私はビラに、竜王町の町政に限らず、全国一般的な問題と言いましょか、共通的な問題で自分の意見を書かせていただいた経緯がございます。今は竜王町の町長という立場でございますので、これはそれなりのやはり根拠をもっていろいろなことを話さないといけないということがございます。その差は当然生じていることだと思っております。

当時、その書きました内容に対するご指摘で、少し認識が甘かったのと違うかということに対しましては、素直に受け止めねばならないことであるという具合に思います。

それから、合併に関しましては、広域の中核に向かったの考え方であるということならば、合併に向かっているのと違うかというご指摘ではないかなという具合に思います。

私は、合併を否定するものではないというのもずっと伝えてきたところでございます。そういった中にありまして、何回も申し上げますけれども、今後、再編は必ず繰り返されるものと認識をいたしておりますし、現に再編の動きがあるわけでございます。そういった中で、中核都市へ向かう、広域合併へ向かう、そのきっかけと言いましょうか、とっかかりと言いましょうか、そういったことをどういう形で見つけ出していくのか。ここに私の一番のこれからの責任と行動のポイントがあるのではなかろうかという具合に自覚をいたしております。

したがいまして、これがいつになるのか、答えが今申せないところでありますけれども、やはり動かねばならない時には動かないといけない。抽象的な表現かも知れませんが、そういうことをご理解をいただきたいという具合に思います。

それから、財政に関しまして当時の資料、今持ち合わせておりませんので、これにつきましてはまた後ほどご報告・ご説明を申し上げたいと存じます。

それから行財政改革ということで表現させてもらっていますけれども、大阪市・大阪府は人件費の削減という話をいたしました。役場には組合もございまして、それから、上部団体もあるという具合にお聞きをいたしております。人件費に及ばないといけない、この覚悟を持たずして改革というのは進まないとは思っております。ただ、人件費というのは、先ほども議員さんご指摘のとおり、いわば最後の手段でもございまして、その以前に取り組まねばならない課題もたくさんあるように見受けられます。

しかし、私を含めまして、全職員あるいは特別職、そういった賃金体系と言いましょうか、人件費、これの総枠に目を向けないわけにはいかない。これも避けて通れない道のような思いでございます。

そこへ行くまでにやらなければならないことを先にやらせていただく、この姿勢をやはりしっかり持って、あたってまいりたいという具合に考えております。

最後に、私の経歴につきましてですけれども、大阪大学の教員養成所というのは、大阪大学の工学部の中にありまして、3年の課程でございます。当時、工業高校の先生が非常に足りないということで、文部省が早期に工業高校の先生を養成しなければならないということで設置されたものでございます。

私はその時に公共という表現をしたという記憶をいたしております。しかし、大阪工業倶楽部という阪大の工学部出身の名簿がございまして、この養成所を卒業した学生もその名簿に名を連ねているところでございます。表現が一字一句正

確でないといけないというご指摘はそのとおりだと思います。私、当時の認識が非常に甘かったことと、そういうご指摘を受けましたことに対しましては、これはもう私の不徳の致す限りでございます。ここでお詫びを申し上げたいという具合に存じます。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 最後になってしまって、お答えいただけないまま終わってしまうのではないかと心配をしまして、先ほども聞いていることにはお答えいただけてないので、思い出して、次に忘れていただいている部分はお答えをいただきたいと思います。

今お答えいただいたことについてお伺いをしたいのですけれども、合併の方向を、広域で中核都市という話ですけれども、これはこういう方向で動いているという認識をお持ちだからこういうふうにおっしゃるようですね。今、合併の動きというのは、例えば道州制ビジョン懇談会ですとか、地方分権改革推進委員会ですとか、第29次の地政調ですとか、今、国交省と総務省の審議会の方で国土形成計画と定住自立圏構想というのを出しましたので、本当にいろいろな分野で今後の地方自治体のあり方が協議されているのです。これらはそれぞれやっておられるのですよ。言い方は不正確ですけれども、それぞれ好きなことを言っておられるのです。自分たちの立場で言っておられるのです。これ全体をまとめて、こういう方向でいかないといけないということが議論されているわけではないのです。

「道州制に向かうのではないか」みたいな話がありますが、もう今度行われる選挙でどうなるかによって、それも変わってくると思うのです。ところが、私は町長には合併のことでも資料をお届けして、読んでくださいという話をしましたら、その後、大森渉さんの本をくださったので、これはやっぱり県や国の方向をしっかりと既に向いておられるのだなというふうに思ったのですけれども、この方向というのは、もう県や国が言っている方向なんですよ。合併しないといけないという話は、町長の頭は、もうしっかりとそれができ上がっているのだなと思うのですけれども、国や県を見て町長になるのと違うと言われましたよ。町民の皆さんの意見を聞いてと。ところが、もう頭の中には国や県の話が町長になる以前からもうでき上がってしまっているのですね。だから、どこが町民本位なのかということを知っているのです、先ほども。町民本位じゃないのと違うかなという気がまずありましたので、本当に合併に向かっているのだということが、竜王

町に将来にとって間違いがない選択なのか。これはやはり改めてご認識を伺っておきたいなと思います。

実は書いてきたのですよ、「どう書いたかわからない」みたいに言われたから。一番上が一番最初に出された、57歳のビラ、58歳のビラ、62歳のビラです。本当はこうなのです。大阪大学公共機械工学科卒業なんです、一番最初は、57歳のビラは。58歳の時は、大阪大学公共教員養成機械科卒業なんです。最後は、これが一番新しいもの、大阪大学工業教員養成所卒業と。本当は工業機械科というのはあるのですけれども、正式な書き方は、これは当然、卒業した人はみんな聞いているのです。どう書くのか。「大阪大学工業教員養成所」に空白を空けて「工業機械科卒」と書きなさいよと言っておられるのです。ホームページで探したので間違いはないと思っています。

ところがずっと、これは初回の、4年前から私は言っているのですよ、正確に書かないといけないということを言ってきた。直されたのだなと思ったら、間が空かないで、ちょっとわけのわからない言葉が入って、やっぱり大阪大学と思わせるような書き方なんです。

これは先ほどもおっしゃいましたけれども、高校の教員が非常に少ない時期で特に高校の教員を養成しないといけないというので、時限立法ができて1961年から69年までの時限立法なのです。修業年限3年、機械工学科と電気工学科があったのですね、40名ずつ。ここを出られたわけですね。

これは、私は犯罪とは言いませぬけれども、近いのではないかなという気がするのですよ。最後になって、もう正式な、きちんと「工業教育養成所卒業」だと言われた頃は、みんなの頭の中はもう阪大出だと思っておられるのですよ。後から何かいろいろ書いてあっても。これは、「ごめんなさい」と言われたので、ごめんなさいをしっかりとみんなに聞いてもらっておかないといけない。

もう1つ、「樹木医博士号」、違うのですよ、一番最初はこう書いてあったのですよ。「樹木医」というのは違いますよね、「樹医」なんですよね。日本カルチャー協会は、2か月ほど研修を受けたらそれだけで「樹医」という資格をとれるのです。「樹木医」というのは、とるところが違いますね。もっと厳しいのですよね。1,300人しかおられないそうです。日本緑化センターの会長の認定事業です。そこを出た人で、天然の木とかそういったものまでちゃんと手入れができると、そういう人なんです、「樹木医」というのは。「ちょっと認識・言い方が略称だった」という話ではないのです、これは。広報で、「私の略歴は実はこうで

す」と、「前にこう書きましたけれども、違いました」と。これはちゃんと書いておいていただきたいところだと思います。

先ほどの2つだけお答えください。財政は、「あとで」では済みませんよね。「あとで答えます」なんていうような回答は。「あと」は来年ですか、再来年ですか。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 再々質問にお答えさせていただきます。

合併の方向は、スタンスとして持っているということですが、イコール住民の皆さんのご意見をお聞きせずにとすることは申しておらないわけでございます。広域合併へ向かうのが合併の本来の姿ではなかろうかと考えていますということをお伝えいたしているわけでございます。

住民の皆さんのもとへお伺いしてお話を聞くというのは、そのことを前提に話をするのではございません。町長はどういう基本スタンスで合併に取り組みようとしているのですかというご質問に対しては、そういう具合にお答えをすることになるかと思えますけれども、住民の皆さんのご意見の中に、「私はこう考えています。これがいいのと違いますでしょうか」というご意見、これはやはり積み重ねていってすり合わせをしてみたいという具合に考えております。

やはり、お一人おひとりのご意見が大切な合併の問題でございます。これにつきましては慎重に、そしてまた時間をかけて作業を進めてまいらなければならないという思いでおります。

それから、表現につきまして一字一句のご指摘、これはもう何度も申し上げますとおおり、そのことによって皆さんにあらぬ思いを与えてしまいましたことは、これはもう私の不徳の致すところでございます。確か2回目か3回目に出した機関誌「地方の政治を語る」という紙上での記述だったと記憶いたしております。

それから、先ほどの数字的な説明ですけれども、これはまた改めましてご説明を申し上げたいと思います。以上で回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田義明議員。

○4番（山田義明） 最後の質問になりましたが、よろしく願いいたします。平成20年第3回定例会一般質問。4番、山田義明。介護予防拠点施設等について伺います。

今回の補正予算において、国庫補助金である地域介護福祉空間整備交付金9,900万円を活用し、保健センター・農村女性の家の改修や、総合運動公園でのトレーニングジムおよびスタジオの新築が予定され、多世代との交流で高齢者介

護予防施設の充実が図れることは住民の福祉向上につながると判断しますが、私は、今回の事業やこれからの介護予防について、次の点について質問します。

1点目は、総合運動公園内に予定されている高齢者運動効果推進拠点施設において、約70㎡のスタジオでヨガスクール・エアロビクススクール、はつらつサイズスクール等が開催される予定であります。これらのスクールを実施するについては、あまりにも床面積が狭いため効果的な運営が心配されますし、高齢者の介護予防も目的とした施設としては、また、多世代利用の施設としては、面積的なゆとりもなく、自由度の少ない施設と私自身は感じますが、講師等のアドバイスはいかがでしたでしょうか。

2点目、今回の施設の改修・新築に関して、エコタウンプロジェクト行動計画や環境マネジメントシステムに伴う目標や施策が実施されているかでございます。

3点目、各集落ではおたっしや教室が開催されていますが、今後、足が不自由になりやすい高齢者のための集落での予防指導はほかに計画されているでしょうか。以上、3点について伺います。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 山田義明議員の「介護予防拠点施設等について」のご質問にお答えします。

竜王町では、「活動的な85歳」を目指して、平成18年度より地域支援事業として各地区で「おたっしや教室」が開催されております。開催当初、町からの派遣講師の指導による教室も、現在は31地区におきまして介護予防サポーターや協力員さんが主体となり、各地区独自の工夫を取り入れた取り組みに発展しながら続けていただいております。

地域の公民館や集会所で開催することで、身近な場所で人と出会い、笑いあえる場づくりが生まれることも、おたっしや教室の目的の1つであります。また、地域包括支援センターでは、介護は必要とまではいかないけれど、おたっしや教室に参加できない方や生活機能が低下している方を対象に、「運動器機能向上教室」「口腔機能向上教室」「栄養改善教室」等の介護予防教室を開催しております。

さて、今回、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、町総合運動公園内にスポーツジムおよびスタジオの整備を計画しておりますが、これは、高齢者の運動習慣の日常化を推進し、高齢者の日常生活行為に必要な能力の維持・向上を目指すとともに、併せて高齢者以外の一般の方の利用も可能とするも

ので、高齢者の運動指導や見守りをとおして多世代との交流を図ることを目的としております。

現在、町では竜王町地域振興事業団への事業委託によりドラゴンスポーツセンター体育館において、トレーニングマシンによらない「運動器機能向上教室」を15名定員で週2回、3ヶ月間継続して実施しておりますが、この教室を終了した方の受け皿となる事業がなく、スタジオ整備により継続した取り組みが期待できるどころです。

一方、トレーニングマシンによるトレーニングは、普段使わない筋肉を有効に使うことができ、負荷の調節のしやすさから数値的に効果が見えやすい利点もあげられます。

1つ目のご質問でございますが、議員仰せのとおり、民間の同様の施設に比べますと規模は小さくはありますが、スタジオについては約15名の方の利用が可能であり、介護予防事業では指導員や介助員を必要とすることから、1教室の利用としてはこれぐらいの人数が適当であると思われまます。また、一般利用に際しての場合でございますが、現在地域振興事業団が実施しておりますヨガ教室やはつらつサイズ教室などの自主事業およびエアロビクスなどの新規事業も含め協議をしながら計画をさせていただいたところでもあり、ジムのトレーニングマシン導入につきましても、理学療法士や健康運動指導士の指導を得ながら選定していく計画でございます。

利用に対する需要の調整につきましては、教室の数や定員・利用時間などの調整により、できるだけ多くの町民さんにご利用いただきたいと思いますと考えております。

続いて、2つ目のご質問、今回の施設改修および新築について、エコタウンプランに沿って進められているかということですが、資材について省エネ仕様の製品を取り入れることや断熱材を使用することで、冷暖房エネルギーの軽減を考えております。また、農村女性の家につきましては、エコ農業の視点から環境に優しく安全で安心な農作物を使った加工品づくり、地産地消を推進し、環境マネジメントの充実を図ってまいります。

続いて、3つ目のご質問、「今後、足が不自由になりやすい高齢者のための集落での予防指導計画について」ですが、高齢者の皆さんが介護を必要とせず、住み慣れた竜王町でいきいきと暮らすためには、意識をしながら身体や頭を使うことが大切であります。

町では、自分の力で地域の集会所に集まり、地域の友人などとなじみの関係を

継続されることを目指して、体操を入り口にした介護予防事業として「おたっしや教室」の開催を支援しております。「継続は力なり」と申しますが、参加者からの声や体力測定の結果などから「おたっしや教室」の効果が実感されているところでもあります。いずれの教室も、運動の習慣を生活の中に取り込めるよう、地域のリーダーさんやこれを支える皆さんが工夫をして運営をしていただいております。併せて、町も、年に3回はおたっしや教室に講師派遣を行い、運動以外の口腔・栄養・認知などの「介護予防」の知識の普及に努めております。

また、介護認定を受けておられない高齢者全員に、平成19年度から25項目の基本チェックリストを送付し、生活機能の低下を疑われる人を早期に発見し、特定高齢者施策として運動器機能向上事業の勧奨も行っております。3ヶ月間1クールとして個別のメニューで、ご本人の暮らしがより豊かなものとなるよう地域振興事業団と協力して実施しております。歩くことだけでなく「座る・立つ・歩く」ことに必要な筋力の維持のため、口腔・栄養にも関心を持っていただけるよう啓発を重ねていきたいと考えております。以上、山田議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

○4番（山田義明） 説明いただきまして、ご苦労さまでございます。久方ぶりのハコモノということで計画された拠点施設の関係でございます。必要性については認めつつ、やはり使用上の使い勝手等につきまして、質問のとおり、ご回答では15名程度の方でできるスクールという話でございますが、一般の方が使えるような施設ということもお話ございました。

これについては、今日も弓道場の方は地域振興事業団の方でヨガをされています。聞いていますと16～17人だと。60㎡なんですけれども、非常に窮屈だなという話で、あの部屋を全体で考えますと、予定されている70㎡になるのではないかと思うのですけれども、確かに15名程度でしたらいいわけですが、一般の方が使われるのとあわせて、ヨガだけですと何ですが、それ以外にもエアロビクス等も使われるということで、はつらつスクール等も言われているのですが、こういったことになると、ヨガ以外に使われる場合に、もう少し活動の範囲が広がるわけでございます。

そういったことでは、ちょっと15名にはならないかなと思うのですが、なおかつ私の質問については、講師の方にひとつお聞きされましたかという質問でございましたが、事業団の方しか聞いていないということで、実際、講師の方は事

業団の方ではないように、名前だけは聞いたのですけれども、そのように伺っています。

そういったことで、なかなか、いいことはやっていただくのは結構ですが、せっかくハコモノをつくっていただくのに中途半端な施設になりますと、せっかく投資した金が活用できないような感じになると思います。こういった点ではもう一度、講師の方と相談するとかいうことで、若干そこら辺変更願えればありがたいと思いますが、それが1点の質問でございます。

もう1点は、介護予防を実施するにあたりまして、今回のハード的な面もいろいろ充実していただいて、非常にこれは必要なことでございますが、竜王町の資源と言いますか、例えば農道を使ったウォーキングとか、あるいは雪野山あるいは竜王山等を早朝登山するとか、そういう格好で、山頂の方に例えばお宮さんとかお寺等があって、そんなところによく毎朝昇っていかれるという、そういった地域と言うか、そういったところがあるという話を聞いています。なるべくお金をそう使わずに、また健康が継続的にできるような、そういった事業をできれば取り組んでもらいたいと思うわけですが、それが何も行政が全部していただくという話ではございませんが、そういう方向に誘導していただくのも1つの手ではないかと、かように思います。

なおかつ、徳島県の上勝町、ここでは葉っぱビジネスはご存じだと思いますが、高齢者のおばあちゃんがいろいろがんばって、ああいう葉っぱビジネスをされています。その手助けとしておじいさんの方もがんばっておられるという話でございます。健康づくりとあわせてビジネスということで、身体および頭、その他等々を使われて、非常に健康づくりに貢献されている事業だと思います。今後も竜王町におきましては、そういう方向もあわせて考えてもらったらどうかと思います。この2点について再度質問とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 山田議員の再質問にお答えいたします。

まず、面積の関係でございます。スタジオ面積が70㎡ということで今現在考えておりますが、狭いのではないかと。エアロピクスになるともう少し人数がいるのではないかとというふうなことでございます。最初の回答でも申し上げましたように、20名・30名でないとできない事業ではないというふうに考えております。教室の回数を増やせば、需要に対しての対応はできるのではないかとというふうなことから、人数も15名、介護予防の事業をいたします時は、先ほども

言いましたようにこのぐらいの人数が適当であろうかというふうなことでございますが、その他一般利用をいただきます時にも、このぐらいの範囲の中でご利用いただけたらなというふうに考えております。

それと、続きまして健康ウォーキング等、そういった事業でございますが、今現在取り組みをいたしていますのは、筋力のトレーニングというふうなことでございます。これまでも保健センターの事業等で健康ウォーキングとか、そしてまた農林の関係でもそういった事業が取り組みをされております。身体を動かしていただくということが健康につながることでございますので、運動の日常化ということで、福祉以外の他の部署でもそういった関連事業にお取り組みをいただけたらなというふうに考えております。以上、回答とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 4番、山田議員。

○4番（山田義明） 再度回答いただいたわけでございます。スタジオにつきましては、現在の予定されている70㎡が適当だというような感じでご回答いただきましたが、いろいろと考え方はあると思います。これについて、現在ドラゴンスポーツクラブ等では、今ヨガをされているのですけれども、これについてはやはり30名程度だなというような感じで一般的には言われていまして、これは一般の方でございます。あくまでも介護予防だけではないという話でございますので、そのぐらいの人数が適当ではないかなということで、私自身はこのような恰好で質問させていただきました。いろいろと考えがあるのですが、ひとつまたそこら辺も、いろいろと後から問題が起こらないように、きちんとしていただきたいなと思っております。

あと、介護予防について、先ほど申しましたが、ひとつまた町民の皆さんがなお健康で長生きできるようなこういう施策を、今後もひとつまたとっていただきたいなと思ひまして、これをもちまして質問を終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（寺島健一） これをもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって、本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午後9時27分）